

塔ノ入遺跡

－上武山地内における古代集落の調査－

2007

本庄市遺跡調査会

とう の いり い せき
塔 ノ 入 遺 跡

－上武山地内における古代集落の調査－

2007

本庄市遺跡調査会

序

本庄市は、昨年旧本庄市と旧児玉町が合併し、新しい「本庄市」として生まれ変わりました。この合併によって、本庄市域には利根川を臨む低地から、秩父郡に接する山地という、多様な地形を擁するようになりました。ここに報告する塔ノ入遺跡は、本庄市の南部、本庄市児玉町高柳の県道秩父児玉線を臨む上武山地の山あい位置しております。

本庄の地は、古くから中仙道の宿場町として発達し、また児玉の地は、鎌倉街道の宿や市の栄えた土地として知られております。ともに交通の要衝としての長い歴史をもち、また多様な自然環境をもつ「本庄市」となったことで、さらなる生涯学習の活性化が望まれております。本遺跡のような小山川筋の山間の集落においても川筋の経路と尾根筋の経路によって他の地域と縦横に社会的な関係を取り結んでいた様子を窺うことができます。

このたび、この上武山地の一角に営まれた歴史的な営みの数々は、ここに発掘調査報告書という形で保存し、永く後世に伝えることになりました。これらの埋蔵文化財は、将来の私たちの文化的な生活を形づくるためのひとつの基礎となりえるものであり、これらを守り、後世に伝えて行くことはもとより、地域の理解のために生かしてゆくことが、今後の文化財行政の課題であるといつてよいでしょう。それぞれの土地に刻まれた歴史は、それぞれの地域の大切な財産であり、具体的な形で生きた歴史を示しているからです。

ここに、この発掘調査報告書が刊行できましたことは、有限会社富岡建材をはじめとする関係各位ならびに関係諸機関の皆様のご協力の賜と深く感謝いたします。このささやかな調査報告書は、埋蔵文化財の保護・活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、この地域の住民皆様はもとより、教育や研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。

平成19年2月14日

本庄市遺跡調査会
会長 茂木孝彦

例 言

1. 本書は、埼玉県本庄市児玉町高柳字塔ノ入 1004 - 1 外に所在する、塔ノ入遺跡 (No. 54 - 287) の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、有限会社富岡建材の岩石採取に先立つ埋蔵文化財保存事業として、昭和 62 年度に児玉町教育委員会の指導に基づき児玉町遺跡調査会が実施したものである。
3. 発掘調査および整理・報告に要した経費は、有限会社富岡建材の委託金である。
4. 本報告にかかる発掘調査は、鈴木徳雄 (児玉町教育委員会社会教育課主事：当時) が担当した。また、本書の編集は、尾内俊彦の協力を得て鈴木徳雄が行い、第Ⅲ章 1・2 は尾内が、その他の執筆は鈴木が担当した。
5. 本書に掲載した出土遺物、遺構・遺物の実測図ならびに写真等の資料は、掲載以外の資料を含め、本庄市教育委員会において保管している。
6. 発掘調査及び本書の作成にあたって下記の方々の御助言・御教示・御協力を賜った。記して感謝いたします。(順不同、敬称略)
赤熊 浩一、有山 径世、池田 敏宏、大熊 季広、大屋 道則、岡本 一雄、
小川 卓也、金子 彰男、雉岡 恵一、坂本 和俊、櫻井 和哉、外尾 常人、
高橋 一夫、高橋 清文、田村 誠、知久 裕昭、利根川章彦、鳥羽 政之、
永井 智教、長井 正欣、中沢 良一、長滝 歳康、中村 倉司、長谷川典明、
日沖 剛史、平田 重之、福田 貫之、丸山 修、水谷 貴之、宮本 直樹、
矢内 勲、山口 逸弘、埼玉県市町村支援部教育局生涯学習文財課、
児玉郡市文化財担当者会、東海大学考古学研究会、毛野考古学研究所
7. 発掘調査の主たる作業は、調査担当者および下記の者が行った。
尾内 俊彦、徳山 寿樹、大屋 道則、永尾 順一、岩崎 ケイ、今井三代子、
鶴田 玉江、田口 照代
8. 本書作成にかかる主たる作業は、調査担当者および下記の者が行った。
尾内 俊彦、田口 照代、福島 礼子、渋谷 裕子、藤重千恵子

目 次

序

本庄市遺跡調査会会長 茂木 孝彦

例言

第Ⅰ章 発掘調査の経緯	1
第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境	3
1. 地理的環境	3
2. 歴史的環境	4
第Ⅲ章 発掘調査の概要	7
1. 調査遺跡の概要	7
2. 検出遺構の概要	9
3. 出土遺物の概要	27
第Ⅳ章 児玉郡における山地域の遺跡と交通路	49
1. 山地域の縄紋遺跡と交通路	49
2. 山地域の古代遺跡と交通路	53
3. 中世の交通路と板碑の分布	56

引用・参考文献

写真図版

報告書抄録

塔ノ入遺跡発掘調査組織

児玉町遺跡調査会（昭和 62 年度：抜粋）

会 長	石井 栄一	児玉町教育委員会教育長
理 事	田島 三郎	児玉町文化財保護審議委員長
	清水 守雄	児玉町文化財保護審議委員
	日向 國俊	児玉町文化財保護審議委員
	中兼 久偉	児玉町文化財保護審議委員
	武内 和雄	児玉町文化財保護審議委員
	中林 重	児玉町教育委員会社会教育課長
幹 事	岩上 高男	児玉町教育委員会社会教育課課長補佐
	前川 由雄	” 社会教育係長
	金子 幸弘	” 社会教育係主事
調査員	鈴木 徳雄	児玉町教育委員会社会教育課社会教育係主事

塔ノ入遺跡整理・報告組織

本庄市遺跡調査会（平成 18 年度）

会 長	茂木 孝彦	本庄市教育委員会教育長
理 事	清水 守雄	本庄市文化財保護審議委員
	佐々木幹雄	本庄市文化財保護審議委員
	丸山 茂	本庄市教育委員会事務局長（会長代理）
監 事	八木 茂	本庄市監査委員担当副参事
	門倉 実	本庄市会計課長
幹 事	前川 由雄	本庄市教育委員会文化財保護課長（事務局長）
	鈴木 徳雄	” 課長補佐兼埋蔵文化財係長
	太田 博之	” 埋蔵文化財係主査
	恋河内昭彦	” 埋蔵文化財係主査
	松澤 浩一	” 埋蔵文化財係主事
	松本 完	” 埋蔵文化財係主事
	的野 善行	” 埋蔵文化財係臨時職員
調査員	尾内 俊彦	本庄市遺跡調査会 調査員

第 I 章 発掘調査の経緯

本報告にかかる発掘調査は、民間の岩石採取に伴って失われる埋蔵文化財の記録保存のために実施されたものである。発掘調査に至る経緯の概要は、以下のとおりである。

発掘に至る経緯

埼玉県児玉郡児玉町大字高柳（現本庄市児玉町高柳）字塔ノ入 1004-1 番地外において、有限会社富岡建材の岩石採取計画に基づいた、開発予定地内における埋蔵文化財の所在及び取り扱いについての照会および試掘調査依頼が、昭和 61 年 12 月 19 日付けで児玉町教育委員会に提出された。試掘調査の対象区域が山林であったため、現地の伐採終了後である昭和 62 年 4 月に重機および人力による試掘調査を実施した。この結果、埋蔵文化財の所在確認の対象となった 22,115 m²のうち表土層の極めて薄い急傾斜の区域を除いて試掘調査を実施したところ、対象区域のうち約 1,000 m²に、縄紋時代および平安時代の住居跡や土壙等の遺構や、縄紋土器や土師器等の遺物が検出され、縄紋時代と奈良・平安時代の集落遺跡であることが確認された。

この試掘調査の結果を踏まえ、児玉町教育委員会は、この区域を周知の埋蔵文化財包蔵地（No.54-287）塔ノ入遺跡として捉え、埋蔵文化財の現状変更を最小限に実施するように有限会社富岡建材と協議を行った。しかし、岩石採取による埋蔵文化財への影響は避けがたく、岩石の採掘によって埋蔵文化財が失われる区域全域の発掘調査を実施する必要性が生じた。以上の協議を踏まえて、有限会社富岡建材代表取締役富岡博から児玉町教育委員会教育長に発掘調査依頼書が提出されたので、児玉町教育委員会の指導に基づき、児玉町遺跡調査会と有限会社富岡建材との間で埋蔵文化財保存事業委託契約を締結することで、発掘調査を実施することとなった。

発掘の届出

発掘の実施にあたって、昭和 62 年 5 月 1 日に有限会社富岡建材代表取締役富岡博より文化財保護法第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づく「埋蔵文化財発掘の届出について」が提出された。この発掘の届出に基づいて、埼玉県教育委員会教育長から、昭和 62 年 5 月 1 日付け教文第 2 - 44 号で有限会社富岡建材代表取締役富岡博に「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知があり、文化庁の指導による土木工事等の着工前の発掘調査実施の指示があり、また発掘調査により重要遺構等が発見された場合の別途協議の必要について通知された。

発掘調査の通知

発掘調査の実施については、児玉町教育委員会教育長石井栄一から文化財保護法第 98 条 2 第 1 項の規定に基づいて、昭和 62 年 5 月 1 日付け児教社第 53 号「埋蔵文化財発掘調査の通知について」が提出された。この通知に基づいて、文化庁文化財保護部記念物課長小林孝男より、昭和 62 年 9 月 4 日付け 62 委保記第 2-2494 号で「文化財保護法第 98 条の 2 第 1 項の規定により地方公共団体が行う発掘に関する通知その受理について（通知）」があった旨、埼玉県教育委員会教育長から児玉町教育委員会教育長に、昭和 62 年 9 月 17 日付け教文第 3 - 52 号で通知があった。

現地発掘調査

現地の発掘調査は、昭和 62 年 5 月 15 日に開始され、同年 7 月 22 日に終了した。なお、調査対象区域が比較的急峻な山地内に位置し、現地への進入道路もなかったため、器材の搬入や遺物等の搬出等をすべて徒歩で行うなど困難を伴う調査であった。

（本庄市教育委員会文化財保護課埋蔵文化財係）



第1図 塔ノ入遺跡の位置と周辺の遺跡

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

塔ノ入遺跡の所在する本庄市は、埼玉県の北西部に位置し、東は深谷市・児玉郡美里町、西は児玉郡神川町、南は秩父郡皆野町・長瀨町、北西は児玉郡上里町、また利根川を挟んで北側は群馬県伊勢崎市に接している。

本庄市は、平成 18 年 1 月 10 日に本庄市と児玉町が合併し、面積 89.71 k m²、人口約 83,000 人の埼玉県北部の中心的な都市となった。本庄市には、市域の北東部に位置する本庄市街に J R 高崎線本庄駅が、南西部に位置する児玉市街には J R 八高線児玉駅がある。本庄市街の北側には国道 17 号線が、児玉市街には国道 254 号線が通り、この本庄市街から児玉市街方向に国道 462 号線が延びている。また、市の北東部には上越新幹線本庄早稲田駅および関越自動車道本庄・児玉インターチェンジがある。

本庄市の地形

本庄市の地形は、市域の南東側が八王子―高崎構造線上の断層崖を境に三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地、北西側は関東平野西端を構成する神流川扇状地が展開し、扇端部に位置する深谷断層を境に烏川低地が展開し、近世以降ではこの低地帯に利根川が流下している。また、上武山地に接して第三紀層を基盤にもつ児玉丘陵が平野部に突出し、その延長上に同じく第三紀の丘陵である生野山・浅見山の各残丘が点列状に存在している。神流川扇状地は、本庄台地とも呼称されるが、この扇状地中央に相当する区域には、神川町大字二宮所在の金鑽神社付近を水源とする金鑽川と、本庄市児玉町宮内付近から発する赤根川が合流してなる「女堀川」によって開析された沖積低地が形成されている。

児玉丘陵の南側には、上武山地に水源を発する小山川（身馴川）を挟んで松久丘陵が展開し、扇状地地形が天神川・志戸川水系の小河川によって開析された低地帯があり、その東側には、諏訪山・山崎山といった第三紀層の独立丘が北東方向へ展開しているなど、本庄市域に展開する金鑽川・赤根川水系と類似した景観を呈している。小山川は、その水源によって旧那賀郡の条里水田を灌漑する区域をもっているが、児玉市街の東側では伏流しており、美里町十条付近で表流量が増加しながら本庄市五十子付近で女堀川と合流し、さらに深谷市内で志戸川と合流している。

塔ノ入遺跡の地形

今回の報告にかかる塔ノ入遺跡は、本庄市域の南側、児玉市街の南約 2 km の本庄市児玉町高柳の南東端に位置しており、県道である主要地方道秩父・児玉線に程近い、小山川に沿った谷筋を臨む、上武山地内の標高約 200 m の尾根の南側緩斜面上に位置している。遺跡の付近は、本庄市児玉町元田、飯倉、稲沢、河内の各地区が入り組んでおり、遺跡の北側の沢の対岸には元田の鎮守である富士浅間神社が位置している。

塔ノ入遺跡の周囲には、上武山地内を流下する古くは身馴川と呼ばれた現在の小山川によって解析された谷筋に、稲沢を流下する稲藪川が合流している。また、飯倉の琴平神社付近を水源とする小河川「藤の沢川」は、浅間神社が鎮座する浅間山の北側の沢（浅間川）を元田鎮守の富士浅間神社の付近で合流し、小山川に注いでいる。なお、「藤の沢」の水量は、比較的多いが遺跡の位置とは約 50m の比高差がある。また、遺跡の南側にも小さな沢があり、水量は極めて少ないが遺跡との比高差は少なく、生活にかかる水源として利用されたことが推定される。

遺跡の周辺からは、今日「藤の沢」に沿って児玉町飯倉に抜ける経路があり、尾根筋で

飯倉方面と尾根筋の道に分岐している。現在は、本遺跡付近から直接、標高約 395m の住吉神社方面に抜ける尾根筋の明瞭な経路は失われている。塔ノ入という地名は、峠の入り口の意味とも考えることも可能であろうが、この付近からは直接峠に続く経路はない。この塔ノ入へと向かう経路の入口付近には、埼玉県指定文化財（歴史資料）の正嘉二年銘をもつ一石三連の板碑である阿弥陀三尊種子の板石塔婆があり、またその土地も「千手堂」と呼称されており、近世には宝冠寺および観音堂や山門が存在したことが知られている。あるいは、これらの寺院や付近に位置した薬師堂にかかわる塔の存在も想起されようが、現状では推測の域を出るものではない。ともあれ、今日においても山地内には縦横に山道があり、古くはこれらの山道によって村々が結ばれていたのである。

2. 歴史的環境

本庄市域における縄紋時代の遺跡は、その占地に偏りがあり、児玉丘陵に分布の中心があるとはいえ、時期的にも顕著な偏在傾向をもっている。縄紋時代の草創期や早期では丘陵部や低位の山地等で少数の遺物が検出されているが、前期においては宮内上ノ原遺跡（松澤 2005）に見られるような丘陵部に位置する遺跡が急速に増加し、それぞれが集落を構成するようになる。中期においては、将監塚遺跡（石塚他 1986）・古井戸遺跡（宮井他 1989）・新宮遺跡（恋河内 1995）に見られるように本庄台地面に大規模な集落遺跡が設営されるとともに、平氏の宮遺跡（恋河内 2006）のように丘陵部にも引き続き集落が営まれる。また、これらとともに山地内の平坦部にも積極的に集落が設営されるようになることに注目しておくべきであろう。縄紋後期や晩期においては、遺跡数が急速に減少し、藤塚遺跡（鈴木他 1997）や女池遺跡（恋河内 2001・2004）等、河川や湧水点付近に集落が形成されるとともに、遺物のみが検出される小規模な遺跡が確認されている。

山地域の縄紋遺跡

塔ノ入遺跡の位置する、上武山地内における縄紋時代の遺跡には、寺山（廃寺）遺跡、河内下ノ平遺跡（松澤 2005）、橋ノ入遺跡（鈴木他 1986）等がある。また、橋ノ入遺跡に近接する神川町杉ノ嶺遺跡（矢内 2005）の存在が知られており、それぞれ縄紋中期中葉から後半を主体とする遺跡が形成され住居跡や土壙等の遺構や勝坂式や加曾利E式期を中心とする遺物が検出されている。

本庄市域における弥生時代の遺跡は、主として丘陵部に占地しており、弥生中期までの遺跡は小山川流域等に小規模な遺跡が点在する状況であるが、後期には主として児玉町金屋地区の谷戸を臨む丘陵部に小規模な集落跡が確認されている。なお、本遺跡の位置する、上武山地内においては弥生時代の遺跡は極めて稀薄であり、現状では杉ノ嶺遺跡で縄紋晩期終末～弥生前期と推定される小破片が検出されているのみである。

古墳時代の遺跡

古墳時代前期に入ると本庄市域の集落遺跡が急速に増加するが、これは低地域の開発が急速に進展するためである。この開発は、主として「女堀川」流域の低地域における灌漑および排水の進展が発掘調査によって検出される溝状遺構等によって推定することが可能であり、自然堤防上を中心に後張遺跡群（増田他 1982 ほか）をはじめとする集落が形成される。このような低地域の開発と集落の設営に伴って鷲山古墳（坂本他 1986 ほか）をはじめとする古式古墳が相次いで築造されることは注目すべき点である。こうした集落遺跡の占地の傾向は、古墳時代中期以降においても継続するとともに、遺跡数は急増し丘陵部にも開発が進んでいる。しかし、現状においては、本遺跡の位置するような山地～山間

部においては、古墳時代後期以前の遺跡は小規模な少数の遺跡が確認されているに過ぎず、極めて分布の稀薄な状況であったことが推定される。

古代の児玉郡

古代の児玉郡は、武蔵国の北部に位置しており、北側を加美郡に、南東側では那珂郡、榛澤郡、南側では秩父郡に接しており、北西側および南西側では上野国に接する部分をもっている。この古代の児玉郡には、振太、岡太、草田、大井の四郷の存在が知られている。古代児玉郡における律令期の集落は、児玉条里と呼ばれる条里水田の展開する低地内の微高地上に占地する遺跡は減少し、将監塚・古井戸遺跡（井上他 1986・赤熊 1988）のように低地を臨む平坦な台地上に大規模に展開する傾向をもっている。この時期の条里水田は、神流川からの導水にかかる「九郷用水」によって灌漑されており、律令期における集落の占地や条里水田の形成が計画的かつ構造的に進行したことを示している。この条里形地割と灌漑系統が、その後の地域社会の共同性を再生産してゆく基層を構成していることは注目すべき点である（鈴木 1997）。

上武山地域における古代集落の形成時期は、奈良時代初期前後頃に開始されるものが認められ、また平安時代において集落の形成が活発となり、幾つかの遺跡で9世紀後半から10世紀後半頃の住居跡群が確認されている。このような山地域の集落遺跡には、橋ノ入遺跡（鈴木他 1985）や、山崎上ノ南遺跡（大熊 1998）等が確認されている。また、本遺跡の約800m南側の小山川を臨む山地内の平坦部には、瓦塔や風鐸が出土していることで知られる寺山廃寺（鈴木 1982）があり、また近接する小山川の高位の河岸段丘上には平安時代の集落跡である河内下ノ平遺跡（松澤 2005）が確認されている。この河内下ノ平遺跡は、小規模な遺跡であるが、寺山廃寺と同時期に営まれていた部分があると推定され、相互の関係を窺わせるものである。ともあれ、このように小山川流域をはじめとする山地域の開発が進行し、また風鐸をもつ堂宇が建立されていたことは新しい開発主体の形成を窺わせるものであろう。

中世の山地域

この地域の中世の開始を告げるのは、武蔵七党のひとつである「児玉党」の形成である。この「児玉党」系の「塩谷氏」の系譜を引くと考えられる「児玉氏」は、生野山丘陵以南の今日の本庄市児玉町児玉の区域にその本貫地が相当しており、その経済基盤となった領域が小山川（身馴川）筋および児玉丘陵や生野山や浅見山等の残丘とその周辺に相当していることは注目しておくべき点である。これらの区域は、基本的に九郷用水灌漑区域である条里形地割をもった水田区域の外部に属しており、これらの区域が児玉氏の第一次的な経済基盤であったことは重要な点である。「児玉」の地は、「児玉氏」の本貫地として位置づけられるとともに、鎌倉街道の宿と市庭が発達した都市的な場を構成していた区域であったことは注意しておくべき点であり、古くから交通の結節点としての位置づけが可能である。なお、小山川に沿った谷筋である本庄市児玉町本泉地区（元田・稲沢・河内・太駄地区）は、古くから児玉と秩父を結ぶ経路として位置づけられており、また児玉党系の「河内氏」の存在が知られている。この「河内氏」については不明な点が多いとはいえ、「武蔵七党系図」の記載によると児玉庄太夫家弘の子庄三郎忠家が「河内」を号しているところから、児玉町河内地内にその本貫地を推定することができる。このように児玉党系の在地領主層は、伝統的な条里水田地帯の外部に進出し、その経済基盤の中核としていた様子を窺うことができる。なお、本遺跡をのせる尾根の裾部の河岸段丘上には、正嘉二年（1258年）銘の阿弥陀三尊種子の一石三連板碑である県指定有形文化財（歴史資料）の元田の板



第2図 塔ノ入遺跡の地形と発掘調査地点

石塔婆がある。

秩父新道

なお、小山川（身馴川）に沿った児玉から秩父に向かう経路である今日の県道秩父児玉線は、その行程に高低差も少なく、明治19年には「秩父新道」として近代的な道路整備が実施されたものである。なお、この道路は今日においても秩父と児玉を結ぶ地方幹線道路として位置づけられるものであり、現在も積極的に整備が進められている。（鈴木徳雄）

第三章 発掘調査の概要

1. 調査遺跡の概要

本遺跡は、埼玉県本庄市児玉町大字高柳字塔ノ入に所在し、この地点は周知の埋蔵文化財包蔵地（埼玉県遺跡地図No.54 - 287）に該当する。発掘調査は、岩石採取事業により失われることとなった区域の全域である約 1000 m²を調査対象区域としたところである。この調査区域は、調査終了後、岩石採取が実施されたことによって遺跡を乗せていた尾根は消失し、現在は工場用地として利用されている。

遺跡の位置

遺跡は、上武山地の突端に近い山の稜線から連なる尾根上の緩斜面に立地している。遺跡の位置は、小山川（身馴川）によって形成された河岸段丘上の平場とそこに流れ込む沢筋で囲まれた、山の稜線から延びる尾根の下部にあたり、沢筋の合流点である平場から約 50 m程の比高差をもち、海拔約 200 mを測る。遺跡を乗せる尾根筋の裾部には、埼玉県指定歴史資料である正嘉二年（1258 年）銘の一石三連板碑である元田の板石塔婆が位置し、沢の対岸には富士浅間神社が鎮座している。この板碑付近の小山川の段丘上から本遺跡までは、沢筋方向からはかなりの急傾斜であり、尾根筋の南側に回り込みながら登坂すると北から南に向かった緩斜面の調査区に至ることができる。

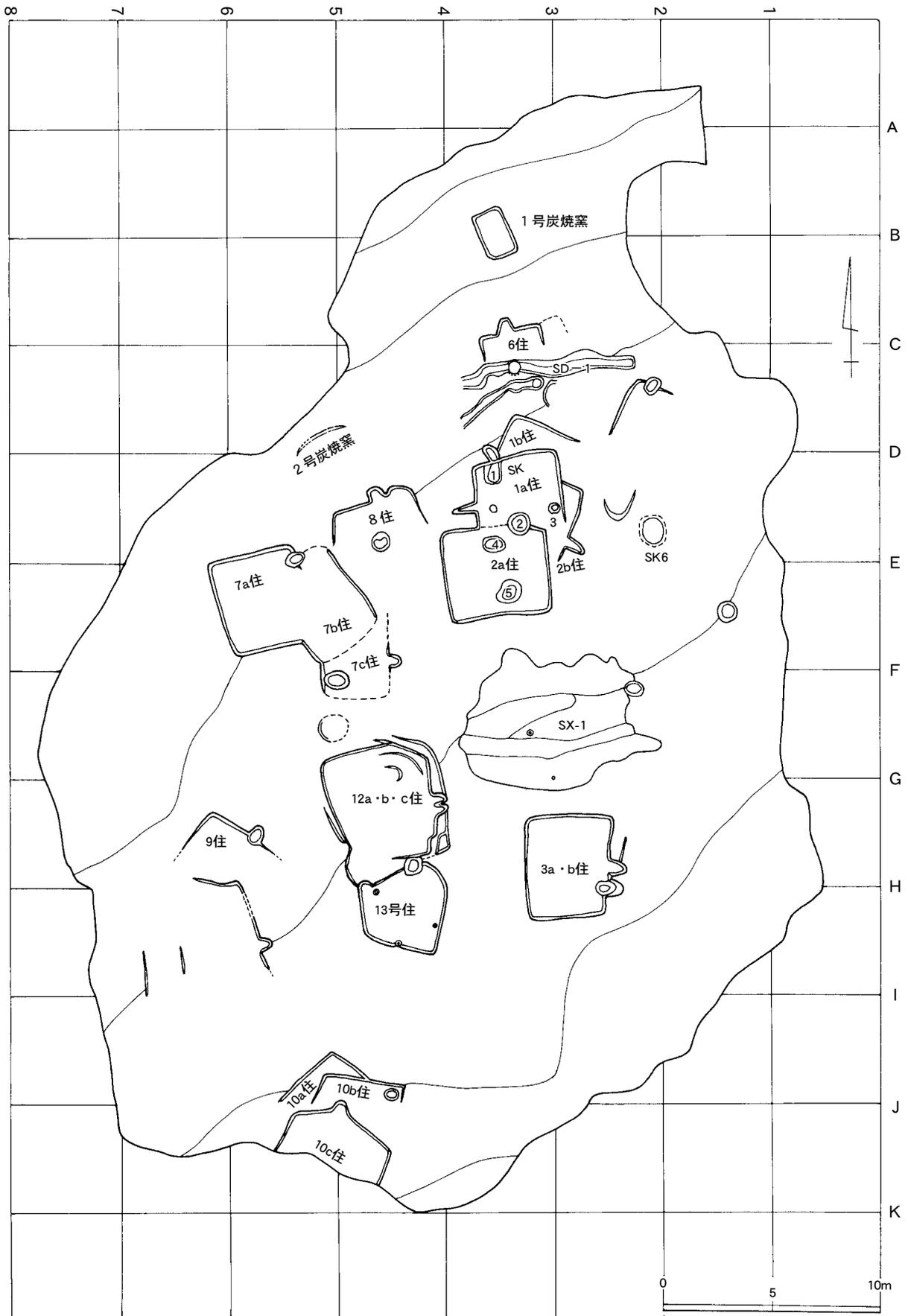
遺跡の概要

本遺跡からは縄紋早期・前期・中期及び奈良・平安時代の遺構・遺物が確認されており、主として縄紋時代では前期、平安時代では中期の遺構・遺物がそれぞれの主体となっている。縄紋期の遺物は、時期も型式も多種多様なものが少しずつ検出されているが、明確な遺構としては中期の阿玉台式期の住居址が 1 軒と前期の黒浜式期の土壇が 1 基確認されている。古代の遺構・遺物は、奈良時代のもは極めて少なく、平安時代では 10 世紀後半以降の羽釜をもつ時期のものが大多数を占めている。特徴的なのは、円筒状に焼結した様な施設やスラグ等の製鉄に関係した遺構・遺物であり、また炭焼窯と思われる方形の土壇と広範囲に焼けたおそらく横口形の炭焼窯の底面と思われる部分が確認されたことである。これにより、本遺跡の古代集落は、製鉄と炭焼き等に関わる小規模な集落であったことが推定される。また、居住地の眼下の平場では沢水を利用して小規模な水稲耕作が可能な点についても注意しておくべきであろう。ともあれ、本遺跡の集落跡は極めて小規模のものであり、一時期には 1 軒ないしは数軒数が、何度か建て替えを行って暫くの間は存続していたものと考えてよいであろう。

周辺の遺跡

本庄市域で確認された山地内の集落遺跡は、寺山廃寺（鈴木 1982）のような特殊な例を除く他には橋ノ入遺跡（鈴木 1985）が確認されている。橋ノ入遺跡は、本遺跡と立地条件が大分違っているが設営された時期は殆ど同一であり、製鉄・製炭の施設が検出されていないことが相違点である。しかし、調査区の中に遺構が偏って検出されており、炭焼窯等の遺構は調査区外に存在していた可能性も認められる。この遺跡においても、カマドに焼土が厚く堆積していて恒常的に使用されていたことが窺われるが、これは出先の「苦屋」や作業小屋等では無く、ここを生活の拠点として居住していたことの証明でもあろう。おそらく、本遺跡や橋ノ入遺跡の居住者は、沢筋で自己消費分の水田経営を行うとともに林業や製鉄に関わる集落として捉えることのできるものであり、社会的分業が進んでいた様子を窺うことができる。

（尾内俊彦）



第3図 塔ノ入遺跡の発掘調査区

2. 検出遺構の概要

本遺跡は、調査開始以前、調査区の周囲には主として落葉広葉樹の低木等の雑種林が存在しており、調査区の位置標高 200 m前後が潜在的植生での樹林相の境目である。しかし、調査区域自体の緩斜面には相対的に若木しか生えておらず、ここの一帯は以前に耕作地として利用されていたものと思われる。

基本土層

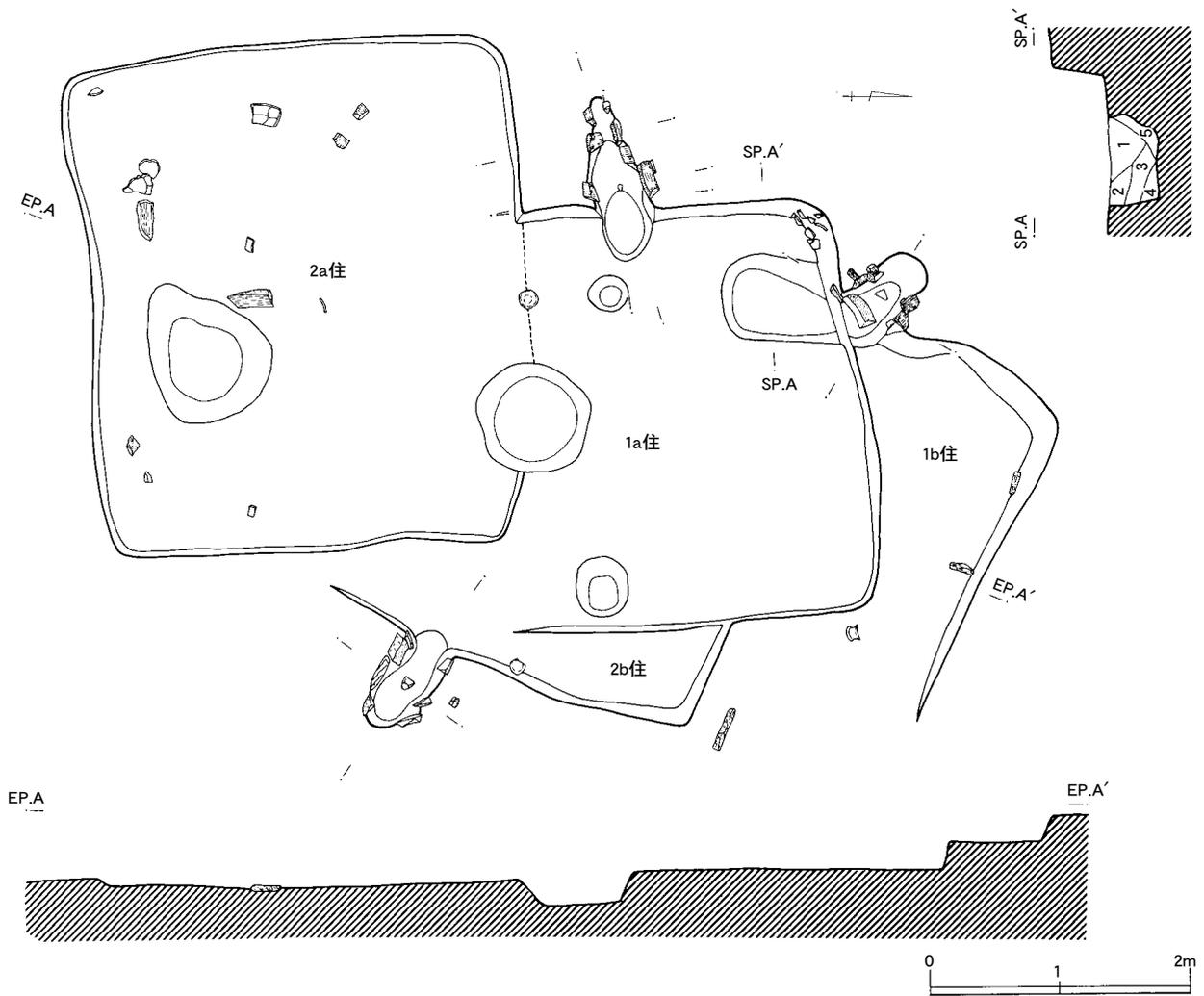
遺跡の基本土層は、山間の斜面地に占地するため複雑な堆積状態を示していたが、I層は暗褐色の近世・近代の耕作土、II層が茶褐色の古代から中世にかけての堆積層であり、遺構確認面は基本土層の第III層である。基本層III層は暗茶褐色の粘質土で、ローム質の土壤に結晶片岩が風化剥離して砕けた破碎砂礫が混入したもので構成されているが、この地層は一旦乾燥すると非常に硬質であり、ここ児玉地域の山地内ではしばしば認められる堆積層である。なお、III層の下には三波川系の結晶片岩が基盤層として存在しており、基盤の上部には風化した破碎礫層が覆っている。なお、遺構の確認面は、斜面地のため均一な基盤層を構成せず流出と再堆積を繰り返した結果としてかなり複雑な様相を呈しており、さらに樹木等の腐植土が混入した結果、遺構の検出には困難が伴った。

遺構の概要

本遺跡から検出された遺構は、住居址がその主体を占めているがその内の大多数が平安時代中期の所産で、形状が正方形か長方形を示すものであり当該時期では例外はないものと思われる。しかし、本遺跡の古代の住居の特徴として比較的浅く構築されており、さらに斜面地に設営された住居の常として土砂の流出により斜面の下方ではプランが失われており、元の形を推定せねばならないものが多い。検出されたカマドは、焚き口や天井部に石組みを伴ったものも多く見受けられ、構造の補強材として岩石を利用し組み合わせて構築されているものが目立つ。また住居には柱穴を持つものが少なく、壁溝を伴ったものが見られないことから全体的に浅く掘られて簡便に作られていたことがわかる。縄紋期の住居は1軒のみ確認されているが、第12号住居跡に隣接したこの遺跡中で唯一の水平面を保った場所に構築されており、浅めではあるが全体の形状を保持して検出されている。



第4図 塔ノ入遺跡の現状における調査位置



第5図 第1 a・b号および第2 a・b号住居址

SK-1 土層説明

- 第1層 黄茶色土 地山に $r = 3\text{ mm}$ のローム風化粒を多量に混じったもの。 $r = 2\text{ mm}$ の老化物を多く含む。 $r = 10\text{ mm}$ のロームブロックも少量含まれる。やや均一の礫を少量含む。
- 第2層 黄茶色土 第1層に準ずるがローム風化粒がやや多い。礫は含まれる。
- 第3層 黄色土 $r = 1 \sim 20\text{ mm}$ のロームブロックがローム粒で充填されたマトリクス、不均一である。
- 第4層 黄茶色土 第1層に準ずるが、礫・炭化物は含まれる。やや不均一でローム粒を多量に含む。
- 第5層 黄茶色土 第1層に準ずるが、礫・炭化物は含まれず、やや不均一でローム粒を多量に含む。

第1 a号住居址 [第5図]

本住居址は調査区の中央やや北寄りに位置し、その主軸を西南西に取り形状は方形を呈するものと思われる。住居の南は覆土が流失しており全体のほぼ五分の四が残存していると思われ、規模は南北2.5 mが確認され、東西3.2 mを測り、壁はやや立ち気味であり残された壁の高さは6～14 cmを測る。床面には精査の結果、ピットが2本と土壙が1基検出されているが柱穴とは認められず、他に比較的新しい時期のものと思われる土壙が1基住居を切っている。カマドは西壁に構築されており、本住居は1 a号住・2 a号住・2 b号住の各住居址と重複し、その中では1番新しくその全てを切っている。住居の構築された時期は、遺物やカマドの形状などから平安時代に属するものと思われる。

第1 b号住居址 [第5図]

本住居址は調査区の中央やや北寄りの1 a号住居の北に位置し、その主軸を北西に取りその形状は方形を呈すると思われるが、南側の流失と1 a号住居による破壊のため全体の三分の一弱しか残っていない。残された規模は南北が2 m、東西は2 m 70 cmであり、壁は緩やかに立ち上がり壁の高さは最大35 cmを測る。カマドは西壁に構築されており、カマドの構造の一部と住居の大半が1 a号住によって切断されている。柱穴などの掘り込みは確認されず、支柱穴を持たないタイプの住居であると判定される。住居の建設された時期は、遺構の形状や遺物などから平安時代に属するものと思われる。

第2 a号住居址 [第5図]

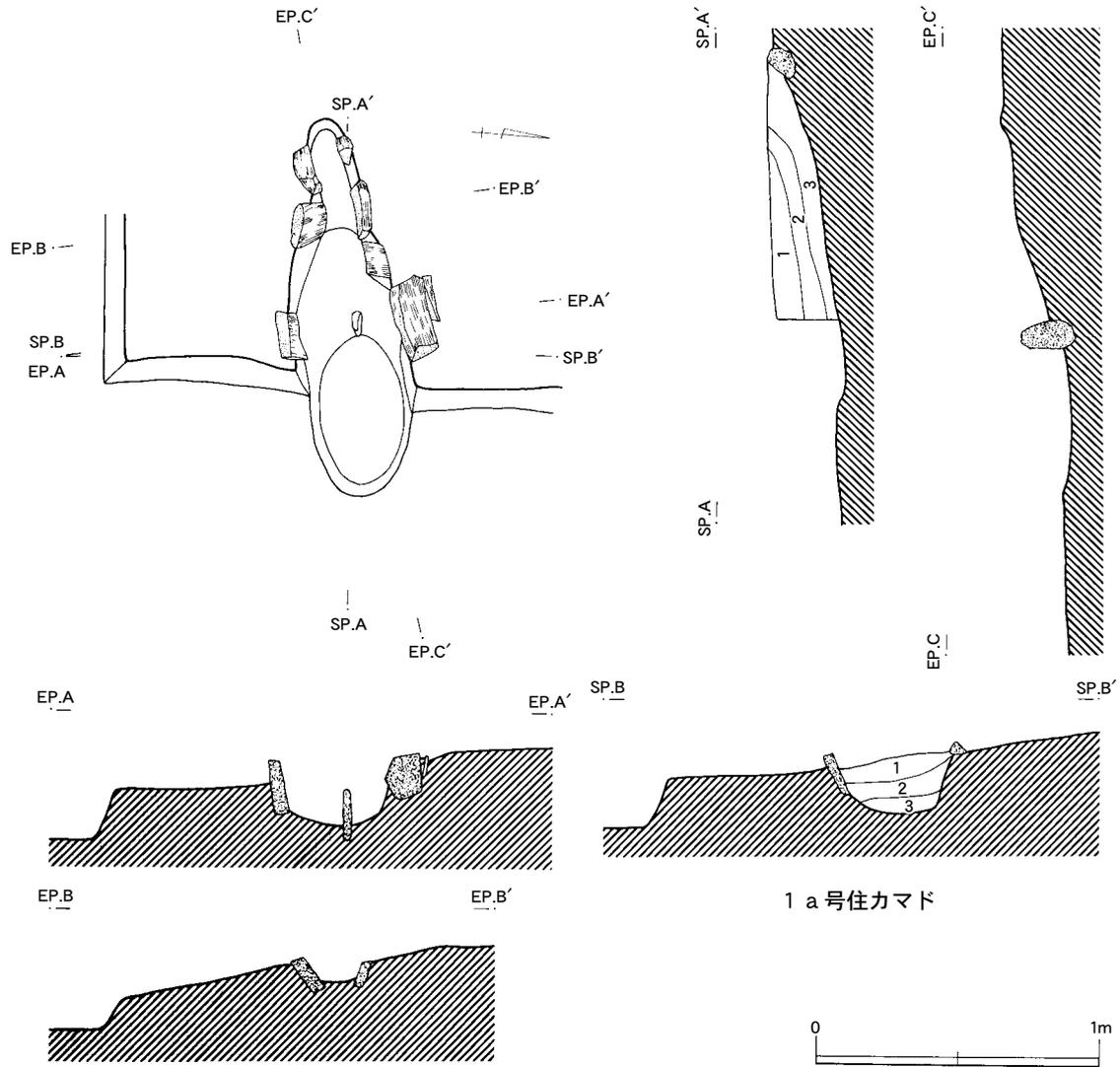
本住居址は調査区の中央やや北寄りの1 a号住居の南に位置し、その主軸は北北西に取るものと推定され形状は方形を呈している。規模は東西3 m 90 cm、南北2 m 70 cm残存し、ほぼ全体を保存しているが、北側の一部のみを1 a号住居により壊されており、壁はほぼ垂直に立ち上がり壁の高さは7～13 cmを測る。住居は1 a号住・2 b号住と重複しており、カマドは北壁に設定されていたと推定されるが、1 a号住により破壊されて消失しているものと思われる。床面には土壙が2基検出されているが、両方共に住居に伴うものではなく後から掘り込まれたと思われ、他に1 a号住居との間に1基が存在する。住居の建設された時期は、遺構の形状や遺物などから平安時代に属するものと思われる。

第2 b号住居址 [第5図]

本住居址は調査区の中央やや北寄りの1 a号住居の東に位置し、その主軸を南東に取り形状は方形を呈すものと思われるが、住居の大半は1 a号住・2 a号住により破壊されており、土砂の流出も伴って全体の五分之一以下の残存状況である。住居の規模は南北2 m 90 cm東西90 cm残存し、壁は垂直に近い状態で立ち上がり、残された壁の高さは最大12 cmを測る。カマドは東壁に構築されており柱穴、土壙と言った住居に伴う施設やピットは検出されていない。住居の建設された時期は、切り合い状況や遺物などから平安時代に属するものと思われる。

第1 a号住カマド [第6図]

規模は長1 m33 cm、幅42 cm、深26 cmを測る。主軸は西南西を向き、焚き口は左右双方に石組による補強を受けており、燃烧部の底部には石材の支脚を有している。壁面はあまり焼けてはおらず、覆土中の下部に炭化物を多量に含むが、焼土自体の検出量は少なく余り使用されていない様相である。



第6図 第1 a号住居址カマド

第1 a号住 カマド 土層説明

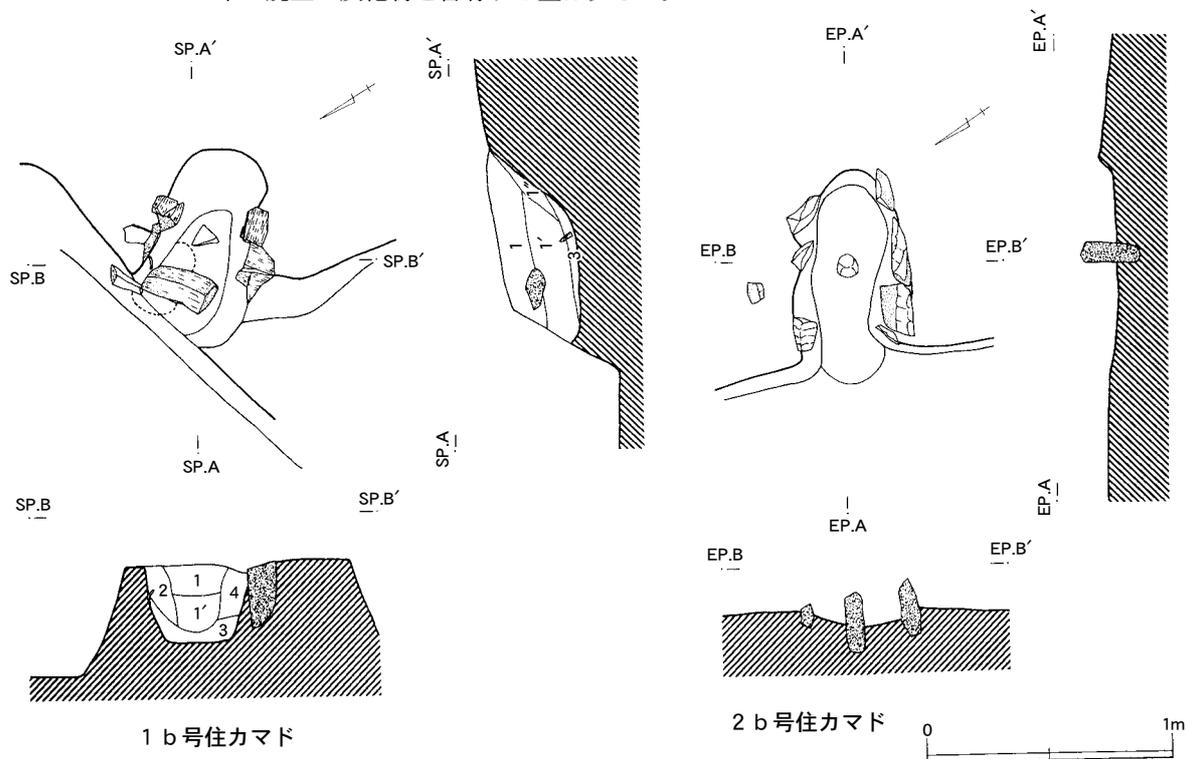
- 第1層 黄茶色土 ローム風化土に黒色土が混じり炭化物を少量含み均一であり、地山の礫を少量含む。
- 第2層 黄茶色土 第1層に準ずるが、炭化物を多少含み、焼土粒を少量含み均一である。構築材の石片も含む。
- 第3層 茶褐色土 ローム風化土と黒色土及び、焼土粉から成る。天井の崩落層、不均一で土器片を含み多量の炭化物を含む。やや粘性がある。

第1 b号住カマド [第7図]

規模は長 83 cm (推定)、幅 44 cm、深 32 cmを測る。主軸は北北西を向き、焚き口の両側に石組みが見られるが、左袖の外側が1 a住により一部破壊され、また天井部の崩落に備え石材により補強が加えられている。燃烧部は強く赤化しており、覆土中に土器片が多量に残されているが、焼土、炭化物の含有量は少ない。

第2 b号住カマド [第7図]

規模は長 78 cm、幅 38 cm、深 5.5 cmを測る。主軸は南東を向き、上部が削平されて形状の確認こそ出来るがその大半を流失しており、残存するカマドの構造内に石組み等は見当たらなかった。余り使用された様相はなく、残された壁や底面にも焼結の痕跡は無く覆土中に焼土・炭化物を含有する量は少ない。



第7図 第1 b号 (左) および第2 b号住居址カマド (右)

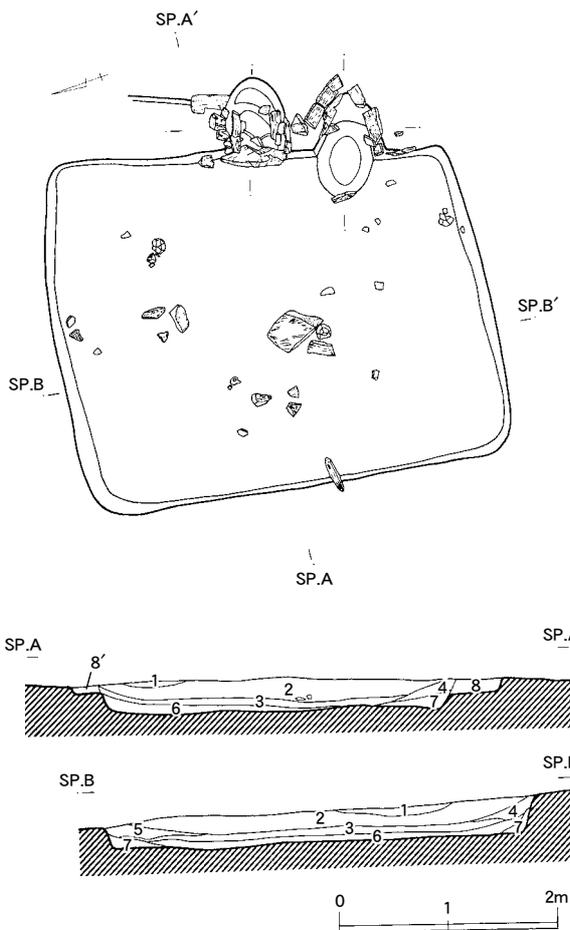
第1 b号住 カマド 土層説明

- | | | |
|-------|------|------------------------------------------------------------|
| 第1層 | 淡茶色土 | 天井崩落後の流入土層。カマド構築材の片岩の小破片を多少含み、風化土粉も多少含まれる。多少粘性を帯び、やや均一である。 |
| 第1'層 | 淡茶色土 | 第1層に準ずるが、粘性が弱い。 |
| 第1''層 | 淡茶色土 | 第1層に準ずるが、焼土粒が多く含まれる。 |
| 第2層 | 赤茶色土 | そで内りの崩壊土層。風化焼土粉を多量に含み、粘性を帯び、やや均一である。 |
| 第3層 | 赤褐色土 | 天井崩落土層。赤褐色のブロック化した粘土と、これの風化した粒子より成る。やや粘性を帯びる。 |
| 第4層 | 茶色土 | ソデの構築土層。 |

第3 a・b・c号住居址 [第8図]

本住居址は調査区の中央やや南寄りに位置し、その主軸を東に取り形状は長方形を呈する。住居の規模は南北3 m 90 cm東西3 m 20 cmで、壁高は25～35 cmを測り、このサイズで3軒の重複と判断されたのは、カマドが3基検出された事と覆土の土層内で切り合いが確認された事にある。この住居は本遺跡の中で唯一全体を保存する住居であり、その理由は本遺跡の内の遺構確認面でこのあたりだけが斜度を持っていない平面で構成されているからであろう。住居の床面からは伴うと思われる柱穴や土壇の類は検出されておらず、主柱穴を持たない簡易型の住居址であることが確認されている。この住居のカマドは全て東壁に構築され、3基が並んで検出されており当住居の建設や建て替えの度に構築されている。3軒の住居の位置はほとんど同じ場所で建て替えが成されており、これは本遺跡の中でこの位置が平坦で一番居住と建築に向いていることが主たる要因と考えて良いと思われる。この結果から最終の確認と調査を終えた掘り方は、カマドの数を除けば一軒の住居の様に見える。住居の建設された時期は、遺構の形状や遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第3 a b号住 土層説明



- 第1層 黄茶褐色土 良く締まっている。φ2～3 cmのロームブロック・ローム粒子を非常に多く含み、若干の炭化粒・焼土粒を含む。
- 第2層 茶褐色土 良く締まっており粘質である。ローム粒子、若干の炭化粒子を含む。
- 第3層 暗茶褐色土 比較的締まっている。多量の材木の炭化物と焼土より成る。
- 第4層 赤茶褐色土 良く締まっている。多量の焼土粒子と若干の炭化粒子と白色粒子を含む。
- 第5層 明茶褐色土 比較的締まっており粘土質である。ローム粒子を多く含み、若干の炭化粒子と焼土粒子を含む。
- 第6層 明黄褐色土 やや粘性があり、ローム層である。壁の風化土と思われる。
- 第7層 明赤褐色土 良く締まっていて粘質土である。焼土粒子を主体とし、若干の炭化粒子を含む。
- 第8層 赤褐色土 良く締まっている。第7層と良く似るが、第7層より更に締まっており、粘土粒が見られない。
- 第8'層 暗茶褐色土 焼土粒子・炭化物をやや多く含む。

第8図 第3 a・b号住居址

第3 a号住カマド [第9図]

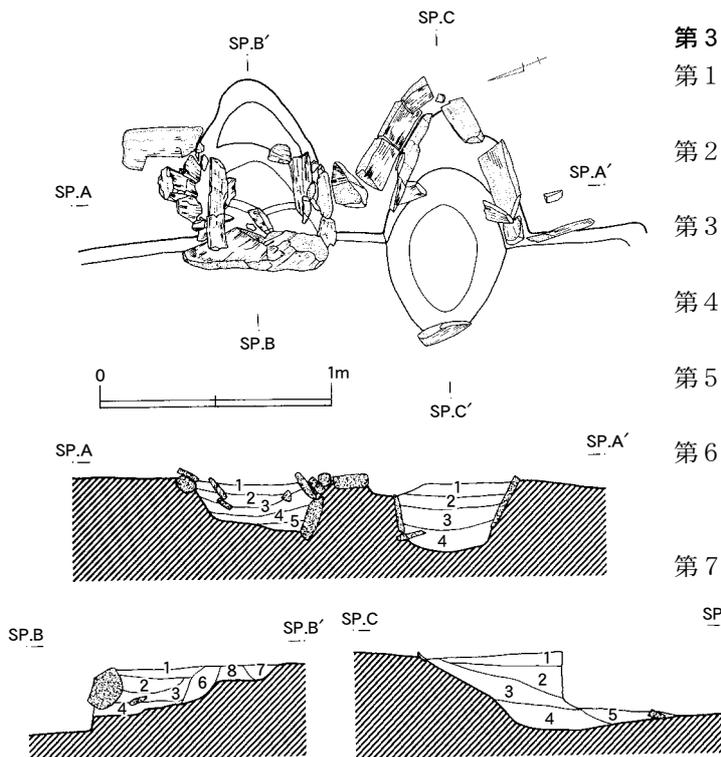
規模は長83 cm、幅60 cm、深29 cmを測る。主軸は東を向き、焚き口は床面より2～3 cm上になっており、燃烧部は壁面が強く赤化して硬くなっている。焚き口と天井は石組みによる補強を受けているが、天井石は火を受けて脆くなっており覆土中に焼土と炭化物の含有が認められる。

第3 b号住カマド [第9図]

規模は長99 cm、幅57 cm、深31 cmを測る。主軸は東を向き、3 a号住カマドの右側に並んで構築されていて、焚き口と燃烧部本体は石組みによる補強が施されている。覆土中に、燃烧部の壁が崩壊したと見られる焼土をブロック状に多量に含んでいるが、炭化物の含有量は少ない。

第3 c号住カマド

規模は長72 cm、幅34 cm、深16.5 cmを測る（残存値）。主軸は東を向くと思われるが、3 a号住カマドにより右袖部分が切損されており、焚き口の石組みも存在していた様子ではあるが破壊により部分的に残存するのみである。他の住居の建設時に壁の部分が改修された為なのか、焚き口の位置も確認できずに不明である。



第9図 第3 a号(左)・3 b号住居址カマド(右)

第3 a号住 カマド 土層説明

- | | | |
|-----|-------|--------------------------------|
| 第1層 | 茶褐色土 | 焼土粒・炭化物を含む。しまり・粘性共に強い。小礫多し。 |
| 第2層 | 暗茶褐色土 | 焼土粒・炭化物粒・粘土粒を含む。しまり・粘性共に強い。 |
| 第3層 | 暗茶褐色土 | 焼土粒を少量、炭化物粒を多く含む。しまり・粘性共に弱い。 |
| 第4層 | 黒褐色土 | 焼土粒を少量、炭化物粒を含む。しまり・粘性共に弱い。 |
| 第5層 | 明褐色土 | 焼土粒を多く含む。しまりやや強く、粘性弱い。 |
| 第6層 | 茶褐色土 | 焼土粒・炭化物粒・ローム粒を含む。しまりやや強く、粘性なし。 |
| 第7層 | 明茶褐色土 | ローム風化土を多量に含む。しまり・粘性共に弱い。 |
| 第8層 | 茶褐色土 | ローム流・焼土粒を少量含む。粘性なし。 |

第3 b号住 カマド 土層説明

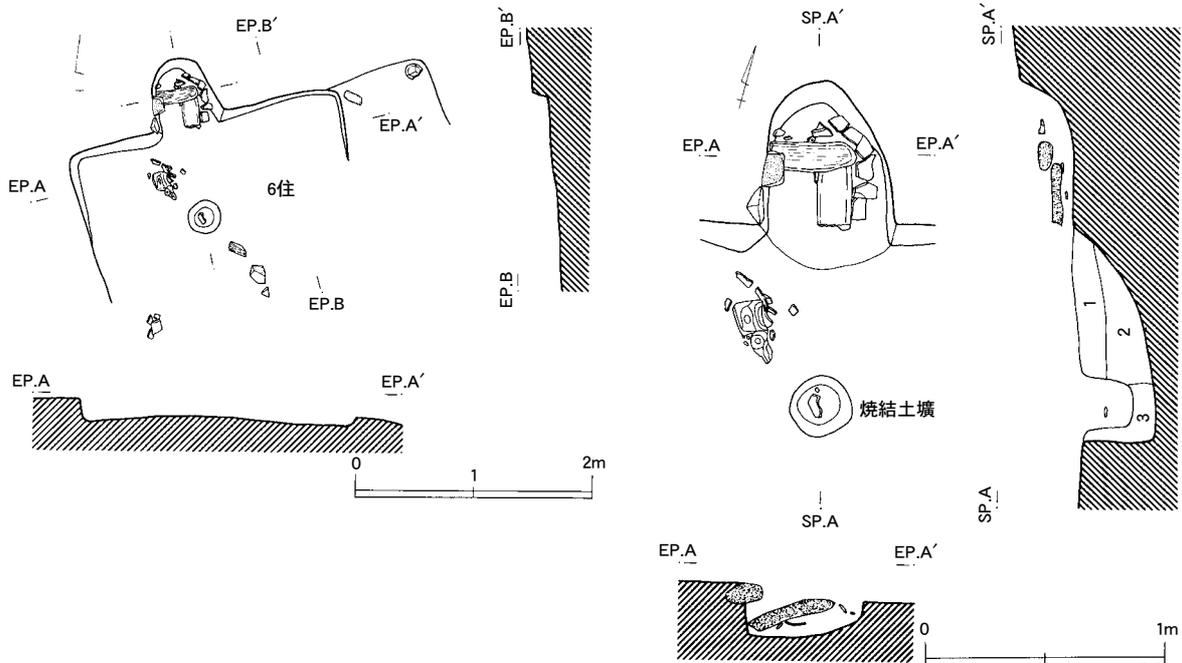
- | | | |
|-----|------|------------------------------------------------------------|
| 第1層 | 茶褐色土 | 地山（ローム直上）の搬入層。炭化物・焼土粒を若干含み均一。カマドをつぶした直後に投入して埋めた土層。粘性がやや弱い。 |
| 第2層 | 茶褐色土 | 第1層に準ずるが、やや粘性が弱い。 |
| 第3層 | 茶褐色土 | 第1層に準ずるが、焼土粒を多く含む。カマド前庭部の埋め戻し土層。 |
| 第4層 | 赤褐色土 | 焼土粒と同ブロックから成る。不均一、やや粘性を有する。天上の崩落層。 |
| 第5層 | 赤褐色土 | 第4層に準ずるが風化した焼土粒を多量に炭化物を少量含む。やや均一、風化流入焼土層。 |

第6号住居址 [第10図]

本住居址は調査区の北に位置し、その主軸を北北西に取り形状は方形を呈するものと思われる。住居の南側の大半が土砂と共に流失しており、全体の三分の一相当が確認された範囲であるが、残された規模は東西3m南北70cmの範囲で検出され、残された壁の高さは最大15cmを測る。カマドは北壁に構築されており、住居に伴うと思われるピット等は検出されなかったが、カマドの焚き口から南に40cm程離れた所に壁が焼結した土壌が検出されている。この住居の特徴的なところは、鞆羽口が検出された床面にスラグの塊が国分期の土師器と一緒に検出されていることであり、この住居の中で製鉄が行われていたとは確定は出来ないが、屋根を持ったところに坩堝を設置していた事の傍証になると考えられる。住居の建設された時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第6号住カマド [第10図]

規模は長60cm、幅58cm、深22cmを測る。主軸は北北西を向き、焚き口には石材による補強が施され、天井石を持つ。燃焼部の壁面は強く赤化して硬くなっており、覆土中に焼土、炭化物の含有が比較的多く見られる



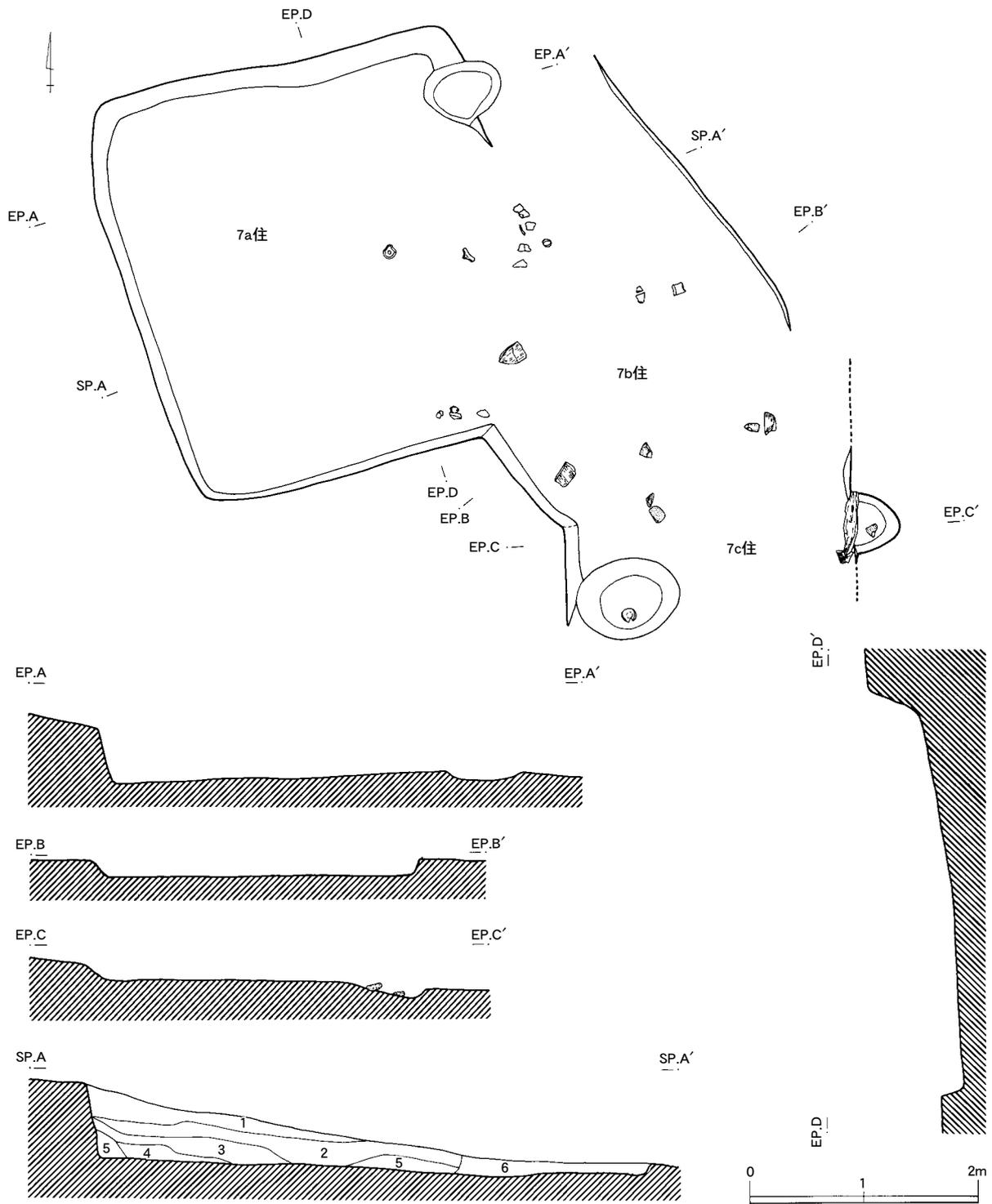
第10図 第6号住居址およびカマド

第6号住 カマド 土層説明

- 第1層 赤褐色土 しまり粘性は少ない。土壤の縁は固く焼結し、焼土粒の主体をなす。
- 第2層 赤褐色土 しまり粘性は少ない。焼土粒、片岩の風化した破片を含む。
- 第3層 赤褐色土 しまり粘性は少ない。上部は焼結しているがピットの底面はそれほどでもない。焼土粒を少量含む。

焼結土壌 [第10図]

本址は調査区の北側に位置する6号住居址のすぐ南に検出され、規模は26cm×28cmで円形の形状を呈しており、深さは最深で43cmを測り基盤層の岩盤まで掘り込んでいる。土壌内部の全体が赤化しており、高熱で焼土化している状態が見て取れる。使用された時期については、覆土内や周囲の遺物等から見て平安時代と思われる。



第11図 第7 a・b号住居址

第7 a・b号住 土層説明

- 第1層 暗灰褐色土 非常に良くしまっている。コブシ大の礫と小礫を多く含むが、第6層よりは少ない。
- 第2層 暗灰褐色土 第1層に良く似るが、コブシ大の礫を含まない。
- 第3層 灰褐色土 第2層に良く似るが、色がやや明るい。
- 第4層 灰茶褐色土 地山の暗茶褐色土の風化土を多く含む。
- 第5層 暗茶褐色土 地山の風化土である。
- 第6層 暗灰褐色土 第1層と良く似るが、コブシ大の礫を非常に多く含む。

第7 a号住居址 [第11図]

本住居址は調査区の中央やや西寄りに位置し、その主軸は北東方向を向くと思われる。土砂の流出により覆土の上部を失っているのと、住居の東に7 b号住居が存在しており東壁と南壁の一部を欠くが、形状の想定には問題が無く方形を呈している。住居の残存する規模は南北3 m 70 cm東西3 m 40 cmの範囲で検出され、北壁は緩やかに南壁はほぼ垂直に立ち上がるが、西壁はその中間で残された壁の高さは20～40 cmを測る。カマドは検出されず、住居に伴うと思われる柱穴や土壌の類は検出されなかったが、東壁の一部に比較的新しい時期のものと思われる土壌が1基壁を切って掘り込まれている。住居の建設された時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第7 b号住居址 [第11図]

本住居址は調査区の中央やや西寄りの7 a号住居の東に位置し、7 a号住居による破壊と土砂の流出により失われている部分が多いため、主軸の確定は出来ないが北西か南西方向を向くと思われる。北部は1 a号住と土砂の流出により、南部は7 c号住の存在によって残されている壁面は東壁と西壁で、この2カ所から南北3 m 50 cm東西2 m 80 cmの長方形を呈するものと推定され、壁はやや立ち気味であり残された壁の高さは最大15 cmを測る。カマドは検出されず、住居に伴うと思われる柱穴や土壌などの検出は無く、建設された時期の推定は遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第7 c号住居址 [第11図]

本住居址は調査区の中央やや西寄りの7 b号住居の南に位置し、7 b号住と土砂の流出により存在の大部分が不明となっている。住居と認定できた理由は東壁の極一部とカマドが検出されたことと、それに対応する西壁の一部が確認されたことによる。主軸はカマドの方向から東を向くと考えられるが確定とはいかず、住居の規模は東西が2 m 30 cmであり、南北は計測不能で形状の推定も無理であった。壁はやや立ち気味であり残された壁の高さはカマドの近くで最大20 cmを測る。カマドとその反対側の壁のみが検出され左右両側の大部分が消失している。床面は荒れており、住居に伴うと思われる柱穴や土壌の検出はないが、比較的新しい時期の土壌が1基存在している。住居の建設の時期は、遺物等やカマドの形状などから平安時代に属すると思われる。

第7 c号住カマド [第11図]

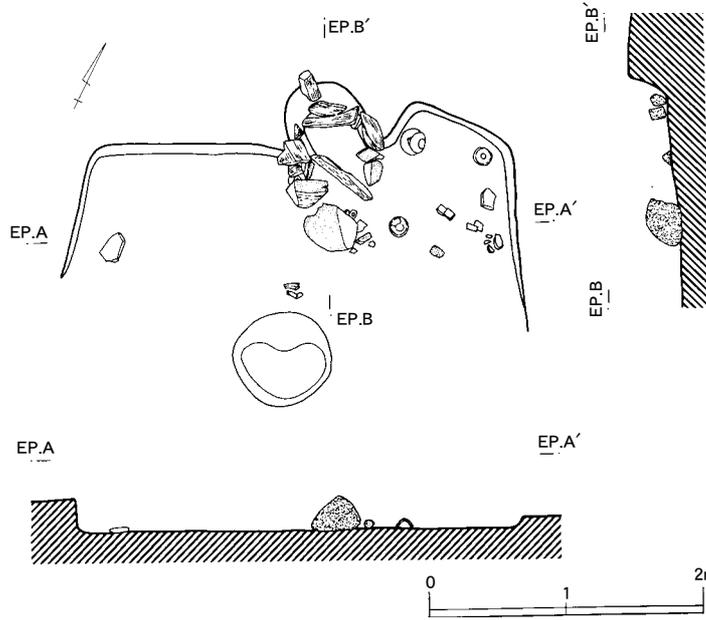
規模は長54 cm、幅50 cm、深15 cmを測る。主軸は東を向き、上部と両側が削平されている。両壁には焼結している所は見られず、焚き口には石組みによる補強が一部残されており、天井の補強が施された様相が見える。

第8号住居址 [第12図]

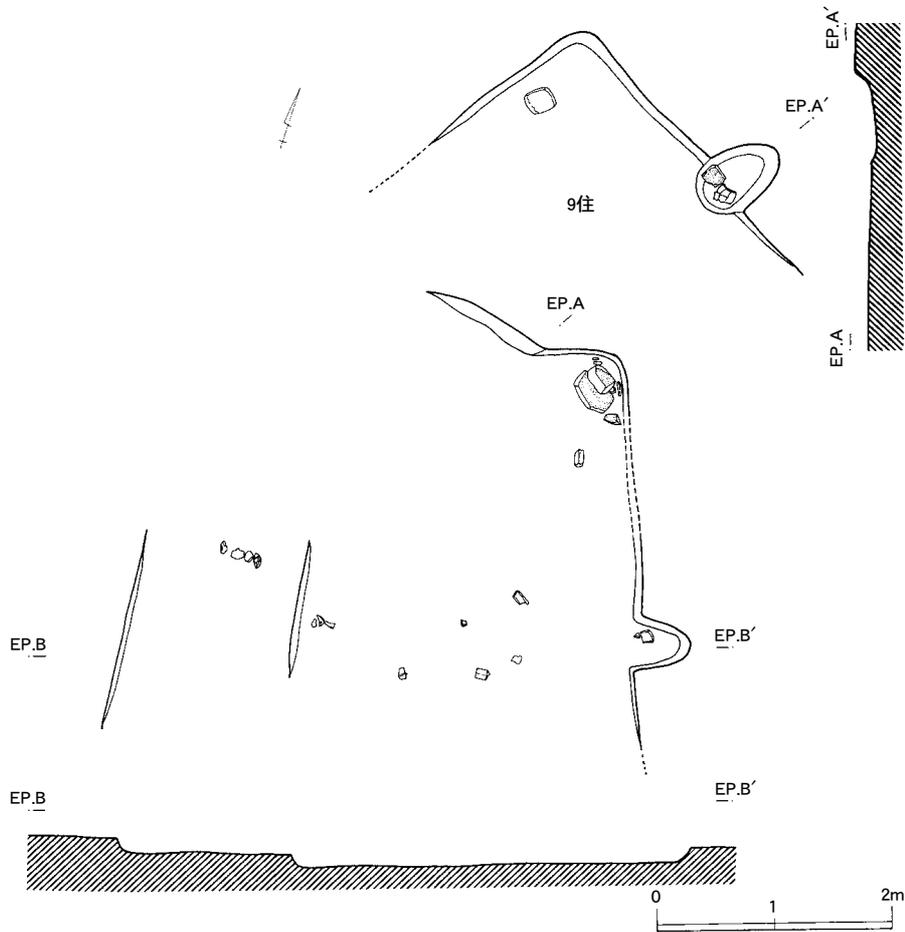
本住居址は調査区の中央やや北寄りの2 a号住と7 b号住の間に位置し、その主軸を北北西に取り形状は方形を呈するものと思われる。住居の規模は東西3 m 40 cm南北に1 m 50 cmが残存し、全体の半分強は土砂の流出により失われており、壁は垂直に近く立ち上がり残された壁の高さは最大30 cmを測る。カマドは北壁に構築されており、右袖の部分に50 cm程の張り出し部が確認されているほかに、住居に伴うかは微妙なところであるが土壌が1基検出されている。住居の建設の時期は、遺物等やカマドの形状などから平安時代に属するものと思われる。

第8号住カマド [第12図]

規模は長 64 cm、幅 58 cm、深 26 cmを測る。主軸は北西を向き、焚き口には石組みによる補強が施されていて右側は袖が形成されている。燃烧部の両壁に焼結している所は見られず、覆土中の焼土、炭化物の含有量は少ない。



第12号 第8号住居址



第13号 第9号住居址

第9号住居址 [第13図]

本住居址は調査区の中央から南西の斜面に位置し、その主軸はカマドの角度から北東に取り、形状は方形を示すものと思われる。住居の規模は東西2m70cm南北2m30cm残存し、壁は比較的緩やかに立ち上がり残された壁の高さは最大25cmを測る。傾斜の急な場所に建設された為、住居の南側四分の三以上とカマドの右袖が上面の土砂ごと流失してしまっている。カマドは北壁に構築されており、住居に伴うと思われる柱穴や土壙等は検出されなかった。住居の建設の時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。なお、本住居址の南にカマドを備えた住居の存在が有るように見えるが(断面Bライン)、床面の状況や東壁のカマドに見える張り出しの中に焼土の痕跡が無い等の理由から住居の認定はしていないが、もう1軒の可能性は否定できない。

第9号住カマド [第13図]

規模は長78cm、幅54cm、深26cmを測る。主軸は北東を向き、焚き口に補強の痕跡は認められず燃焼部の両壁は赤化している。覆土中の下部に、炭化物を多量に含有していることが認められる。

第10a号住居址 [第14図]

本住居址は調査区の南端に位置し、その主軸は北東に取るものと推定され、形状は方形を呈するものと思われる。住居の規模は東西1m70cm南北2m70cm残存し、壁はやや立ち気味で残された壁の高さは最大15cmを測る。10b号住と重複しており覆土の大半を喪失した他に、住居の南側四分の三以上を流失している。カマドの検出はなく、住居に伴う柱穴や土壙は確認されておらず遺物もなかったが、切り合いなどから考えて平安時代に属するものと思われる。

第10b号住居址 [第14図]

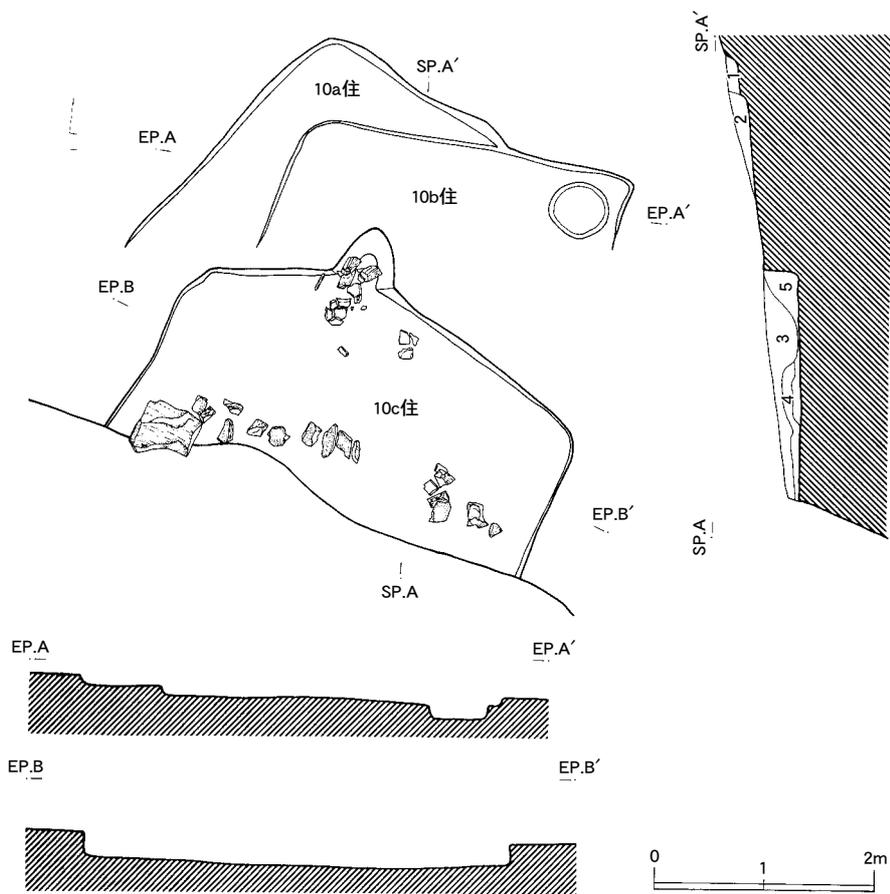
本住居址は調査区の南端に位置し、その主軸は北北東に取るものと推定され、形状は方形を呈するものと思われる。住居の規模は東西3m南北1m20cm残存し、壁はやや立ち気味で残された壁の高さは最大11cmを測る。本址は10a号・10c号住と重複すると共に住居の南側約三分の二強を土砂の流出により喪失している。カマドは検出されず、住居に伴うと思われる土壙が1基確認されているが、柱穴等の検出はなかった。住居の建設の時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第10c号住居址 [第14図]

本住居址は調査区の南端に位置し、その主軸を北北東に取り、形状はやや歪んだ方形を呈するものと思われる。住居の規模は東西3m80cm南北2m残存し、壁は東西壁のやや立ち気味から南北壁の垂直に近く移行し、残された壁の高さは最大25cmを測る。本址は第10b号住と重複すると共に調査区内の最低地である為、南側の壁全体が全体の三分の一強が基盤となる土層ごと削り取られた様に流失してしまっている。カマドは北壁に構築されており、住居に伴うと思われる柱穴や土壙は検出されなかった。住居の建設された時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第10c号住カマド [第14図]

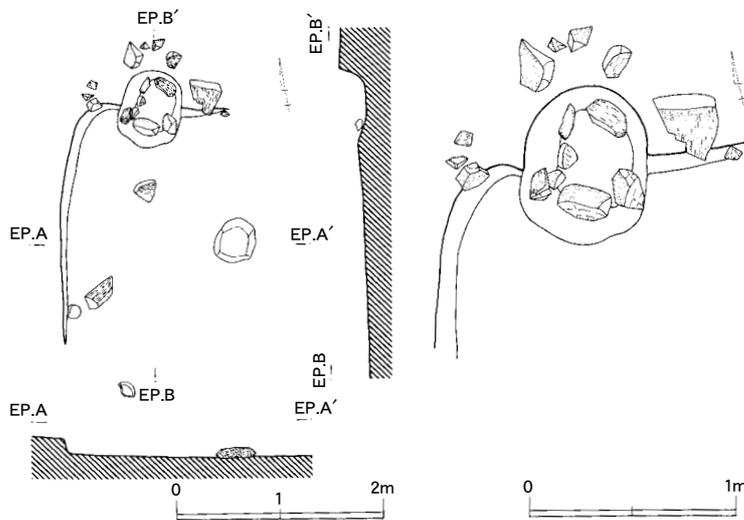
規模は長58cm、幅60cm、深27cmを測る。主軸は北北東を向き、上部を土砂の流出により削平されている。焚き口の一部に石材による補強が認められ、燃焼部の両壁面は火を受けて赤化している。



第14図 第10 a・b・c号住居址

第10 a・b・c号住 土層説明

- 第1層 暗茶褐色土 しまりはあるが粘性をやや欠く、不均質土層である。風化し粘土になりかけた小石粒を含む。
- 第2層 暗茶褐色土 第1層に似るがやや明るい、小石粒の径がやや大きめである。
- 第3層 暗茶褐色土 しまり・粘性共に無い、小礫をやや多く含む。
- 第4層 暗茶褐色土 第3層に似るが小礫を含んでいない。
- 第5層 暗茶褐色土 C住覆土と思われる。1 cm～5 mmの白色小礫を含んでいる。



第15図 第11号住居址およびカマド

第 11 号住居址 [第 15 図]

本住居址は調査区の北東部に位置し、その主軸は北北東に取るものと推定され、形状は方形を呈するものと思われる。住居の規模は東西 1 m 50 cm 南北 2 m 50 cm 残存し、壁はやや立ち気味で残された壁の高さは最大 20 cm を測る。基盤層となる土の堆積は極薄く、床の一部は岩盤層まで達しており、住居の南東三分の二強を流失している。カマドが北壁に構築されているように見えるが、掘り込みの中は火を受けた形跡はなくカマドと認定した物が疑わしいところがあり、柱穴や土壙等の検出もなかった。住居の建設された時期は、遺物等から奈良時代に属するものと思われる。

第 11 号住カマド [第 15 図]

規模は長 76 cm、幅 59 cm、深 22 cm を測る。主軸は北北東を向き、上部を土砂の流出により削平されており東側が一段低くなっている。石材も壁に沿って検出されてはいるが、カマドとしての体裁は整っている様には見えても内部に火を受けた形跡はなく、覆土中に焼土もほとんど検出されていないのでカマドとしての認識には厳しいところがある。

第 12 a 号住居址 [第 16 図]

本住居址は調査区の中央やや南寄りに位置し、その主軸は東北東に取り形状は正方形を呈するものと思われる。12 b 号住と 12 c 号住の覆土内に建設された本住居の規模は東西 3 m 南北 3 m を測ると推定され、断面図と残された壁によりやや立ち気味である事が確認されており、壁の高さは最大約 30 cm 前後を測ると推定される。床面は比較的軟弱であり、最下層の 12 c 号住の床面での比高差はだいぶ大きく柱穴や土壙の類は検出されなかった。カマドは東壁に確認されており、東壁は 12 b 号住と同一の位置で共有されている。住居の建設された時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第 12 b 号住居址 [第 16 図]

本住居址は調査区の中央やや南寄りに位置し、その主軸は 12 a 号住と同一の東北東を取り形状は長方形を呈するものと思われる。住居の規模は東西 3 m 50 cm、南北 3 m を測るものと思われ、壁はやや立ち気味の様相を呈し断面図等と残された壁の高さから最大 55 cm を測ると推定される。覆土の大半を 12 a 号住の建設により失っており、カマドは東壁に設定されているが、12 a 号住のカマドの構築によって焚き口の一部分が破壊されている。床面は締まっており、住居に伴う柱穴や土壙の類は検出されなかった。住居の建設された時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第 12 c 号住居址 [第 16 図]

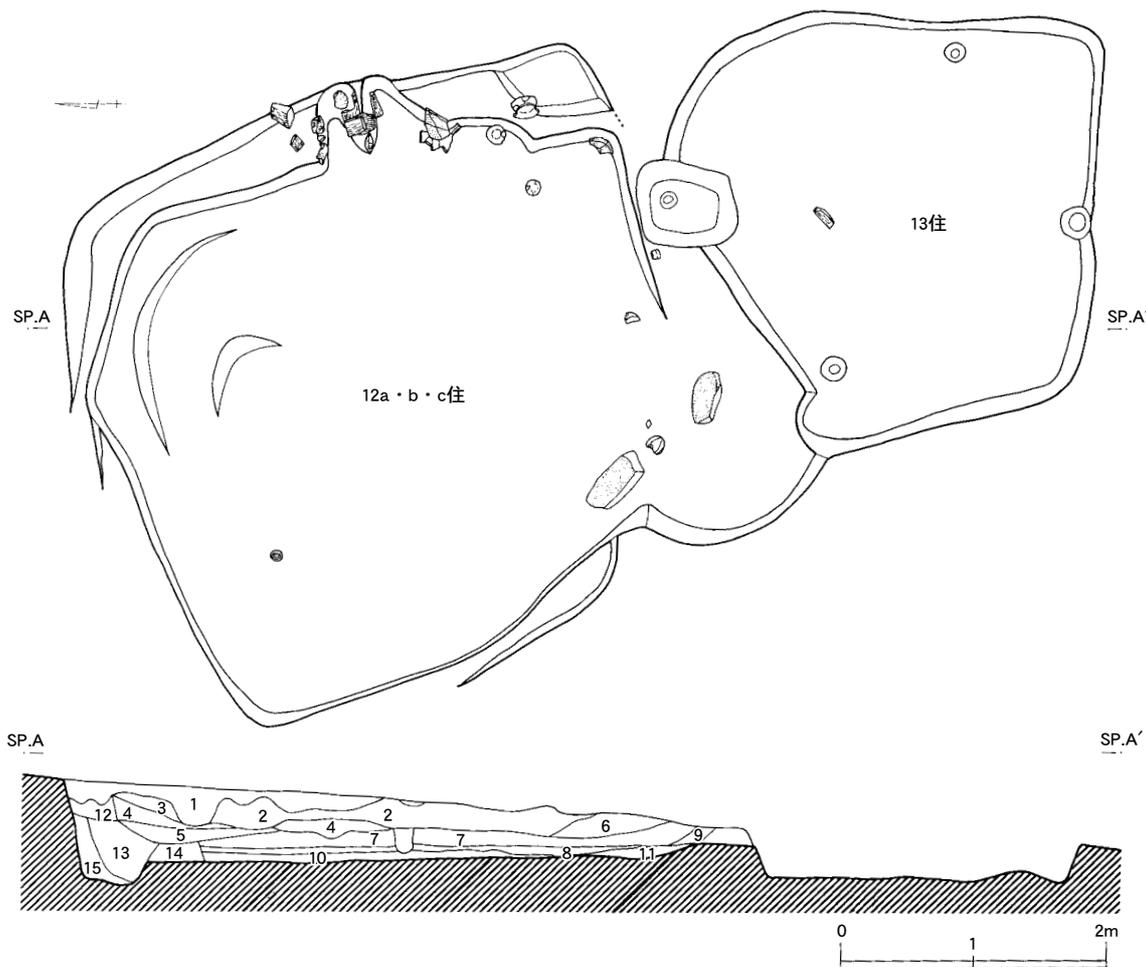
本住居址は調査区の中央やや南寄りに位置し、その主軸は北東を取るものと思われ形状は方形を呈するものと推定される。住居の規模は、南北は不明であり東西が 4 m と推定され残された壁の高さは最大 60 cm を測るものと思われる。住居は 12 a 号住と 12 b 号住の建設により破壊を受けており、本住居の物としては一部北側壁の確認のみに留まっていて、全貌の復元は難しく本住居固有のカマドは検出されていない。床面は堅く締まっており、住居に伴う柱穴や土壙などは検出されていない。住居の建設された時期は、遺物等から平安時代に属するものと思われる。

第 12 a 号住カマド [第 16 図]

規模は長 55 cm、幅 35 cm、深 22 cmを測る。主軸は東北東を向き、焚き口及び燃焼部は石組みによる補強を施されている。燃焼部の両壁面は火を受けて焼結し硬く締まっており、覆土中に焼土が多く含まれている。

第 12 b 号住カマド [第 16 図]

規模は長 50 cm、幅 50 cm、深 28 cmを測る。主軸は北東を向き、焚き口は石材と土器により補強を受けているが、左袖の部分に 12 a 号住カマドにより破壊されている。燃焼部の両壁面はあまり火を受けた形跡は見られず、覆土中に片岩の細片が多く含まれている。



第 16 図 第 12 a・b・c 号住居址・第 13 号住居址

第 12 a・b・c 号住 土層説明

第 1 層 暗灰褐色土 攪乱。礫を多量に含み、粘性強い。

第 12 a 号住

第 2 層 灰黄褐色土 ローム風化土の微粒を多量に含む。

第 3 層 黄灰色土 ロームブロックを少量含む。

第 4 層 黒褐色土 炭化物・焼土を多量に含む。

第 5 層 暗灰褐色土 礫を少量含む。

第 6 層 暗灰色土 ローム粒・炭化物粒を含む。

第 12 b 号住

第 7 層 暗灰褐色土 礫を少量含む。

第 8 層 暗黄灰色土 ローム粒を多量に含む。

第 9 層 暗黄灰色土 ローム粒を少量含む。

第 10 層 黒褐色土 炭化物・焼土粒を多量に含む。

第 11 層 黄褐色土 ローム風化土微粒を多量に含む。

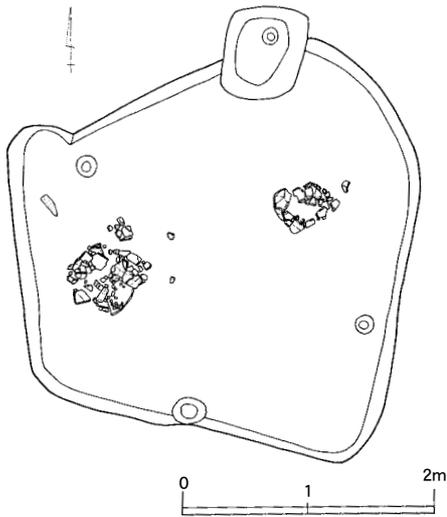
第 12 c 号住

第 12 層 黄褐色土 ロームブロックを多量に含む。

第 13 層 灰褐色土 粘性強い。

第 14 層 黄褐色土 ローム風化土微粒を含む。

第 15 層 灰褐色土 ロームブロックを含む。粘性強い。



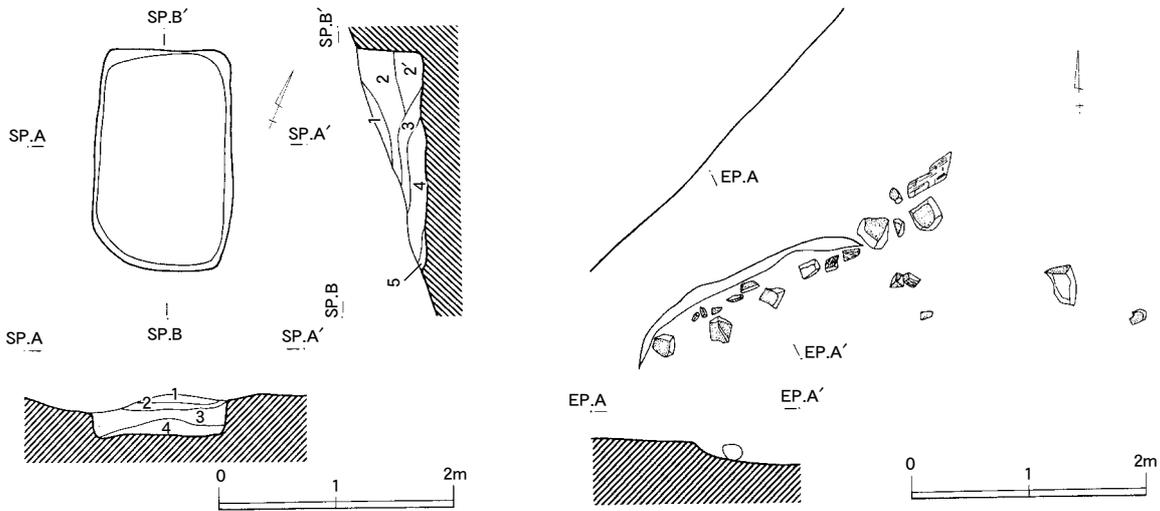
第17図 第13号住居址（縄紋住居址）

第13号住居址 [第16・17図]

本住居址は調査区の中央やや南寄りに位置する12 a・b・c号住の南に隣接し、形状は東側がやや広い五角形に近い不整形を呈している。住居の規模は南北3m30cm、東西3m20cmの最大径で一辺が2m前後の不整形を成している。12号住と接している北側壁の上部のみ12号住によって一部が壊されているが、全体の外形は土砂の流出などによる欠損した部分が無く検出された。残された壁の高さは20～27cmを測り、柱穴と見られる小ピットが3本と北側壁に土壌が1基確認されており、床面は硬く締まっていたが炉址は検出されなかった。住居の構築時期は、遺物等から縄紋中期の阿玉台式期に属するものと思われる。

第1号炭焼窯 [第18図]

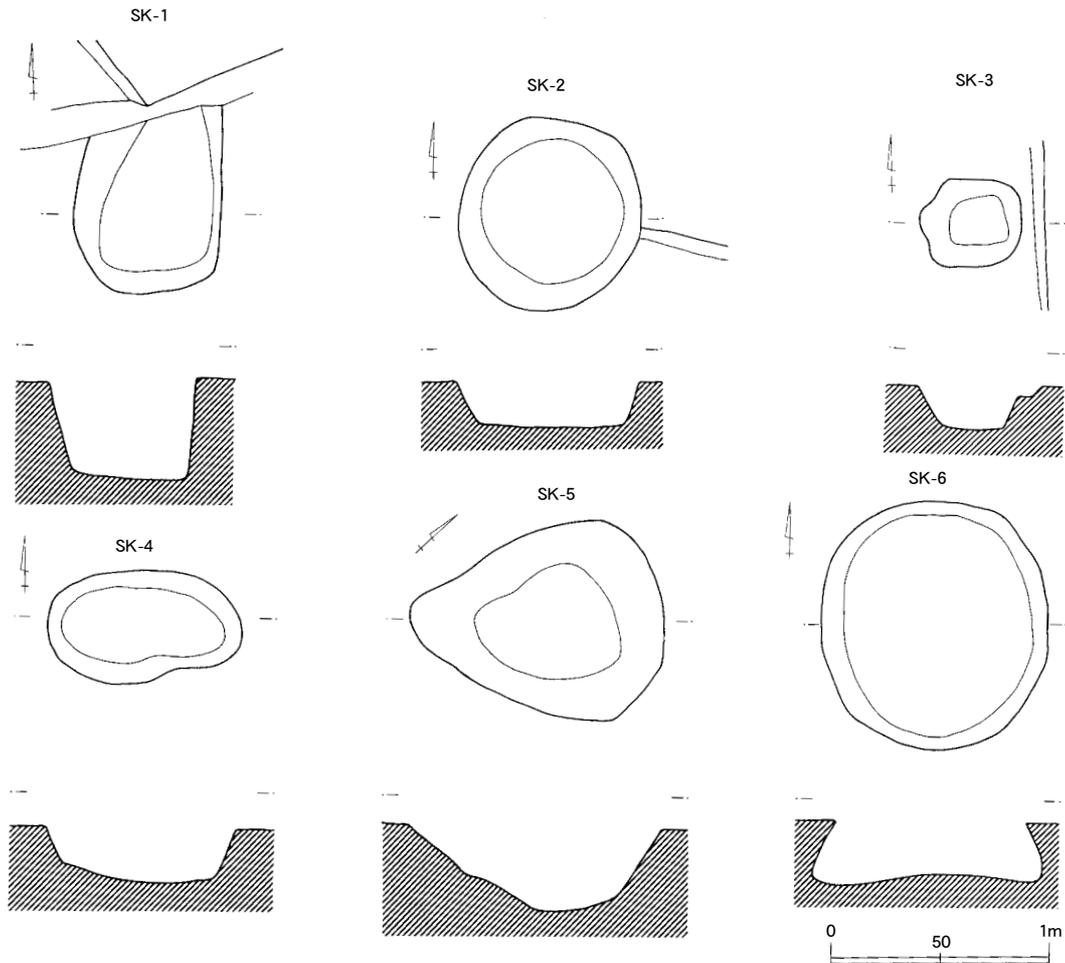
本窯址は形状が南北1m85cm、東西1m15cmの長方形を呈しており、壁高は5～55cmを測る。斜面地に構築された為、底面の一部は基盤の岩まで到達しておりほぼ水平に掘り抜いている。この窯はあまり使用されていなかった模様であり、遺構内全体に火を受けた形跡が認められるが、底面と壁面は共に焼結するまでには至っていない。



第18図 第1・2号炭焼窯址

第1号【炭焼窯土層説明】

- 第1層 明茶褐色土 しまりはあるが粘性を欠く、ローム風化土である。
- 第2層 明茶褐色土 しまりはあるが粘性を欠く、第1層に似るが若干の地山に含まれている風化片岩片が混入する。
- 第2'層 明茶褐色土 第2層に似るが若干の炭化物が混じる。
- 第3層 明茶褐色土 しまりはあるが粘性を欠く、第1層、第2層よりやや暗い。炭化物粒及び粒子を多く含む。
- 第4層 暗茶褐色土 しまりはあるが粘性を欠く、ローム風化土と炭化物ブロックが主体である。
- 第5層 暗茶褐色土 第4層に良く似るが、炭化物ブロックは見られない。



第19図 土壇（SK1～SK6）

第1号土壇（SK-1）〔第19図〕

本土壇は、第1 a 号住の北壁に接して検出されており、規模は南北で70 cm、東西で65 cmであり平面形状は歪ん長方形を呈しており、壁はやや緩やかに立ち上がり壁高は最大で41 cmを測る。本土壇はその位置と形状から第1 a 号住に付属していると思われるが、覆土の中からは該期の遺物の検出はなく縄紋期の土器片が確認されている。

第2号土壇（SK-2）〔第19図〕

本土壇は、第1 a 号住と第2 a 号住の境目に位置して検出されており、規模は南北で87 cm、東西で84 cmで平面形状は円形を呈しており、壁は緩やかに立ち上がり壁高は住居の床面より最大で20 cmを測る。本土壇は、2軒の住居址のどちらにも属してはおらず双方が埋没してから掘られたものと思われる。覆土中からは目立った遺物の検出はなく、小礫の出土が見られるだけであるが覆土の様相から平安時代中期のものと考えられる。

第3号土壇（SK-3）〔第19図〕

本土壇は第1 a 住内の東壁に近接して検出されており、規模は東西で47 cm、南北で40 cmで平面形状は歪んだ方形を呈しており、壁は比較的緩やかに立ち上がり壁高は床面より最大で20 cmを測る。小さな土壇で当初第1 a 住の柱穴ではないかと思われるほどであったが、覆土の様相から土壇と認定された。第1 a 住に付属しているものと考えられ、覆土中からは小礫が検出されているが遺物の包含はなかった。

第4号土壙（SK-4）[第19図]

本土壙は、第2 a号住内の北壁に近い位置に検出されており、規模は南北で54 cm、東西で90 cmで平面形状は歪な楕円形を呈している。壁は概ね緩やかに立ち上がり壁高は住居の床面より最大で21 cmを測る。本土壙は覆土の様相などから第2 a号住に付属していると考えられていて、覆土中には遺物の包含は見られずその性格は解っていない。

第5号土壙（SK-5）[第19図]

本土壙は、第2 a号住内の南壁に近い位置に検出されており、規模は長径で1 m 17 cm 短径で92 cmで平面形状は二等辺三角形の角が取れたような形を呈しており、壁は緩やかに立ち上がり壁高は住居の床面より最大で26 cmを測る。本土壙は覆土の様相から第2 a号住に付属しているとは思われず、住居の埋没後に掘られたものと解釈して平安時代の構築と考えられる。検出された遺物は、少数の縄紋土器片と共に羽口の破片と鉄滓が検出されているが、本土壙の覆土中に焼土や炭化物等の痕跡は見当たらず製鉄に関連している遺構とは思えない。

第6号土壙（SK-6）[第19図]

本土壙は、第2 b号住の東壁より2 m程東に単独で検出されており、規模は南北で1 m、東西で85 cmで平面形状は楕円形を呈している。壁は全周完全にオーバーハングしており所謂袋状を形成していて、壁高は底面から最大で26 cmを測る。本土壙は覆土の様相とその袋状土壙と言う構造、及び遺物として型式が判定できる縄紋土器の破片が2片検出されていることから、縄紋時代前期の黒浜式期の所産であると考えられるがその性格は解明されていない。

第1号溝（SD-1）[第3図]

本溝は、調査区の北に位置する第6号住のすぐ南に東西に延びる形で検出されており、確認された規模は東西で6 m 30 cm、南北で最大65 cmを測る。壁面の傾きは一律ではなく垂直から広く開いたところもあり、壁の高さは最深部で70 cmを測る。溝の東端は斜面の上に向けて浅く上がり切るのが西端は攪乱によって途切れていて、底面は浅深の差が激しく場所により20 cm以上の差が見られる他に、溝内にピットの痕跡が見られるが深さは溝の底面と同様である。根切り溝にしては掘り込みが深く、水流の痕跡も見られずその性格は不明であり、遺物は鉄滓が1個検出されているがこの溝に付随するものかは解明されておらず掘られた時期も不明である。

土層捻転址（SX-1）[第3図]

本土層捻転址は、調査区の中央やや東寄りの斜面が緩やかになり水平に移行する場所に位置し、規模は東西が7 m 50 cm、南北が5 mと大きな面積を取り長方形に近い形状で広がっている。しかし、本址が遺跡内に検出された他の遺構に掛かってそれを破壊しているところはなく、上からピットが2本掘り込まれている。本址はおそらく縄紋時代に捻転したと思われる、土層内からは縄紋式土器片の混入が確認されている他に、鉄滓が2片西端の最上部から検出されたがこれは後世の混入であろうと思われる。本址を掘ってみたところ深さは最大で34 cmを測ったが、全体的に底が浅く凹レンズ状に広がっており端は緩やかに上がっている。この捻転址を風倒木痕として捉えると、おそらく根が浅い針葉樹のある程度の大きさを持った木が、北の方角に向かって倒れたものと思われる。 (尾内俊彦)

3. 出土遺物の概要

塔ノ入遺跡から出土した遺物は、狭隘な平坦地の全域に及ぶ調査区域内から検出されたものであり、縄紋時代の早期・前期・中期・晩期および奈良・平安時代の各時期の遺物が確認されている。なお、本遺跡は、このように狭い緩斜面や平坦な区域に遺構の密集するところから、平安時代の住居跡覆土内からも多くの縄紋土器片や時期を異にする遺物が検出されており、時代を超えて反復的にこの平坦面が利用されていた様子が窺える。したがって、本遺跡からは縄紋時代の遺構の検出が少なく縄紋前期と中期の遺構が検出されたに過ぎないとはいえ、密集して構築されている平安時代の遺構によってすでに破壊されている可能性も考慮しておくべきであろう。もとより遺物が本来遺構に伴ったものであるかどうかは明らかではないが、遺跡の斜面下方へと流失せず残されているところから、平安時代の遺構等が構築される以前においては遺物包含層の存在とともに、この地域では遺構を残すことが一般化する縄紋前期以降においては、これらの土器群は何らかの遺構に伴っていたものである可能性も積極的に想定しておくべきであろう。なお、古代の遺物は、その殆どが住居跡に伴うものであり、遺構外で検出された遺物についても遺構の検出中等に出土したものと考えることができる。

a. 縄紋時代の遺物 [第 20 図・図版 13・14]

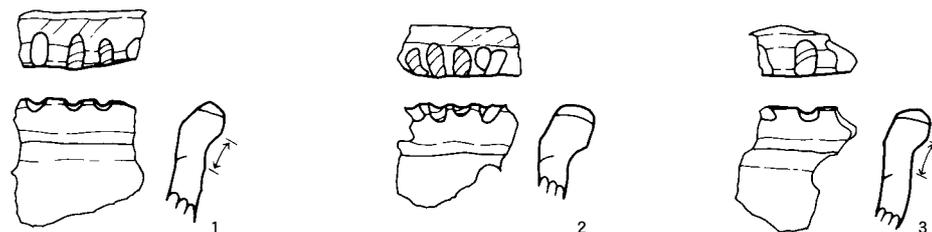
縄紋早期

縄紋早期においては、いわゆる「貝殻沈線紋系土器群」の終末期と考えることのできる 3 点の同一個体の破片が出土している [第 20 図]。この土器は、やや肥厚して立ち上がる口縁下を横位にナデることによって生じる幅狭い頸部をもち、その直下には僅かな稜が認められる。体部は無紋であり、口端部には絡状体圧痕紋が施紋されている。また、口縁内面は屈曲気味に外反し、この部位に複数の緩い斜位の凹面を有していることは特徴的である。なお、胎土中には微量の繊維および金雲母、石英等を含んでいる。

この土器は、標準的な田戸上層式より新しい特徴をもっており、子母口式に近似する部分を認めることができるものである。このような土器群は、ふつう「城ノ台北貝塚第 5 類」として捉えられるものであり、従来「子母口式」として捉えられてきた土器群である。しかし、今日、このような土器群については田戸上層式の新しい部分として捉え返される考案もあるところから、これらの土器群を田戸上層式の終末的な様相として捉える立場もある。これらの土器群については、今後更に良好な資料の分析を通して再検討してゆくべきであろう。

縄紋前期

縄紋前期では、黒浜式、諸磯 a・c 式、十三菩提式等が検出されている [第 28～30 図他]。有尾式は、口縁に横位の平行線文を重ねて施すもので、比較的新しい様相を示すものであると考えることができる。諸磯 a 式の深鉢は、ほぼ完形であり、横位に潰れてまとまって検出されたものである [図版 7-2]。この深鉢は、4 単位の波状口縁をもち単方向の斜



第 20 図 塔ノ入遺跡出土縄紋早期土器

行縄紋R Lが器面全面に施紋される標準的な個体である〔第30図63〕。体部には水平方向の割れ口が何段にもおよび、輪積み成形の痕跡として捉えることができる。また、体部上半には縦位の亀裂の左右に、一对の補修孔が穿たれている。この土器は、諸磯a式では一般的な底部形態を呈し、底面には成形時に何らかの製作台上に据えたと考えられることのできる平坦な圧着の痕跡が認められることは、有尾式・黒浜式期との成形上の大きな差異として捉えることができる。検出された十三菩提式は、破片であるが三角印刻が連続し雲形状に配されその内部に円形の印刻が認められるものである〔第30図58〕。

縄紋中期

縄紋中期では、阿玉台式、勝坂式、加曽利E式等が検出されている。阿玉台式の完形の深鉢は、無紋であり、体部に輪積みによる凹凸をもつ平縁の土器であり、胎土中には金雲母が含まれている〔第30図60〕。本資料は、型式論的な特徴に乏しいが、おそらくは阿玉台I b式ないしはII式に属するものであろう。なお、本資料とともに勝坂式系統の土器も検出されたが〔図版7-3〕現地で採り上げることができなかった。

縄紋晩期

縄紋晩期では、溝底に結節状の止め痕をもつ平行線文をもつ土器〔第21図11他〕および撚糸紋を施す胴部破片〔第21図12・13〕等が検出されている。このような沈線内に押し引き状の止め痕をもつ資料は大洞C2式以降にしばしば認められることのできるものである。また撚糸紋を施す「粗製土器」は、型式論的な特徴に乏しく厳密な時期を特定することは難しいが、所謂「天神原式」の「粗製土器」は圧倒的に無紋であり、撚糸紋施紋の土器は伴っていないところから、これ以降の遺物であると考えられることができる。また、縄紋晩期最終末から初期弥生においては、植物を束ねたような工具による雑な条痕紋をもつ資料が神川町下阿久原に所在する平遺跡(矢内2005)等で検出されており、撚糸紋をもつこれらの資料は、天神原式以降、晩期最終末期以前の晩期後半期に位置づけることのできる「粗製土器」として捉えることが可能であろう。

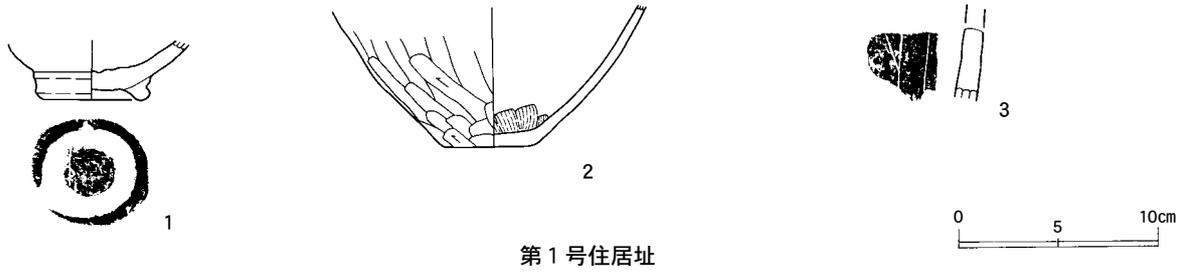
b. 奈良・平安時代の遺物〔第21～26図・図版8～12〕

奈良・平安時代の遺物においては、土師器杯や甕あるいは轆轤成形の土師器や羽釜等が検出されており、また第7号住居跡からは灰釉陶器も検出されている〔第24図7・8〕。ほとんどの住居跡からこれらの10世紀代を中心とする遺物が検出されているところから、遺構の時期は基本的にこれらの時期に属するものと捉えることができる。しかし、第3号住居址出土の須恵器〔第22図6〕や第12号住居址出土の須恵器〔第26図9〕はこれを遡るものであり、また第11号住居址出土の須恵器〔第26図3〕は白鳳期に遡るものであろう。このように遺構の時期は、おおむね平安時代に属するものと考えられることができるが、出土遺物から見ると7世紀代から平安時代にかけて断続的に営まれたことが推定され、このことは本遺跡の形成過程を考える上では注意しておくべき点である。

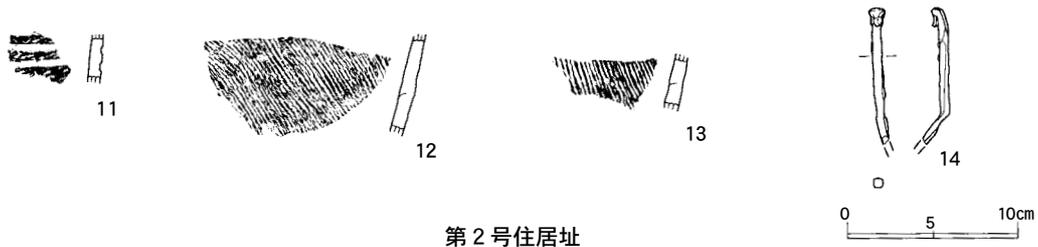
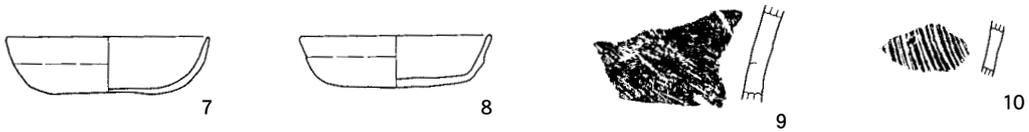
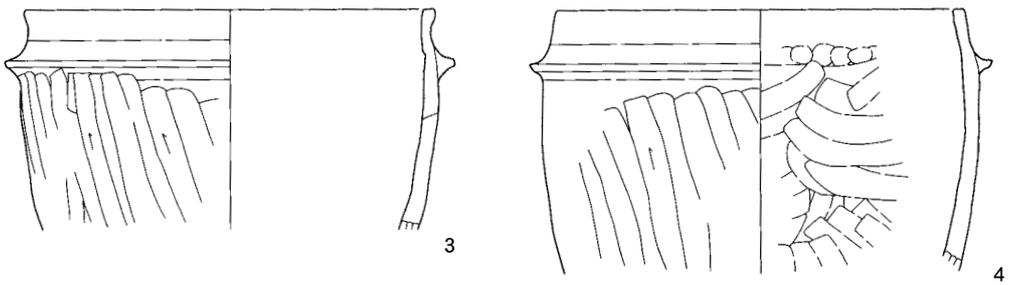
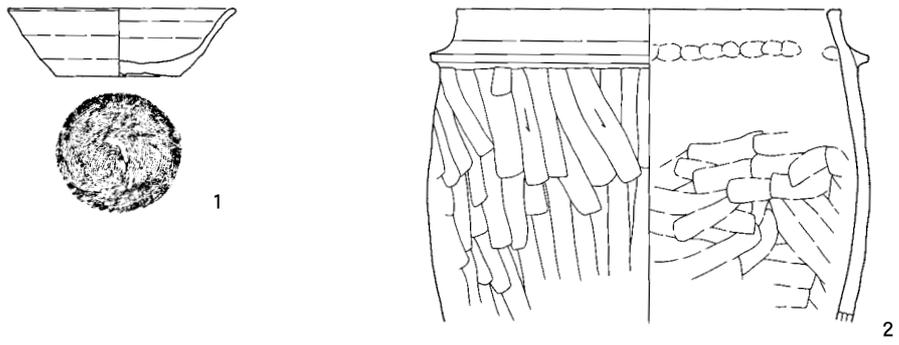
羽釜・羽口

なお、羽釜については、群馬県内において類型論的な把握が行われており〔月夜野型〕(中沢1986)、「吉井型」等が提唱されており、また成形や器面調整にかかる技法の検討をもとに「漆田型」や「秋間型」等についても提唱が試みられている状況である(木津2006)。なお、本遺跡から検出された羽釜には、ロクロ調整をもつものが多く認められ、この地域の一般的な特徴であるが、はたしてすでに提唱されている羽釜の類型の系譜の中に収まるものかどうかについては今後の検討が必要であろう。なお、第6号住居跡からは轆轤羽口〔第23図6〕が、第2号住居跡からは鉄釘および鉄滓が、第7号住居跡等からは鉄滓が検出されていることにも注意しておきたい。

(鈴木徳雄)

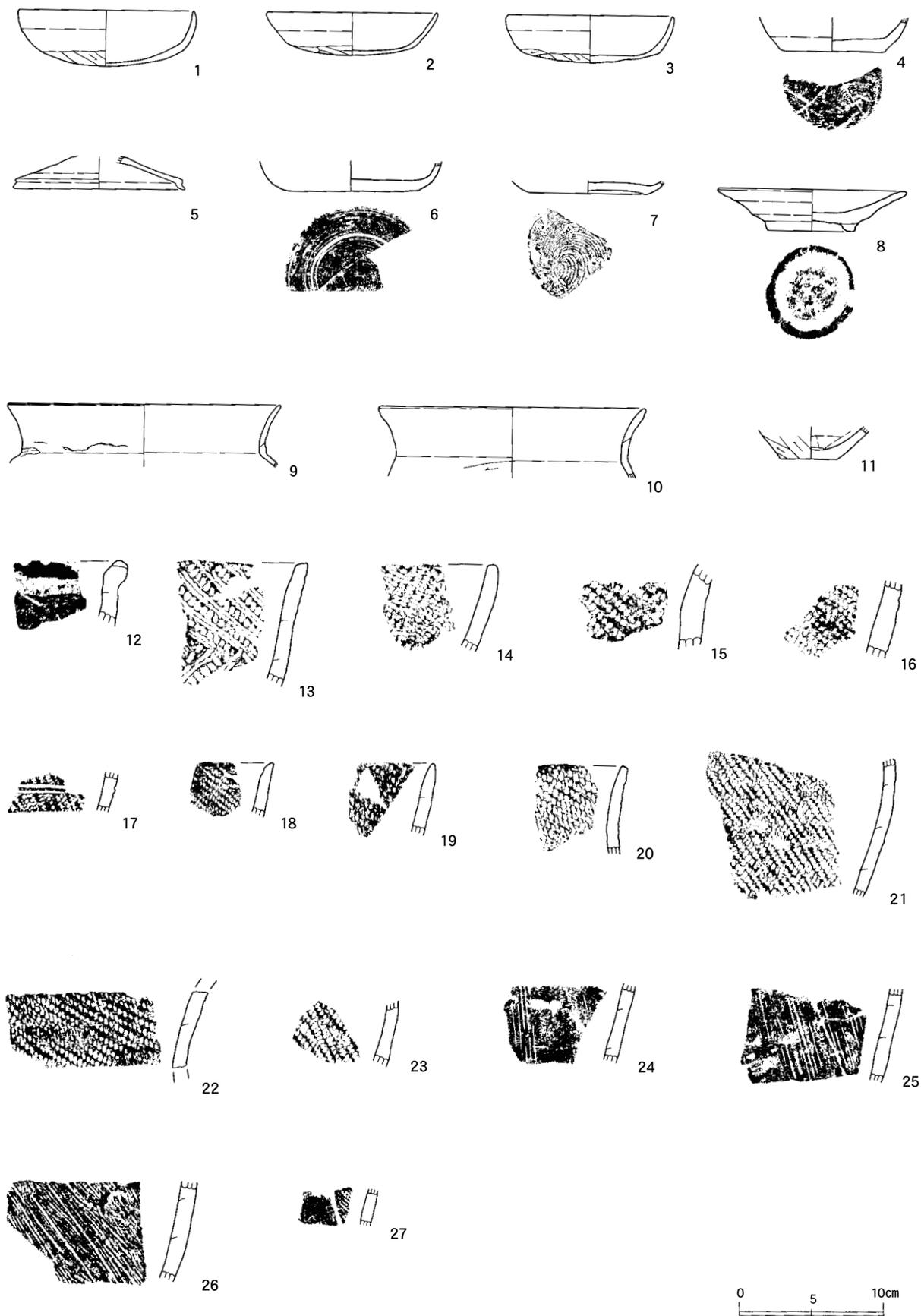


第1号住居址

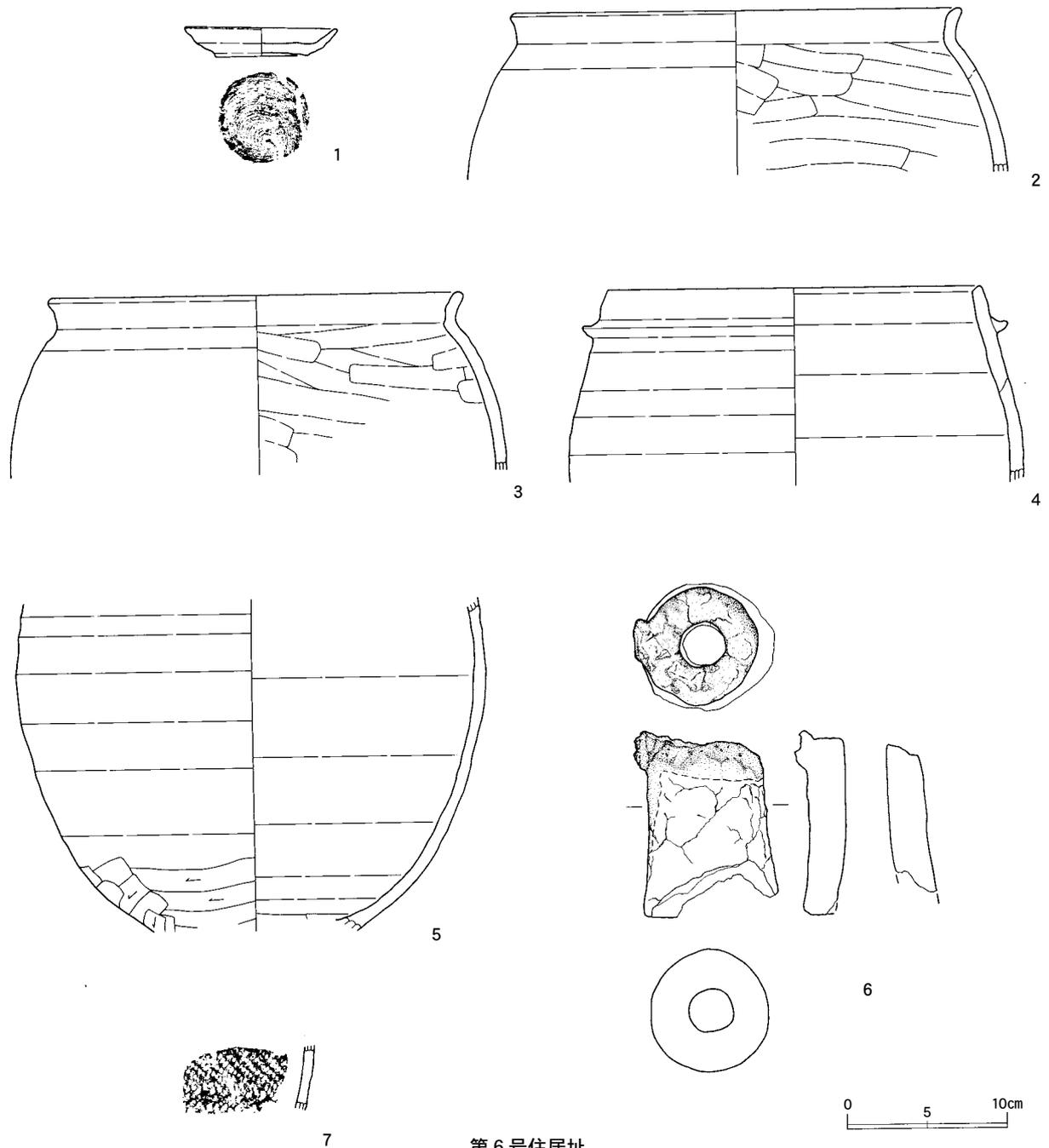


第2号住居址

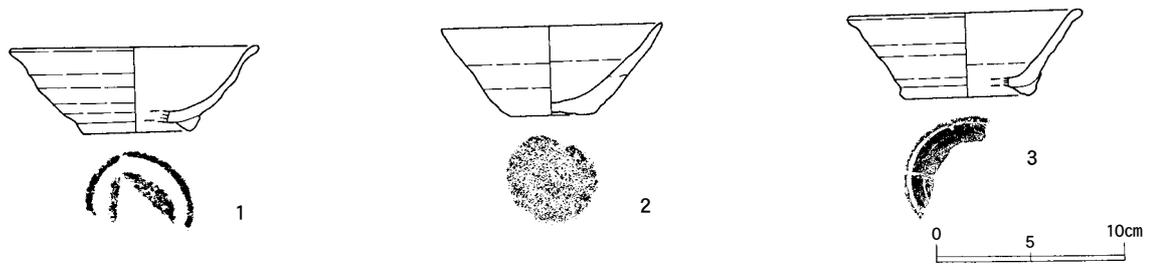
第21図 第1号および第2号住居址出土遺物



第 22 图 第 3 号住居址出土遗物

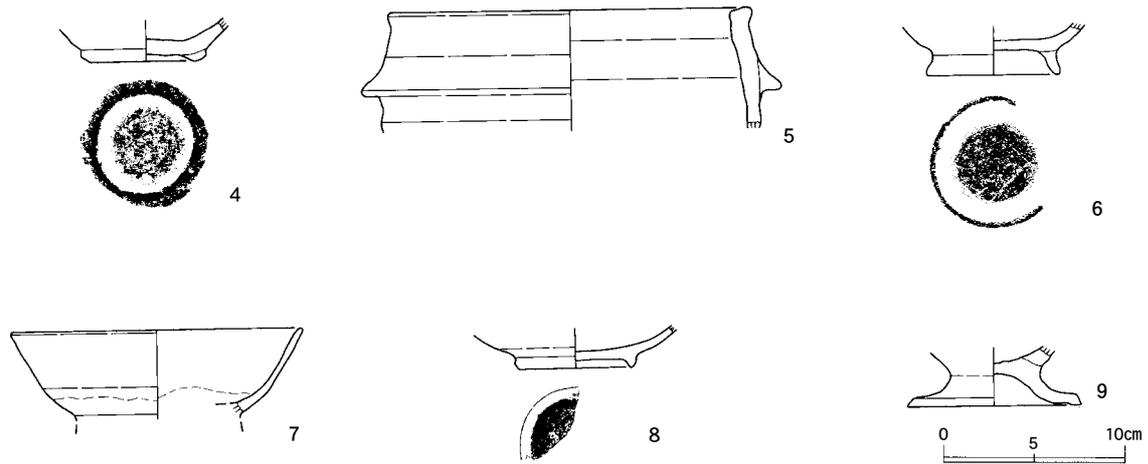


第6号住居址

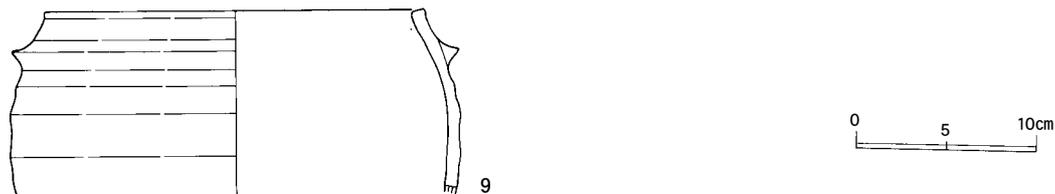
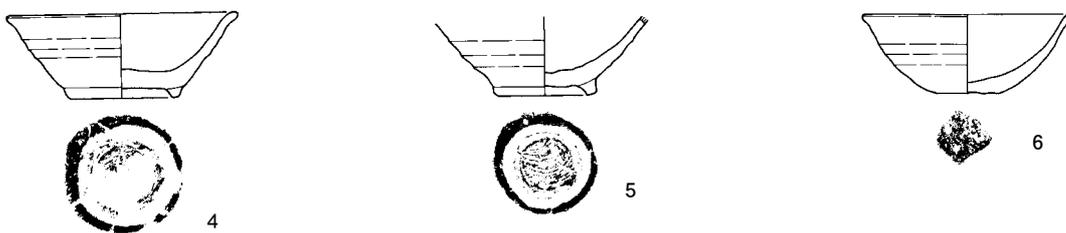
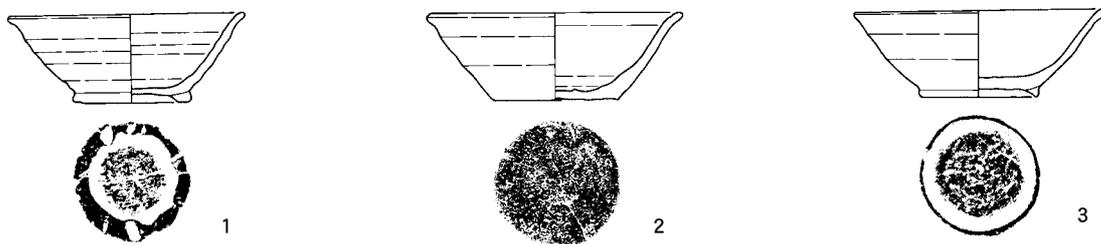


第7号住居址(1)

第23図 第6号および第7号住居址出土遺物

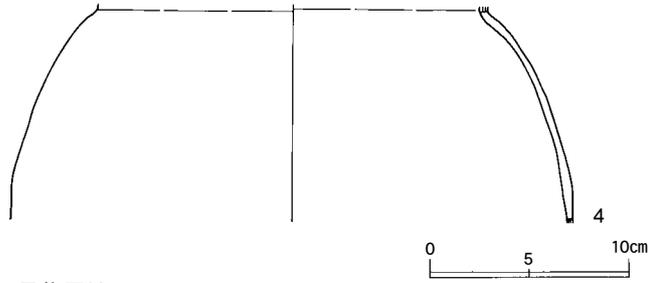
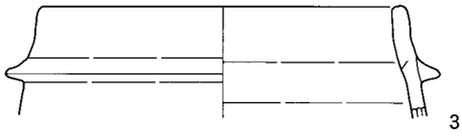
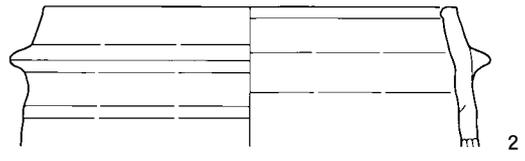
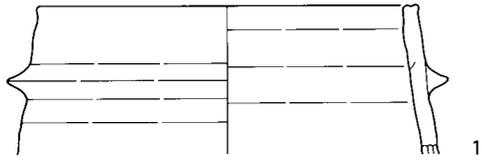


第7号住居址(2)

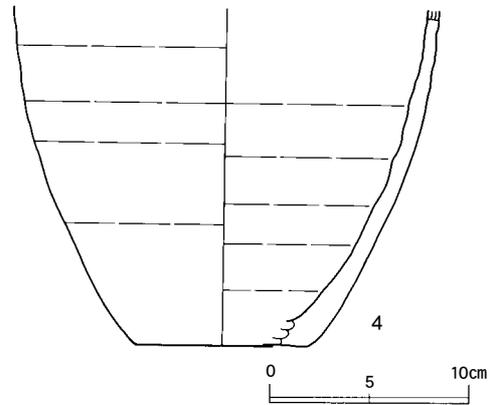
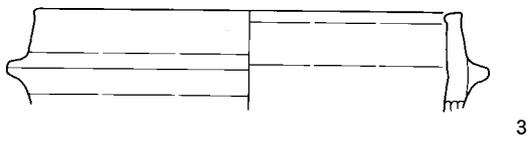
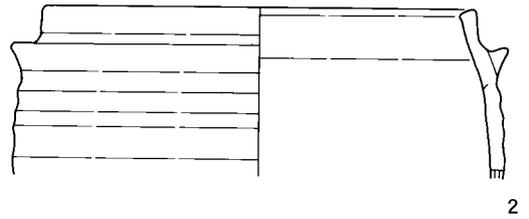
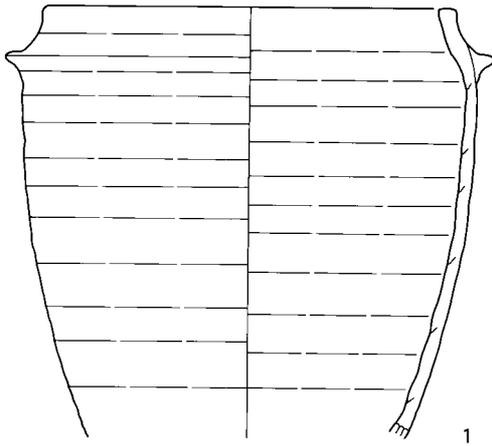


第8号住居址

第24図 第7号および第8号住居址出土遺物

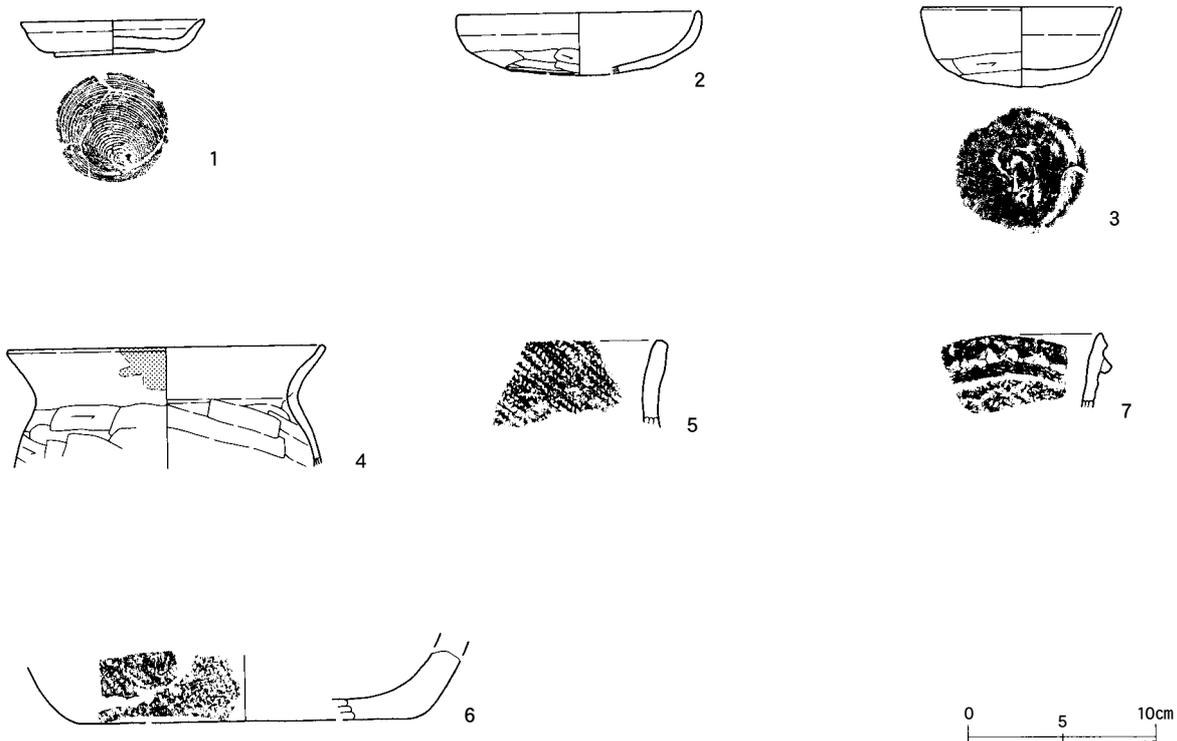


第9号住居址

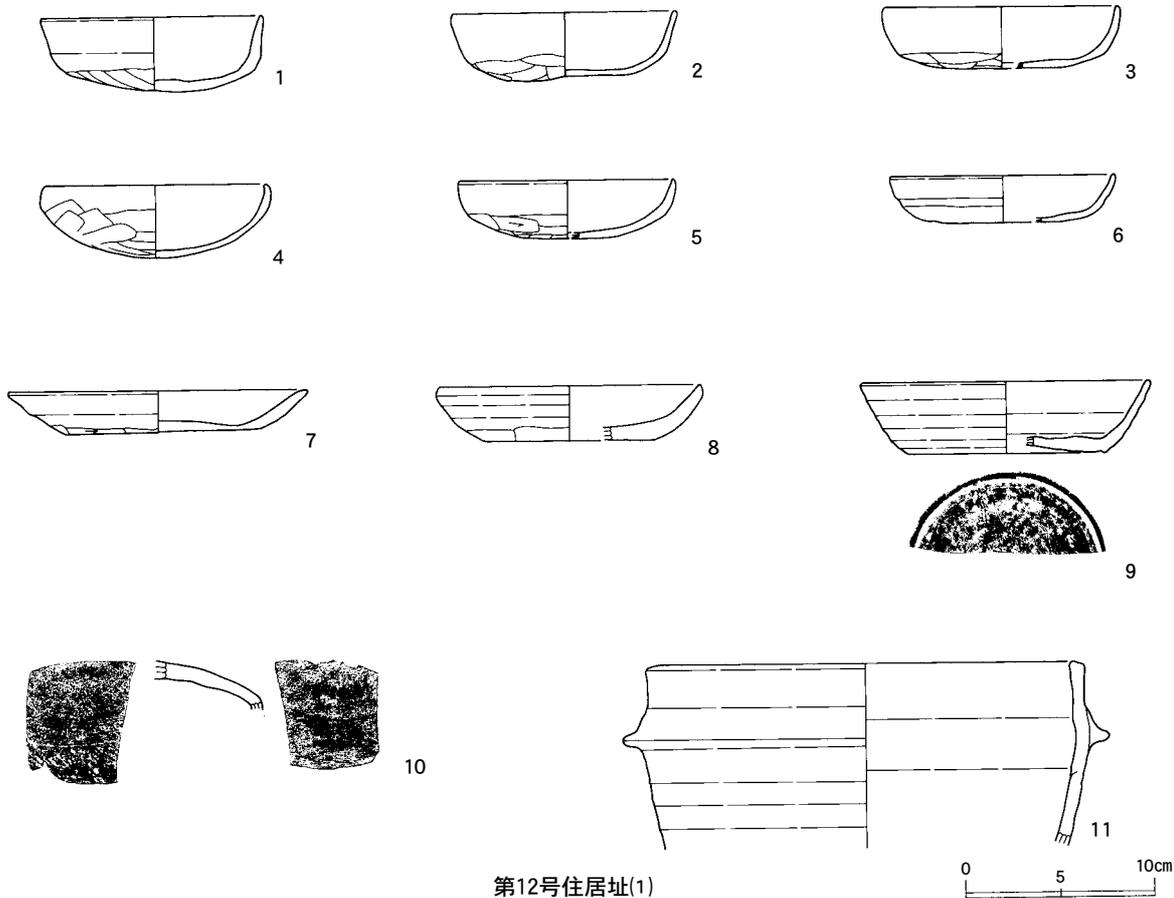


第10号住居址

第25図 第9号および第10号住居址出土遺物

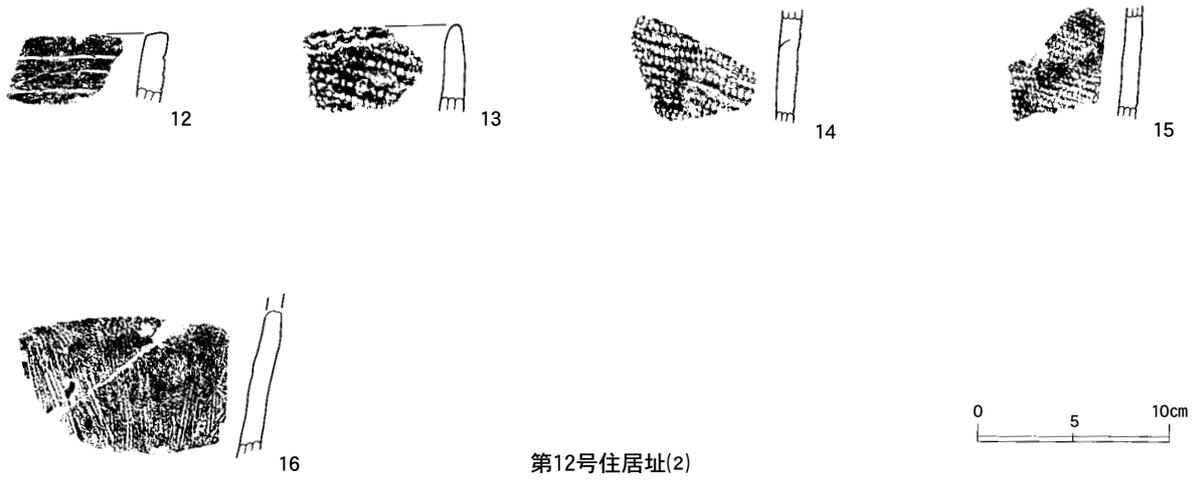


第11号住居址

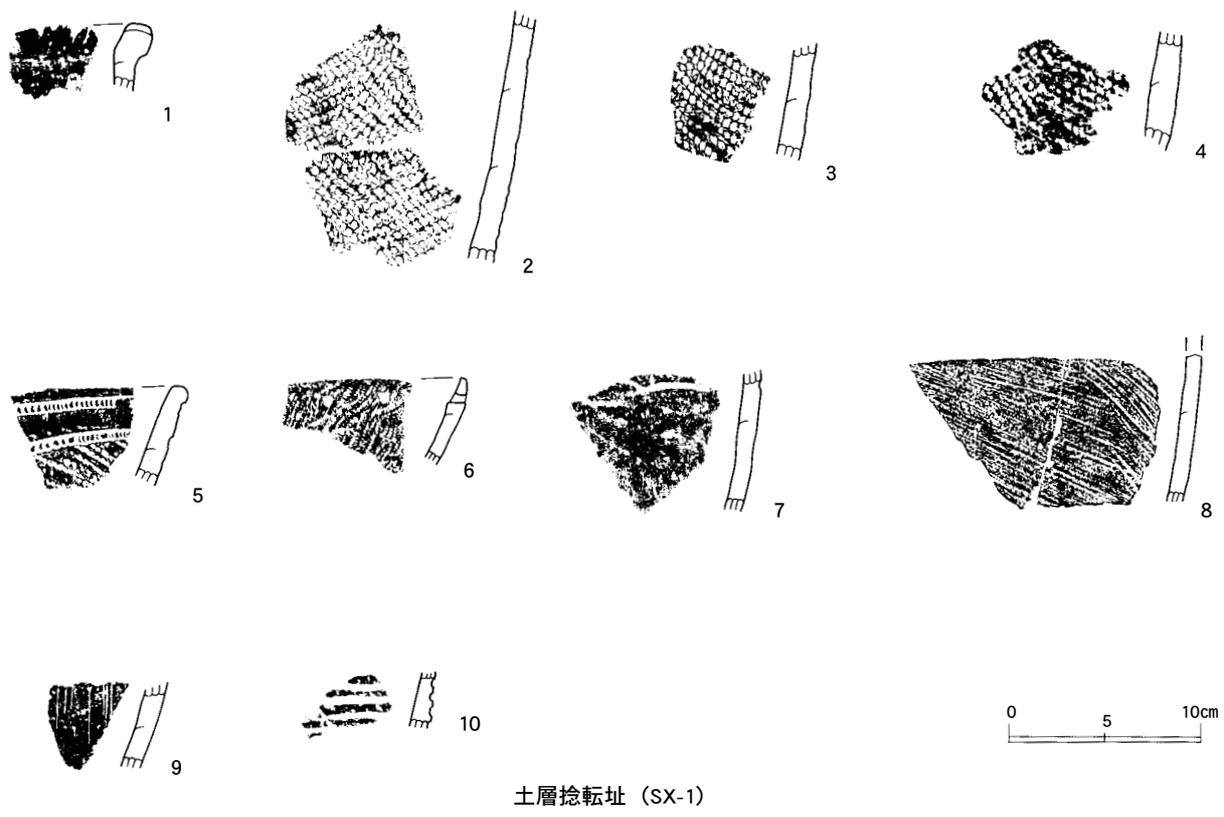


第12号住居址(1)

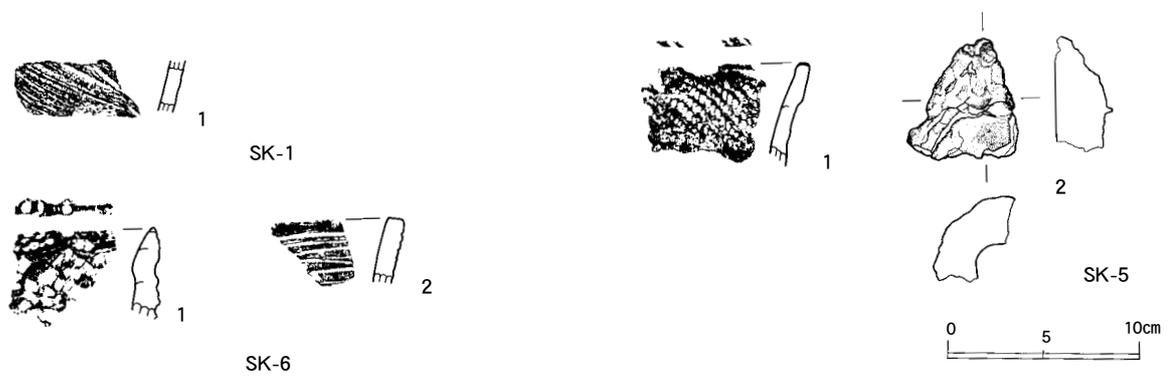
第26図 第11号および第12号住居址出土遺物



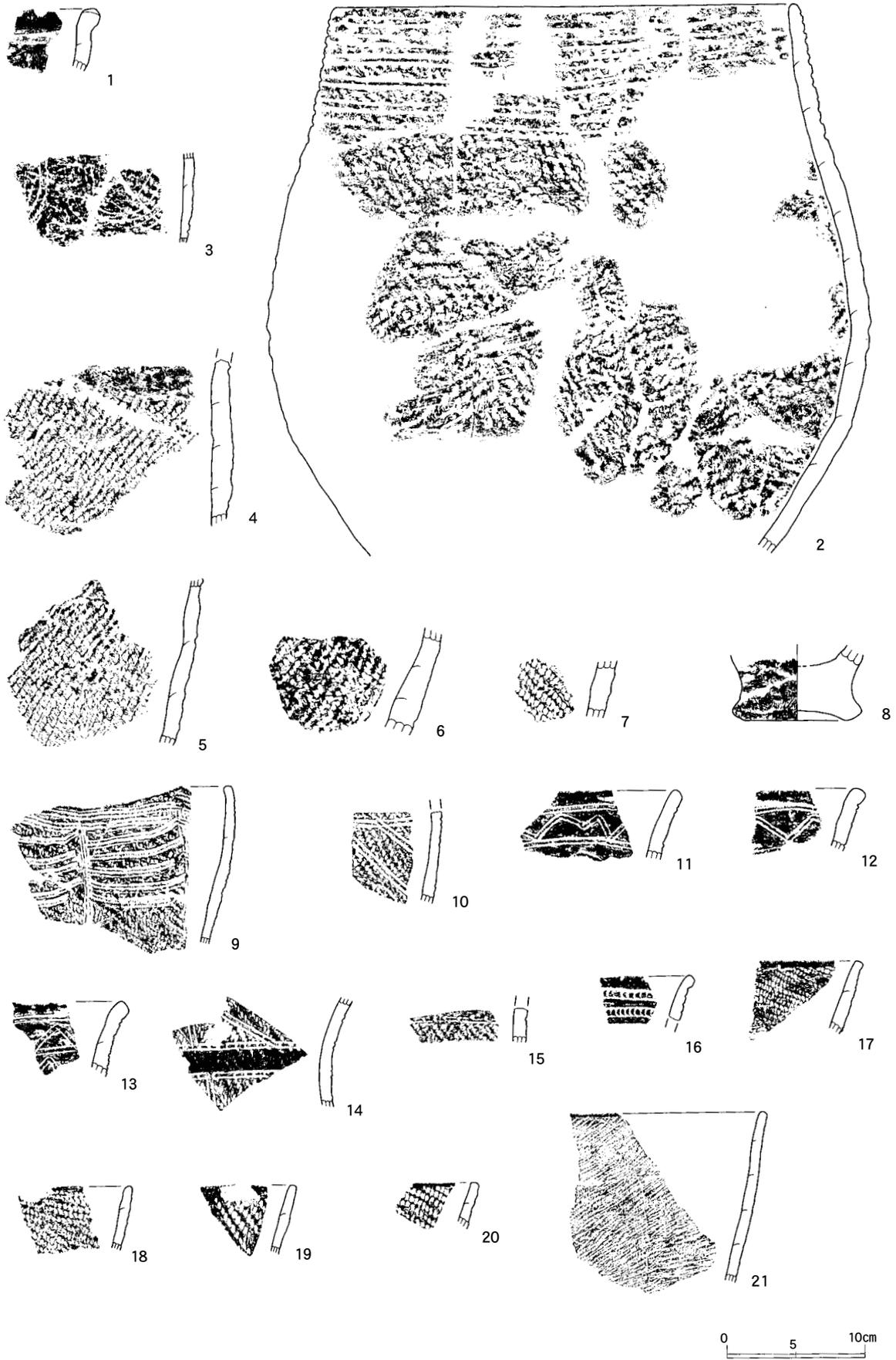
第12号住居址(2)



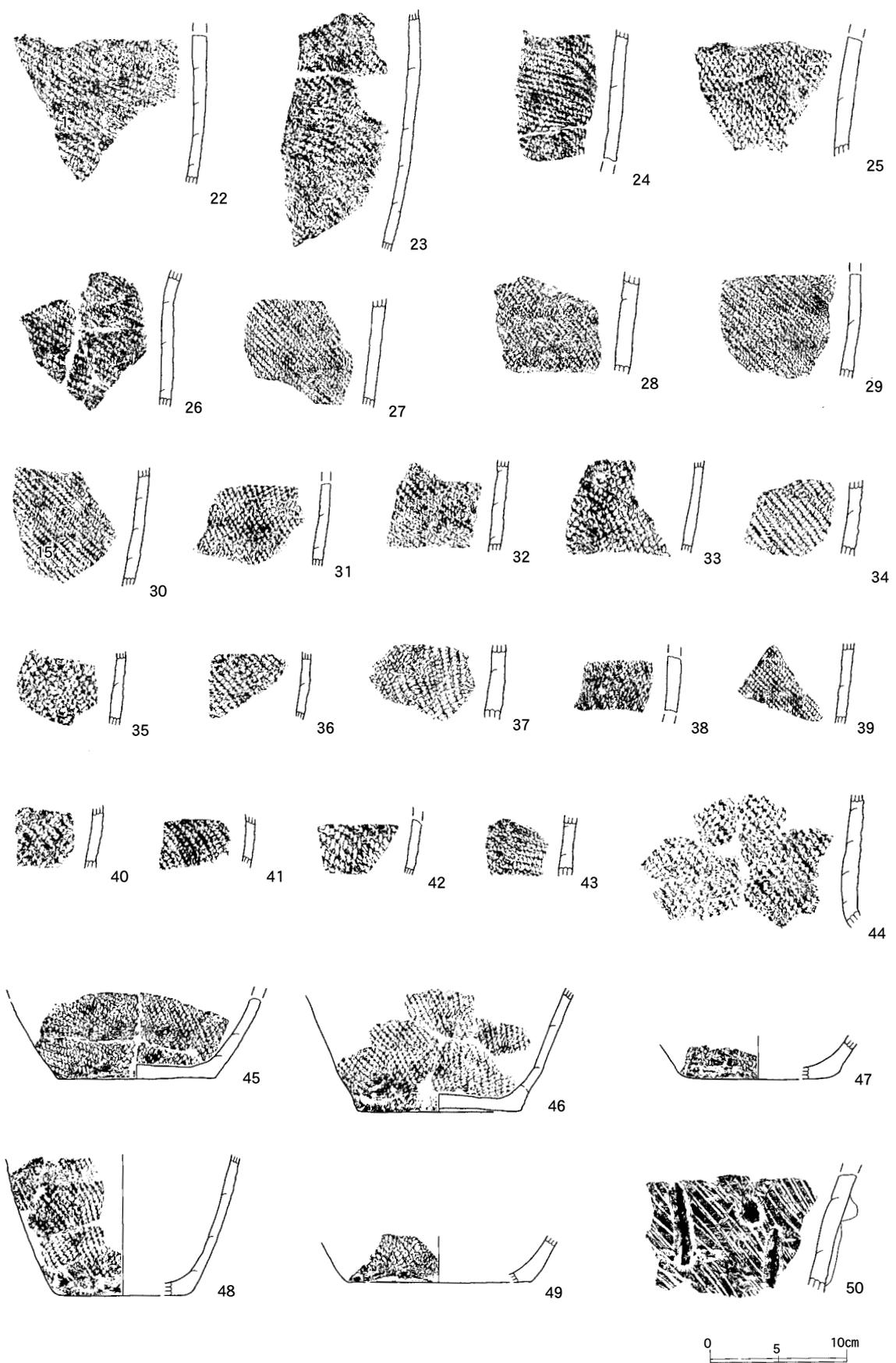
土層捻転址 (SX-1)



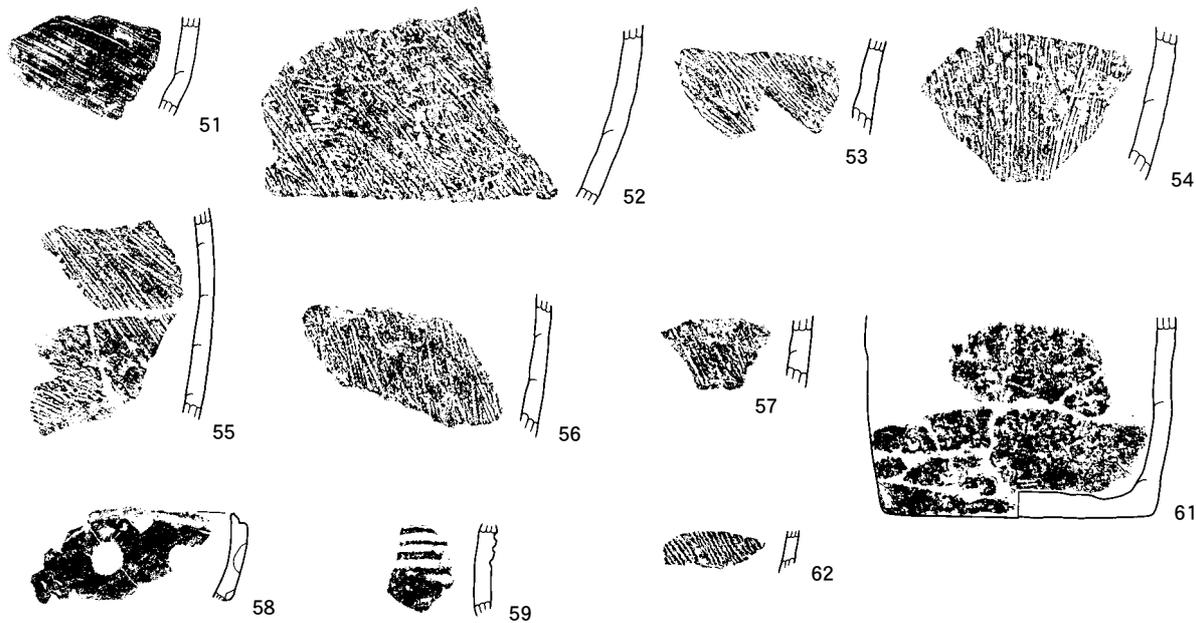
第 27 図 第 12 号住居址および土層等出土遺物



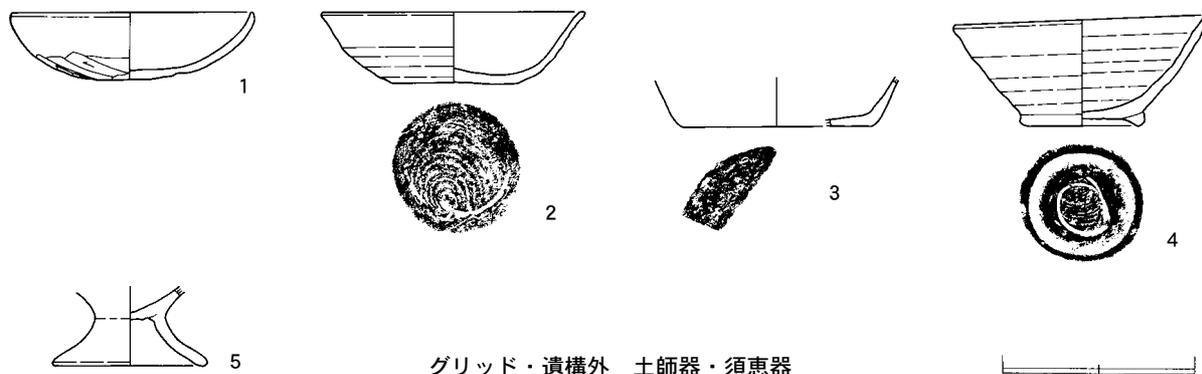
第 28 図 塔ノ入遺跡出土縄紋土器(1)



第29図 塔ノ入遺跡出土縄紋土器(2)



グリッド・遺構外③



グリッド・遺構外 土師器・須恵器

第30図 塔ノ入遺跡出土縄紋土器(3)および土師器・須恵器

塔ノ入遺跡 遺跡観察表

1号B住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	調整・施文手法	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	ロクロ土師器 高台付坏	口径：－ 底径：5.7 器高：－	ロクロ調整。底部回転糸切り。高台貼り付け後周縁ナデ。	①雲母・チャート ②外-にぶい黄褐 内-黄褐	底部	1 b 住
2	土師器 甕	口径：－ 底径：4.6 器高：－	外-胴部縦・斜方向のヘラケズリ、底部ヘラケズリ。内-胴部ナデ、胴部下端～底部木口状工具によるナデ。	①チャート・黒色粒 ②外-明赤褐 内-明褐	胴部下位～ 底部2/3残存	1 a 住No.2・ 4、カマド内
3	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	無紋。擦痕あり。	①片岩・チャート ②にぶい黄褐	胴部片	1 b 住フク土

2号A・B住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	ロクロ土師器 坏	口径：13.4 底径：7.3 器高：4.0	ロクロ調整。底部右回転糸切り。	①雲母・チャート・黒色粒 ②外-にぶい黄褐 内-にぶい褐	完形	2 a 住No.1
2	羽釜	口径：(22.5) 底径：－ 器高：－	外-口縁部ヨコナデ、鏝貼付後に胴部縦位ヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のヘラナデ、指頭痕。	①チャート・黒色粒 ②内外-明赤褐	口縁～胴部 中位片	2 a 住No.6
3	羽釜	口径：(24.0) 底径：－ 器高：－	外-口縁部ヨコナデ、鏝貼付後に胴部縦位ヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のヘラナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外-にぶい黄褐	口縁～胴部 上位片	2 a 住No.4 フク土
4	羽釜	口径：(24.0) 底径：－ 器高：－	外-口縁部ヨコナデ、胴部縦方向のヘラケズリ後に鏝貼付。内-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のヘラナデ、指頭痕。	①チャート・黒色粒 ②内-明褐 外-明黄褐	口縁～胴部 中位片	2 a 住
5	羽釜	口径：(22.0) 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。	①白色粒 ②内外-にぶい黄褐	口縁部片	2 a 住フク土
6	土師器 甕	口径：(18.6) 底径：－ 器高：－	外-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のナデ。内-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のナデ。	①チャート・角閃石 ②外-明褐 内-にぶい褐	口縁部片	2 a 住フク土
7	土師器 坏	口径：11.9 底径：7.0 器高：3.4	外-口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ、体～底部ナデ、口縁部一部煤付着。	①チャート・黒色粒 ②外-明褐 内-明赤褐	ほぼ完形	2 a 住No.3
8	土師器 坏	口径：11.2 底径：8.7 器高：3.1	外-黒色処理。口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリ。内-口縁～体部ヨコナデ、底部ナデ。口縁部煤付着。	①黒色粒・白色粒 ②外-灰褐 内-橙	完形	2 a・b 住
9	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・黒色鉱物 ②にぶい黄橙	胴部片	2 住付近
10	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	縦方向の集合沈線。	①チャート・白色粒 ②明赤褐	胴部片	2 住
11	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	撚糸施紋。浅い幅広の横位沈線。	①チャート・白色粒 ②褐灰	胴部片	2 住付近
12	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	撚糸R施紋。	①チャート・黒色鉱物 ②にぶい黄橙	胴部片	2 住付近
13	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	撚糸R施紋。	①チャート ②にぶい黄褐	胴部片	2 住付近
No.	種別・器種	計測値 (cm・g)			残存度	注記
14	鉄釘	残長：8.0 幅：0.6 厚さ：0.55 重さ：8.7			端部欠損	2 a 住No.7
15	鉄滓	長さ：3.8 幅：7.0 厚さ：2.8 重さ：64.3			－	2 住フク土
16	鉄滓	長さ：4.2 幅：7.4 厚さ：2.9 重さ：61.6			－	2 住フク土
17	鉄滓	長さ：3.0 幅：3.9 厚さ：1.8 重さ：21.0			－	2 住フク土
18	鉄滓	長さ：2.6 幅：3.0 厚さ：2.3 重さ：19.1			－	2 住フク土
19	鉄滓	長さ：1.9 幅：1.6 厚さ：2.1 重さ：2.5			－	2 住フク土
20	鉄滓	長さ：2.0 幅：2.5 厚さ：2.2 重さ：16.1			－	2 住フク土
21	鉄滓	長さ：1.8 幅：4.7 厚さ：1.4 重さ：16.7			－	2 住フク土
22	鉄滓	長さ：2.7 幅：3.9 厚さ：2.9 重さ：18.8			－	2 住フク土
23	鉄滓	長さ：1.7 幅：1.9 厚さ：1.4 重さ：3.8			－	2 住フク土

3号住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	土師器 坏	口径：12.4 底径：－ 器高：3.9	外－口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリ。 内－口縁～体部ヨコナデ、底部ナデ。口縁～体部煤 付着。	①黒色粒・白色粒 ②内外－ぶい褐	ほぼ完形	3住No.6 フク土
2	土師器 坏	口径：(12.0) 底径：－ 器高：(3.0)	外－口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリ。 内－口縁～体部ヨコナデ、底部ナデ。	①角閃石・白色粒 ②内外－明赤褐	1/2残存	3住フク土、 3住南西 フク土
3	土師器 坏	口径：(11.6) 底径：－ 器高：(3.3)	外－口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリ。 内－口縁～体部ヨコナデ、底部ナデ。	①角閃石・白色粒 ②外－明黄褐 内－明褐	1/3残存	3住No.1・3 住南西区 フク土
4	ロクロ土師器 坏	口径：－ 底径：7.2 器高：－	ロクロ調整。底部右回転糸切り。	①片岩・チャート ②内外－黄褐	体～底部	3住No.2
5	須恵器 蓋	口径：(12.0) 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。	①チャート ②内外－灰	口縁部片	3住No.13・ フク土
6	須恵器 坏	口径：－ 底径：(9.4) 器高：－	ロクロ調整。底部回転ヘラ切り。	①チャート・黒色粒 ②内外－灰オリーブ	底部1/2	3住No.5・ フク土
7	須恵器 坏	口径：－ 底径：(8.0) 器高：－	ロクロ調整。底部右回転糸切り。	①海綿滑針・チャート ②内外－灰	底部1/4残存	3住フク土
8	須恵器 高台皿	口径：(13.1) 底径：6.1 器高：2.9	ロクロ調整。高台貼付時ナデ。	①角閃石・チャート ②内外－灰白	3/4残存	3住No.15
9	土師器 甕	口径：(19.0) 底径：－ 器高：－	外－口縁部ヨコナデ。内－口縁部ヨコナデ。	①角閃石・チャート ②外－橙 内－明黄褐	口縁部片	3住No.10
10	土師器 甕	口径：(18.6) 底径：－ 器高：－	外－口縁部ヨコナデ。胴部上位横方向のヘラケズ リ。内－口縁部ヨコナデ。	①角閃石・チャート ②外－ぶい褐 内－明 赤褐	口縁部片	3住フク土
11	土師器 甕	口径：－ 底径：4.0 器高：－	外－胴部下位斜方向のヘラケズリ、底部ヘラケズ リ。胴部下位～底部ヘラケズリ。	①チャート・黒色粒 ②外－オリーブ黒 内－ ぶい褐	胴部下位～ 底部	3住フク土
12	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	無紋。口唇部押圧。(第20図1)	①チャート・黒色粒 ②橙	口縁部片	3住フク土
13	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	合燃。	①繊維・白色粒 ②ぶい黄褐	口縁部片	3住フク土
14	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋LRを横位に施紋。	①繊維・黒色粒 ②ぶい橙	口縁部片	3住フク土
15	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①繊維・チャート ②明黄褐	胴部片	3住フク土
16	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①繊維・チャート ②ぶい黄橙	胴部片	3住フク土
17	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。半裁竹管状工具による 横位平行沈線。	①チャート・黒色粒 ②橙	胴部片	3住フク土
18	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①チャート ②ぶい黄褐	口縁部片	3住フク土
19	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①チャート ②褐	口縁部片	3住フク土
20	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①チャート ②褐	口縁部片	3住フク土
21	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①片岩・チャート ②明赤褐	胴部片	3住フク土
22	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①角閃石・チャート ②明赤褐	胴部片	3住フク土
23	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①チャート・黒色粒 ②明赤褐	胴部片	3住フク土
24	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	縦方向の集合沈線。	①角閃石・チャート ②ぶい黄橙	胴部片	3住フク土
25	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	斜方向の集合沈線。	①雲母・チャート ②ぶい黄橙	胴部片	3住フク土

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
26	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①角閃石・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	3住フク土
27	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	縦位沈線。単節縄紋	①角閃石・チャート ②にぶい黄褐	胴部片	3住フク土

6号住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	土師質土器 皿	口径：(9.5) 底径：5.8 器高：2.0	ロクロ調整。底部右回転糸切り。	①角閃石・チャート ②内外-にぶい褐	口縁部一部 欠損	6住No.1
2	土師器 甕	口径：(28.2) 底径：－ 器高：－	外-口縁部ヨコナデ、胴部ナデだが磨耗。内-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のヘラナデ。	①片岩・チャート ②外-にぶい赤褐 内-明褐	口縁～胴部 上位1/2残存	6住フク土
3	土師器 甕	口径：(26.2) 底径：－ 器高：－	外-口縁部ヨコナデ、胴部ナデだが磨耗。内-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のヘラナデ。	①片岩・角閃石 ②外-明褐 内-橙	口縁～胴部 上位片	6住フク土、 9住No.1・2
4	羽釜	口径：(23.3) 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。	①チャート・赤褐色粒 ②外-明赤褐 内-にぶい黄褐	口縁～胴部 上位2/3残存	6住カマド P-1・5・ 10・12、覆土
5	羽釜	口径：(20.8) 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。外面、胴部下端横方向のヘラケズリ。	①チャート・黒色粒 ②外-赤褐 内-にぶい褐	胴部中～下位 1/3残存	6住カマド P3・フク土、 2a住周辺
No.	種別・器種	計測値 (cm・g)		①胎土 ②色調	残存度	注記
6	羽口	最大長：11.6 径：7.3 穿孔径：2.8 残重：578.6	上部部に溶着滓。	①チャート・黒色粒 ②橙	下端部一部 欠損	6住床下 D-4 No.4
No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
7	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①角閃石・白色粒 ②にぶい褐	胴部片	6住フク土

7号A・B・C住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記	
1	ロクロ土師器 高台付埴	口径：(13.3) 底径：5.9 器高：4.7	ロクロ調整。高台貼り付け後周縁ナデ。全体的に磨耗。	①チャート・黒色粒・茶褐色粒 ②外-橙 内-にぶい橙	1/2残存	7住フク土	
2	ロクロ土師器 埴	口径：(11.8) 底径：4.9 器高：4.5	ロクロ調整。底部ナデ。高台が剥がれたものか。全体的に磨耗。外面体部下位に煤付着。	①チャート・黒色粒 ②内外-にぶい橙	2/3残存	7住No.6	
3	ロクロ土師器 高台付埴	口径：(12.5) 底径：(7.3) 器高：4.5	ロクロ調整。高台貼り付け後周縁ナデ。	①雲母・チャート ②外-にぶい黄橙 内-黄灰	1/4残存	7住フク土	
4	ロクロ土師器 高台付埴	口径：－ 底径：6.9 器高：－	ロクロ調整。高台貼り付け後周縁ナデ。全体的に磨耗。	①雲母・チャート ②内外-黄灰	底部	7A住一括	
5	羽釜	口径：(20.3) 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。	①雲母・チャート ②外-にぶい黄 内-黒褐	口縁部片	7A住一括	
6	ロクロ土師器 高台付埴	口径：－ 底径：(7.2) 器高：－	ロクロ調整。高台貼り付け後ナデ。全体的に磨耗。	①雲母・チャート ②内外-橙	底部	7B住一括	
7	灰釉陶器 高台付埴	口径：(16.1) 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。灰釉漬け掛け。	①白色粒 ②内外-浅黄	1/5残存	7A・B住 一括	
8	灰釉陶器 高台付埴	口径：－ 底径：(6.2) 器高：－	ロクロ調整。高台貼り付け後周縁ナデ。	①チャート ②内外-にぶい黄橙	底部1/3残存	7C住一括	
9	土師器 台付甕	口径：－ 底径：(9.6) 器高：－	内外-脚台部ヨコナデ。	①雲母・黒色粒 ②外-にぶい褐 内-褐	脚台部 2/3残存	7C住No.17	
No.	種別・器種	計測値 (cm・g)			残存度	注記	
10	鉄滓	長さ：4.2 幅：4.0 厚さ：3.1 重さ：85.4				－	7C住
11	鉄滓	長さ：2.5 幅：2.1 厚さ：1.9 重さ：10.1				－	7C住
12	鉄滓	長さ：3.0 幅：2.1 厚さ：1.1 重さ：4.0				－	7C住

8号住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	ロクロ土師器 高台付碗	口径：13.1 底径：6.6 器高：5.0	ロクロ調整。底部回転糸切り、高台貼り付け後にナデ。高台棒状圧痕。	①角閃石・チャート ②内外-にぶい黄橙	完形	8住No.1
2	ロクロ土師器 碗	口径：14.2 底径：6.8 器高：4.9	ロクロ調整。底部ナデ。全体的に磨滅。高台が剥がれたものか。	①雲母・チャート ②内外-にぶい黄橙	ほぼ完形	8住No.2
3	ロクロ土師器 高台付碗	口径：14.0 底径：6.5 器高：4.9	ロクロ調整。高台貼り付け後ナデ。全体的に磨耗。	①雲母・チャート ②内外-にぶい黄	ほぼ完形	8住No.5
4	ロクロ土師器 高台付碗	口径：(12.9) 底径：6.0 器高：4.7	ロクロ調整。高台貼り付け後ナデ。	①角閃石・チャート ②内外-黒褐	2/3残存	8住フク土
5	ロクロ土師器 高台付碗	口径：— 底径：5.7 器高：—	ロクロ調整。底部回転糸切り、高台貼り付け後に周縁ナデ。	①チャート・黒色粒 ②外-にぶい黄橙 内-明赤褐	1/3残存	—
6	須恵器 坏	口径：(11.6) 底径：(3.4) 器高：4.4	ロクロ調整。全体的に磨耗。底部回転糸切り後ナデか。	①チャート・黒色粒 ②外-暗灰黄 内-灰オリーブ	1/3残存	—
7	土師器 甕	口径：(18.2) 底径：— 器高：—	全体的に磨耗。外-口縁部ヨコナデ、胴部上位横方向のヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ、胴部上位ナデ。	①角閃石・チャート ②内外-橙	口縁～胴部上位片	8住フク土
8	土師器 甕	口径：— 底径：3.9 器高：—	外-胴部下位縦・斜方向のヘラケズリ、底部ナデ。内-胴部下位ナデ、底部ヘラナデ。	①角閃石・チャート ②外-にぶい赤褐 内-にぶい橙	胴部下位～底部1/3残存	8住No.6
9	羽釜	口径：(21.2) 底径：— 器高：—	ロクロ調整。	①チャート・黒色粒 ②外-明黄褐 内-暗灰黄	口縁～胴部上位2/3残存	8住フク土

9号住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	羽釜	口径：(19.2) 底径：— 器高：—	ロクロ調整。磨耗。	①片岩・チャート ②内外-橙	口縁部片	9住No.5
2	羽釜	口径：(20.8) 底径：— 器高：—	ロクロ調整。	①角閃石・チャート ②外-にぶい褐 内-橙	口縁部片	9住No.4・フク土
3	羽釜	口径：(18.6) 底径：— 器高：—	ロクロ調整。	①片岩・チャート・黒色粒 ②外-オリーブ黒 内-灰	口縁部片	9住No.7
4	土師器 甕	口径：— 底径：— 器高：—	内外面ともに磨耗。	①チャート・黒色粒 ②外-にぶい黄橙 内-橙	胴部上位片	9住No.1・カマド内、調査区内

10号住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	羽釜	口径：(20.8) 底径：— 器高：—	ロクロ調整。	①角閃石・チャート ②内外-にぶい黄橙	口縁～胴部2/3残存	10住No.7・フクト土・カマド内
2	羽釜	口径：(21.8) 底径：— 器高：—	ロクロ調整。	①角閃石・チャート ②内外-にぶい褐	口縁部片	10c住
3	羽釜	口径：(21.5) 底径：— 器高：—	ロクロ調整。	①チャート ②外-明黄褐 内-灰	口縁部片	10住フク土
4	羽釜	口径：— 底径：(8.7) 器高：—	ロクロ調整。	①チャート ②外-明褐 内-黄褐	胴部中位～底部1/3残存	10住No.4・フク土

11号住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	土師質土器 皿	口径：9.8 底径：6.1 器高：1.9	ロクロ整形。底部右回転糸切り。	①雲母・角閃石・チャート ②内外-にぶい褐	口縁部一部欠損	11住No.3
2	土師器 坏	口径：(12.8) 底径：— 器高：—	外-口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ、体～底部ナデ。口縁部煤付着。	①石英・角閃石・チャート ②内外-灰	1/4残存	11住
3	須恵器 坏	口径：(10.6) 底径：— 器高：—	ロクロ成型後、外面体部下端手持ちヘラケズリ、底部手持ちヘラケズリ後ナデ。	①石英・チャート・黒色粒 ②外-にぶい黄橙 内-にぶい橙	2/3残存	11住No.2
4	土師器 甕	口径：(16.9) 底径：— 器高：—	外-口縁部ヨコナデ、胴部横方向のヘラケズリ。口縁部一部粘土付着。内-口縁部ヨコナデ、胴部斜方向のヘラナデ。円形の剥離目立つ。	①角閃石・チャート ②外-にぶい黄橙 内-にぶい黄褐	口縁～胴部上位片	11住フク土

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
5	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①繊維・黒色鈹物 ②にぶい赤褐	口縁部片	11住フク土
6	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(13.0) 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①チャート・黒色鈹物 ②にぶい褐	底部片	11住フク土
7	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	口縁部に隆帯・三角形の印刻文。単節縄紋R Lを横位に施紋	①角閃石・白色粒 ②にぶい黄橙	口縁部片	11住フク土

12号住居跡

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	土師器 坏	口径：11.9 底径：－ 器高：4.0	外－口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリだが磨耗。内－口縁部ヨコナデ、体～底部磨耗。口縁部に一部煤付着。	①角閃石・チャート ②外－橙 内－明赤褐	口縁部一部 欠損	12住No.1
2	土師器 坏	口径：12.0 底径：－ 器高：3.6	外－口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリだが磨耗。内－口縁部ヨコナデ、体～底部ナデ。	①角閃石・チャート ②内外－明赤褐	3/4残存	12住No.1
3	土師器 坏	口径：12.7 底径：－ 器高：3.3	外－口縁部ヨコナデ、体部ナデ、底部ヘラケズリ。内－口縁部ヨコナデ、体～底部ナデ。内外面煤付着。	①角閃石・白色粒 ②外－にぶい黄褐 内－灰黄褐	1/3残存	12住フク土
4	土師器 坏	口径：(11.8) 底径：－ 器高：3.9	外－口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリ。内－口縁部ヨコナデ、体～底部ナデ。	①角閃石・白色粒 ②外－橙 内－明褐	1/3残存	12住フク土
5	土師器 坏	口径：(11.6) 底径：－ 器高：(3.1)	外－口縁部ヨコナデ、体～底部ヘラケズリ。内－口縁部ヨコナデ、体～底部ナデ。	①角閃石・白色粒 ②内外－にぶい橙	口縁～底部片	12住フク土
6	土師器 坏	口径：(11.9) 底径：(6.4) 器高：(2.5)	外－口縁部ヨコナデ、底部ヘラケズリだが磨耗。口縁部中位に凹線1条めぐる。内－口縁部ヨコナデ、底部ナデ。	①角閃石・チャート ②内外－橙	口縁～底部片	12住No.8・フク土
7	土師器 皿	口径：15.9 底径：10.4 器高：2.3	外－口縁部ヨコナデ、体部ヘラケズリ後に上位ナデ、底部ヘラケズリ。内－口縁～体部ヨコナデ、底部ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内橙－	口縁部一部 欠損	12住フク土、 10住床直No.1
8	土師質土器 坏	口径：(13.9) 底径：(9.0) 器高：2.9	ロクロ調整。外面体部下端横方向のヘラケズリ、底部ヘラケズリ。全体的に磨耗。	①チャート・黒色粒 ②外－にぶい黄橙 内－灰黄	口縁～底部片	12住フク土
9	須恵器 坏	口径：(15.4) 底径：(10.6) 器高：3.8	ロクロ調整。削り出し高台。底部回転ヘラケズリ。	①チャート・黒色粒 ②外－灰白 内－灰黄	1/4残存	12住No.5
10	須恵器 瓶	口径：－ 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。外面肩部平行タタキ後にナデ。	①チャート・白色粒 ②内外－灰	肩部片	12住フク土
11	羽釜	口径：(22.3) 底径：－ 器高：－	ロクロ調整。	①チャート・黒色粒 ②外－橙 内－明赤	口縁～胴部 上位片	12住フク土
12	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	横位平行沈線。	①片岩・黒色鈹物 ②にぶい褐	口縁部片	12住フク土
13	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①繊維・白色粒 ②橙	口縁部片	12住フク土
14	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②明赤褐	胴部片	12住フク土
15	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①角閃石・白色粒 ②にぶい赤褐	胴部片	12住フク土
16	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・黒色鈹物 ②にぶい黄橙	胴部片	12住フク土

S X - 1

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	無紋。口唇部押圧。(第20図2)	①チャート・黒色鈹物 ②にぶい黄橙	口縁部片	S X - 1 黒色土
2	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	羽状縄紋。単節縄紋R Lを縦・横位に施紋。	①繊維・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	S X - 1
3	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①繊維・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	S X - 1
4	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①繊維・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	S X - 1
5	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半裁竹管状工具による平行沈線間に爪形紋。単節縄紋R Lを横位に施紋。	①チャート・黒色鈹物 ②にぶい褐	口縁部片	S X - 1
6	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋L Rを斜位に施紋。口縁部円孔。	①チャート・白色粒 ②にぶい黄橙	口縁部片	S X - 1
7	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	沈線による弧状文。	①チャート・白色粒 ②にぶい黄橙	胴部片	S X - 1 黒色土
8	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・白色粒 ②にぶい黄橙	胴部片	S X - 1 黒色土
9	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・白色粒 ②にぶい黄褐	胴部片	S X - 1 北西区
10	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	浅い横位平行沈線文。	①チャート・白色粒 ②灰黄褐	胴部片	S X - 1 黒色土
No.	種別・器種	計測値 (cm・g)			残存度	注記
11	鉄滓	長さ：2.2 幅：3.3 厚さ：1.8 重さ：14.3			－	S X - 1
12	鉄滓	長さ：2.3 幅：3.2 厚さ：1.4 重さ：4.1			－	S X - 1

S K - 1

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・黒色鈹物 ②橙	胴部片	S K - 1 黒色土

S K - 5

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。口唇部に同原体を押圧。	①繊維・片岩 ②にぶい褐	口縁部片	S K - 5
No.	種別・器種	計測値 (cm・g)			残存度	注記
2	羽口	長さ：6.4 残幅：5.8 残厚：2.6 残重：93.98 外面に溶着滓。			破片	S K - 5
3	鉄滓	長さ：3.7 幅：3.6 厚さ：2.3 重さ：32.7			－	S K - 5

S K - 6

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	口唇部肉削ぎ後押圧。竹管状工具による刺突紋。	①繊維・チャート ②暗褐	口縁部片	S K - 6 フク土
2	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	横位集合沈線。	①チャート ②橙	口縁部片	S K - 6

S D - 1

No.	種別・器種	計測値 (cm・g)			残存度	注記
1	鉄滓	長さ：5.5 幅：4.3 厚さ：3.5 重さ：92.9			－	S D - 1

グリッド・遺構外縄紋土器

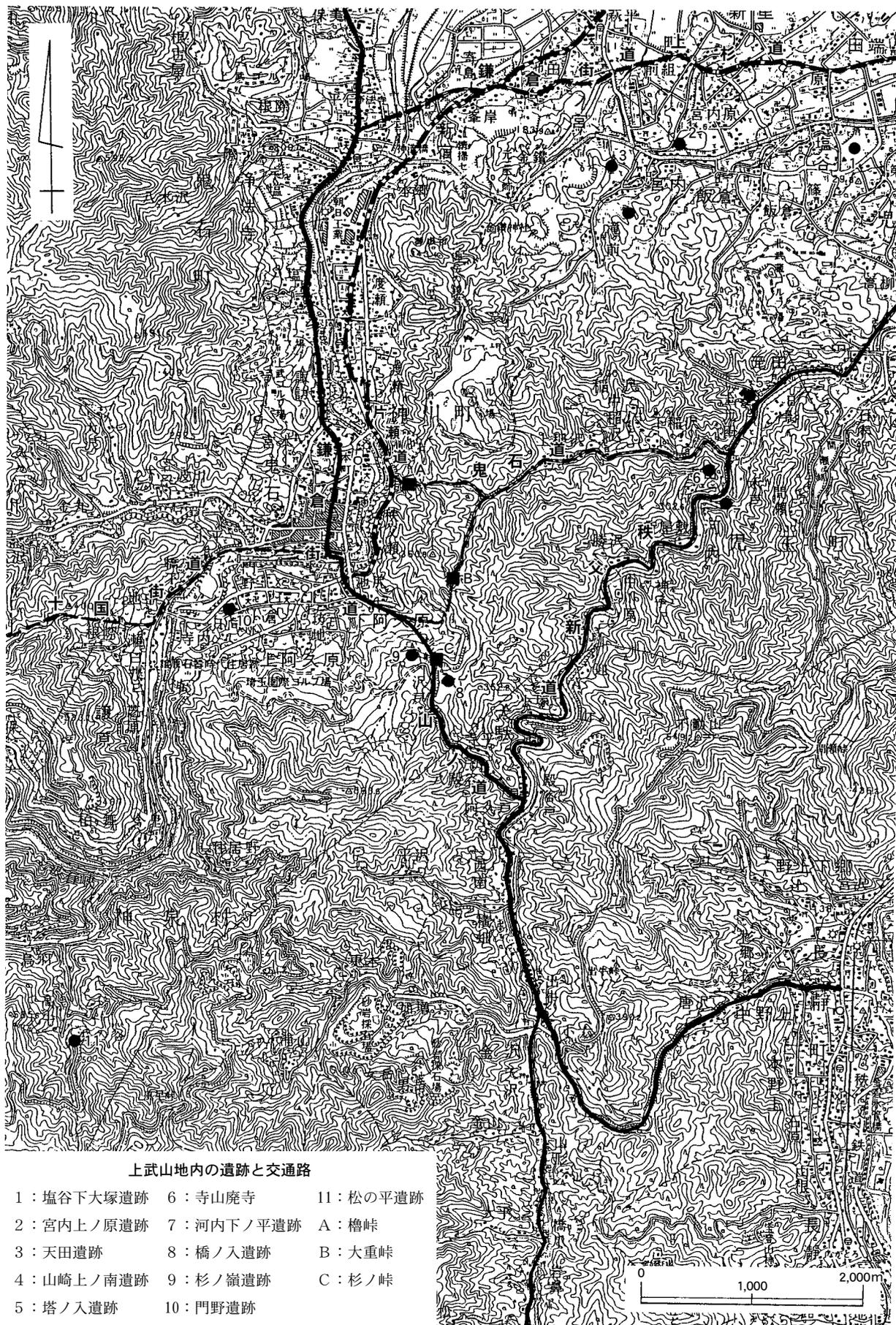
No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	無紋。口唇部押圧。(第20図3)	①雲母・チャート ②にぶい褐	口縁部片	－
2	縄紋土器 深鉢	口径：(24.9) 底径：－ 器高：－	羽状縄紋。無節Lを縦・横位に施紋か。口縁部に半裁竹管状工具による横位平行沈線。	①繊維・チャート ②明赤褐	口縁～胴部 下位1/3残存	土5 G No.5・ 8・9、No.9 両側
3	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋施紋。弧状の平行沈線。	①繊維・チャート ②灰黄褐	胴部片	－
4	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	無節Lを横位に施紋。	①繊維・チャート ②にぶい黄褐	胴部片	－
5	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	無節Lを横位に施紋。	①繊維・チャート ②にぶい褐	胴部片	3 G
6	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋LRを横位に施紋。	①繊維・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	－
7	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①繊維・黒色鉱物 ②にぶい橙	胴部片	－
8	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(7.0) 器高：－	無紋。	①繊維・角閃石 ②橙	底部片	－
9	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	地文は単節縄紋RLを横位に施紋。半裁竹管状工具による沈線文で縦位に区画、区画内を同工具で横方向に弧線状に施紋。	①片岩・チャート ②にぶい黄褐	口縁部片	3 G
10	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。半裁竹管状工具による横・斜位の平行沈線。	①角閃石・チャート ②にぶい橙	胴部片	3 G
11	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半裁竹管状工具による平行沈線で横位区画。区画内同工具による山形文。	①角閃石・チャート ②にぶい褐	口縁部片	3 G 周辺
12	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半裁竹管状工具による平行沈線で横位区画。区画内同工具による山形文。	①角閃石・チャート ②にぶい橙	口縁部片	3 G 周辺
13	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半裁竹管状工具による平行沈線で横位区画。区画内同工具による山形文。	①角閃石・チャート ②暗灰黄	口縁部片	3 G
14	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半裁竹管状工具による平行沈線で横位文様帯区画。間に無文帯を挟む。単節縄紋RLを横位に施紋。横位平行沈線間に爪形紋後、縦・斜位の平行沈線。	①黒色鉱物・白色粒 ②にぶい黄橙	胴部片	3 G
15	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半裁竹管状工具による横位平行沈線。平行沈線間に爪形紋。単節縄紋RLを横位に施紋。	①チャート・黒色鉱物 ②にぶい橙	胴部片	－
16	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半裁竹管状工具による横位平行沈線。平行沈線間に爪形紋。	①チャート・黒色鉱物 ②にぶい褐	口縁部片	－
17	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①チャート・黒色鉱物 ②明赤褐	口縁部片	3 G
18	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①片岩・黒色鉱物 ②にぶい黄橙	口縁部片	3 G
19	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①片岩・チャート ②明赤褐	口縁部片	3 G
20	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①黒色鉱物・白色粒 ②赤褐	口縁部片	土坑
21	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	半撚施紋。	①角閃石・チャート ②にぶい褐	口縁部片	3 G
22	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①チャート・黒色鉱物 ②明赤褐	胴部片	3 G
23	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①片岩・黒色鉱物 ②黒褐	胴部片	3 G
24	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①雲母・黒色鉱物 ②灰黄褐	胴部片	3 G
25	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋RLを横位に施紋。	①片岩・チャート ②にぶい赤褐	胴部片	3 G

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
26	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・黒色鉱物 ②赤褐	胴部片	3 G、 3 G周辺
27	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①角閃石・チャート ②にぶい橙	胴部片	1・6 住間 確認面
28	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①チャート・黒色鉱物 ②にぶい褐	胴部片	3 G周辺
29	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①角閃石・チャート ②赤褐	胴部片	3 G No.4
30	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②にぶい褐	胴部片	4 G
31	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・黒色鉱物 ②にぶい黄橙	胴部片	3 G
32	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②赤褐	胴部片	3 G
33	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②褐	胴部片	3 G
34	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②にぶい褐	胴部片	3 G周辺
35	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②褐	胴部片	胴部片
36	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①黒色鉱物・白色粒 ②にぶい橙	胴部片	1・6 住間 確認面
37	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②にぶい赤褐	胴部片	3 G
38	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①チャート・黒色鉱物 ②にぶい褐	胴部片	3 G
39	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・チャート ②にぶい褐	胴部片	3 G
40	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・黒色鉱物 ②にぶい赤褐	胴部片	3 G周辺
41	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・角閃石 ②にぶい黄橙	胴部片	3 G
42	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①雲母・黒色鉱物 ②にぶい橙	胴部片	3 G
43	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①チャート・褐色粒 ②にぶい褐	胴部片	3 G
44	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①白色粒 ②にぶい赤褐	胴部片	－
45	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(8.7) 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・角閃石 ②にぶい褐	底部片	3 G
46	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(9.9) 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・角閃石 ②明赤褐	底部片	3 G No.2
47	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(8.4) 器高：－	縄紋施紋。	①片岩・チャート ②にぶい赤褐	底部片	3 G
48	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(7.1) 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①片岩・角閃石 ②明赤褐	底部片	3 G
49	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(10.0) 器高：－	単節縄紋R Lを横位に施紋。	①雲母・黒色鉱物 ②明褐	底部片	3 G
50	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	斜行集合沈線。ボタン状貼付紋。棒状貼付紋。	①片岩・角閃石 ②黒褐	胴部片	4 G
51	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①片岩・角閃石 ②にぶい黄褐	胴部片	T N

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
52	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①角閃石・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	－
53	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・黒色鉱物 ②褐灰	胴部片	－
54	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・黒色鉱物 ②褐灰	胴部片	3 G
55	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①角閃石・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	12住フク土、 倒木痕付近
56	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①角閃石・チャート ②にぶい黄橙	胴部片	－
57	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	集合沈線。	①チャート・黒色鉱物 ②にぶい黄橙	胴部片	－
58	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	三角形印刻紋。円形刺突紋。	①片岩・チャート ②にぶい黄褐	口縁部片	－
59	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	横位平行沈線。	①チャート・白色粒 ②にぶい黄褐	胴部片	T N
60	縄紋土器 深鉢	口径：(22.0) 底径：(9.4) 器高：23.9	無紋。(第13号住居址)	①金雲母・チャート ②褐		I - 5 G No. 3
61	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：(10.5) 器高：－	無紋。(第13号住居址)	①金雲母・チャート ②褐	底部	I - 5 G
62	縄紋土器 深鉢	口径：－ 底径：－ 器高：－	撚糸Rを施紋。	①黒色粒・白色粒 ②にぶい黄橙	胴部片	－

グリッド・遺構外土師器・須恵器

No.	種別・器種	法量／部位	文様・器面調整	①胎土 ②色調	残存度	注記
1	土師器 坏	口径：12.8 底径：－ 器高：3.6	外-口縁部ヨコナデ、体~底部ヘラケズリ。内-口縁部ヨコナデ、体~底部ナデ。	①角閃石・チャート ②内外-にぶい橙	口縁~体部 一部欠損	12・13住間の 土坑
2	須恵器 坏	口径：13.8 底径：6.8 器高：3.7	ロクロ調整。底部右回転糸切り後周縁ナデ。酸化焰気味。	①チャート・褐色粒 ②内外-にぶい黄	ほぼ完形	－
3	須恵器 坏	口径：－ 底径：(9.9) 器高：－	磨耗。ロクロ調整。底部ナデ。酸化焰気味。	①チャート・黒色粒 ②内外-にぶい黄	体~底部片	－
4	須恵器 高台付碗	口径：13.5 底径：6.5 器高：5.8	ロクロ調整。底部右回転糸切り。高台貼り付け後に周縁ナデ。	①チャート・黒色粒 ②内外-灰白	完形	－
5	土師器 台付甕	口径：－ 底径：(8.0) 器高：－	外-脚台部ヨコナデ。内-脚台部ヨコナデ、甕底部ナデ。内外面粘土付着。	①雲母・チャート ②内外-明赤褐	脚台部	D 4 G No. 9



第31図 塔ノ入遺跡周辺の地形と交通路

第Ⅳ章 児玉郡における山地域の遺跡と交通路

－ 上武山地域における塔ノ入遺跡の位置－

はじめに

交通路は、集落と耕作地等のさまざまな用益地を結ぶと同時に、集落相互の社会的な関係を繋ぐ経路である。塔ノ入遺跡の周囲には、上武山地内を流下する小山川（旧身馴川）によって開析された谷筋に、この山地内の幹線となる経路が拓かれていたことが今日の地形や遺跡の分布等から容易に窺うことができる。この川筋には、稲聚川や藤の沢川等が合流し、これに沿って小山川の川筋を幹線とする分岐する経路の存在も予想しえるところである。上武山地内には、このような川筋に沿ったの経路とともに、幾条もの尾根筋の経路が残されており、今日においては失われつつあるとはいえ、山地内には縦横に尾根筋と沢筋を主とする山道が存在していたと考えることができる。このような交通路は、もちろん歴史的な形成にかかるものであるが、地形的な条件とともに、生態的な環境や土地の多様な用益形態との相関と継承性をもっている。

本章の課題

本章では、主として塔ノ入遺跡の形成の前提となる、上武山地内の遺跡と交通の問題について、主として本遺跡で検出されている縄紋時代早期・前期・中期および奈良・平安時代の遺跡と交通路について概観し、併せてこの地域の山野の問題について触れてゆきたい。また、今日の交通路へと連なる歴史的な関係性の一端を探ろうと試みるものである。

1. 山地域の縄紋遺跡と交通路

縄紋時代においては、有用な食料等の確保が集落占地のひとつの条件であろう。標高約200mの谷筋を臨む地点に位置する塔ノ入遺跡においても、縄紋早期・前期・中期にそれぞれ小規模な遺跡が営まれているが、本遺跡の区域もまたそれぞれの時期において有用な土地として位置づけられていたものと考えてよい。縄紋時代においては、有用な資源を求めて遺跡の位置を移しているのであろうが、このような有用な資源や土地を点綴する経路が交通路として発達したものであったと推定される。これらは、食料資源の確保あるいは石器石材の確保をはじめ、社会的・文化的な交流の経路である。集落や多様な用益地は、基本的にはこのような経路に沿った占地を採用し、あるいは相互に経路が生じるのであろう。しかし、このような経路は、経済的・社会的条件とともに地形的な制約を受けていることは言うまでもないことである。

塔ノ入遺跡を支える主要な経路は、日常的な用益を支える小山川流域の土地や尾根筋へと延びるものと考えてよいであろう。したがって、川沿いの経路と尾根道が主要な経路であることは容易に想定しえるものであり、この経路の延長上に日常的な用益地や隣接する集落等が存在したものと考えてよい。

縄紋早期

塔ノ入遺跡では、縄紋早期の少数の遺物が検出されているが早期における山地域の遺跡については不明な点が多い。しかし、神川町杉ノ嶺遺跡（矢内 2005）をはじめ、近年のゴルフ場建設等において発見された山地域の遺跡においては、それぞれ数点ないしは数十点の土器片等が出土しており、今後もこのような小規模遺跡が確認される可能性が高いであろう。なお、早期においては丘陵部や平野部においても拠点となる集落遺跡は認められず、山地域と同様な小規模遺跡が一般的である点にも注意しておくべきである。このよう

な遺跡のあり方は、この地域の多様な生態的環境のそれぞれに比較的等質に働きかけている姿であろう。なお、塔ノ入遺跡で検出された田戸上層式終末期ないしは子母口式として捉えることのできる土器は、本庄市域はもとより関東内陸部においても極めて稀な資料である。この土器は、この地域に拠点と推定しえる遺跡が認められないところから、比較的遠隔地から土器を携えての移動の結果、この地にもたらされたものである可能性が高い。また鶺鴒島台式期では、この地域においても比較的遺跡数が増加するようであるが、やはり遺物が出土するのみで明確な遺構は検出し得ないものである。言い換えれば、これらの時期の行動の領域は、竪穴住居あるいは炉穴や陥穴等の遺構をもつ遺跡と、遺物のみが出土する遺跡のそれぞれが異なった目的によって営まれた遺跡であると考えられるならば、これらの組み合わせによって捉えられる範囲はかなり広域に及んでいるものと考えられる必要がある。

縄紋前期

縄紋前期に入ると関東内陸部の遺跡が急増するが、児玉丘陵周辺においても黒浜期以降急速に増加している。本庄市児玉町地区の丘陵部においては、塩谷下大塚遺跡（恋河内 1990）、天田遺跡（恋河内 2000）、宮内上ノ原遺跡（松澤 2005）等、また美里町域においても白石城遺跡（鈴木他 1979・鳥羽他 1983）、羽黒山遺跡（長滝 1991）、登所遺跡（長滝 2002）等、今日までに数多くの遺跡が発掘調査されており、それぞれ住居跡等の遺構を伴っている。このことは、該期においてこの地域に比較的長期の居住が開始されたことを物語っている（註1）。ちなみに、諸磯b式後半以降、大宮台地等の遺跡が減少の傾向を辿ることと対照的な現象である。しかし、本庄市域を含む北関東西部の丘陵部を中心に住居址等の検出が顕著に認められ、また山地内においても小規模な遺跡が増加するようである。土器の様相においても南関東とは差異が生じているが、おそらく北関東との適応戦略の差異が相互の交渉を稀薄なものとしたのであろうが、地域的な同一性が萌していることも見逃してはならない点である。

前期の居住型

北関東内陸部においては、縄紋前期の集落遺跡が安定して存在するが、一方で塔ノ入遺跡に見られるような小規模な遺跡もしばしば認めることができる。これは、早期に見られたような短期間の居住地点の一端が肥大し、一定の土地への依存を高めた結果であろう。したがって、早期以来の一時的な居住地を残存させつつも、移動地の一端への依存を強め、この結果丘陵部を中心に集落を営み山地域において短期の居住や一時的に逗留するような、複合的な居住型を想定することができる。

山地域での縄紋前期の発掘調査された遺跡では、塔ノ入遺跡において諸磯a式等が比較的多く検出されているほか、橋ノ入遺跡（鈴木他 1986）においては諸磯b式が1点、杉ノ嶺遺跡（矢内 2005）では黒浜式・諸磯a式・諸磯c式等がそれぞれ少量出土している。これらの遺跡は、比較的小規模ではあるが、遺跡の占地する区域が山地域の尾根筋に沿って拡散している様子を窺うことができる。ちなみに平野部、とりわけ共栄地区においては、数多くの発掘調査が実施されているにもかかわらず、将監塚東遺跡で諸磯a式が1点検出されたのみであり、これらの土地の利用頻度は山地域に比しても極めて低かったことが予想されるであろう（註2）。

なお、縄紋前期後半の遺跡、特に諸磯b式から諸磯c式期の遺跡が、関東内陸部においては比較的濃密に分布していることは注意されなければならない。縄紋前期の遺跡は、本庄市域においても児玉丘陵を中心とした標高120m前後の丘陵部を中心に分布している

が、このような類似した標高の類似した地形に、言い換えれば類似した生態的な環境に集落遺跡が設営されていると見做しえることは注意されなければならない。これに対して、先に見た山地内の遺跡は、生態的な環境が丘陵部とは一致しているとは言えず、住居等の設営が比較的稀であるところから、異なった遺跡の類型に属していると考えることができる。言い換えれば、山地内の遺跡は、集落周辺の日常的な用益地から離れた、これとは異なった用益形態にかかる遺跡であると見做しえるであろう。このような山地内での小規模遺跡は、土器片の出土に見られるように土器を携えて移動しているところから、反復的に訪れることのある、逗留を伴う露营地であると見做してよいであろう。

前期の移動経路

このような縄紋前期の移動の経路は、遺跡の分布が丘陵部を中心とする生態的環境に沿った遺跡の線状ないしは帯状の連鎖に見られるような行動の累積を反映したものと推定され、日常的な再生産にかかる主要な経路に沿ったものであると考えることができる。集落における反復居住は、宮内上ノ原遺跡（松澤 2005）に見られるような、重複を繰り返した住居の存在においても容易に推定することができる。しかし、山地域の遺跡は、住居等の遺構を伴わないことも多く、これらの拠点となる集落遺跡から一時的に訪れて利用する遺跡として、丘陵部の集落遺跡から放射状に延びた経路によって移動が行われていたものと推定することができる。しかし、縄紋前期においては、集落の移動が繰り返され、拠点を点々と移す形態であると推定されるとはいえ、必ずしも山地内にその拠点を移していないことは、該期における生態的な適応戦略の形態を端的に示すものであるとよい。該期における黒曜石の出土量の増加にも注目しておくべきであろう。

前期終末

塔ノ入遺跡では、十三菩提式が少量ながら検出されている。このような縄紋前期末葉の遺跡の占地は、諸磯式期の遺跡のあり方とは別に起こったものではなく、諸磯式期に認められる移動の一端が肥大した形態の集落が減少し、この時期には拠点が縮小し、再び多様で一地点の用益に偏ることのない比較的等質な用益活動に伴う移動性を示すものであるとよいであろう。つまり、拠点としての集落と一時的な露营地をもった諸磯期の居住形態は、食料資源の豊富な地点を目指し、反復しながら次々と条件のよい地点へ移動していったものであろうが、この条件が山間部に彼らが進出するひとつの前提であった。つまり、山間部と丘陵部の遺跡が有機的に連関しながらも、遺跡分布の中心は必ずしも山間部へ移動しておらず、むしろ丘陵部の拠点となる集落が縮小した姿であると捉えることができる。このような、内陸部や山間部への進出傾向は、諸磯式の段階から進行していたことであり、彼らが落葉広葉樹林に最適化した適応戦略を備えていたと推定されるところから、この点を前提に丘陵部を中心とする内陸部の集落の凋落の現象を捉え返す必要があるであろう。なお、上武山地内では、秋山中山遺跡（未報告）において十三菩提式期の住居跡が検出されていることも注目してよいであろう。

縄紋中期

縄紋中期においては、山地域においても集落が設営される傾向が顕著となる。塔ノ入遺跡でも、小規模な縄紋中期の遺跡が確認されており、阿玉台式を伴う中期中葉の竪穴住居1軒が検出されている。本遺跡は、周囲が急峻な斜面地であり、調査区域の外部に住居が存在したと考えることは難しいところから、本遺跡は該期において、この小規模な竪穴住居が1軒で構成されたものと考えてよいであろう。

上武山地内に占地する縄紋中期の遺跡のひとつに、標高約 320m に位置する主として中期中葉から後半に営まれた橋ノ入遺跡（鈴木他 1986）がある。橋ノ入遺跡は、近傍に今

日の「杉ノ峠」が位置し、かつ尾根筋の山道が交差している地点に位置している。また、杉ノ峠を挟んで約200m離れた尾根筋に沿った地点には、神川町杉ノ嶺遺跡（矢内2005）があり、ともに縄紋中期加曾利E式期を中心に遺跡が営まれたものである。このような遺跡の占地は、尾根筋に沿っておりこの尾根筋が移動の経路であったと考えることができる。またこの付近は、小山川に注ぐ沢戸沢と神流川水系に属する池尻川支流の沢筋の分水界に位置する、今日の杉ノ峠に相当する尾根の鞍部にかかる経路に位置しており、先の尾根筋の経路が交差する区域であったと見做してよいであろう。また、この2遺跡を含め「杉ノ峠4遺跡」（註3）と呼ばれた遺跡群（桜澤1997）が確認されており、このような遺跡の稠密な分布状態も、この区域が周辺より高所にあるとはいえ、地形的な障壁ではなく、むしろ縄紋時代においても利根川水系に属する小山川流域から神流川流域に至る主要な経路としての、交通の要衝であったことを推定させるものである。また、小山川の標高約140mの上位の河岸段丘上に占地する河内下ノ平遺跡は、加曾利E期を中心とする集落であるが、近傍の山地内に位置する標高約210mの寺山遺跡とは比高差をもっているとはいえ相互の関係が推定されるものである。河岸段丘上の集落の占地は、川沿いの経路を窺わせるものであるが、寺山遺跡との関連は尾根筋に通じる経路の存在を推定させるものであろう。

遺跡分布と交通網

今日では、遺跡相互の交通路は失われているところから、遺跡のそれぞれは孤立的に捉えられる傾向があり、点在する遺跡の相互の関係についても個別に捉えられる状況である。遺跡相互の関係と土地との関係を、集落と用益地との代謝行為として捉え、人間生態系の一環としての遺跡群への捉え返しが、交通経路の分析を通して試みてゆく必要がある。遺跡の占地は、多様な土地の用益形態に対応するものと見做しえるものであり、「遺跡」相互を結ぶ交通経路を検討する上では、地形や植生等の景観的条件とともに比較的近い時期の彼らの活動痕跡の累積を分析上のひとつの軸に据えるならば、遺跡の分布状態と地形等に沿った相互の経路を想定することは決して不可能ではないであろう。

このような視点で捉えるならば、この地域の縄紋前期の集落遺跡は、先に見たようにその累積的な分布状態から類似した標高と地形に沿った水平方向の分布を示しており、山麓丘陵部を主要な経路とする同一の植生帯への移動を展開していたと捉えることが可能であろう。これに対して、ここで検討している山地域の遺跡の分布は、丘陵部とは生態的な条件を異にする部分があり、集落遺跡が少なく標高の異なった垂直方向への移動を伴っていることに注目するならば、丘陵部の集落と有機的関係をもつ、日常的な用益以外の逗留を伴う用益形態を想起すべきである。なお、縄紋中期においては、このような直接的な生態的な環境の差異を超えて、広域に居住地を伴う集落遺跡が山地内に進出していることは注意しておくべき点である。この点については、かつて推定したように生態的な植生の遷移を意識的に利用することによって、適応する戦略をもっていたためであろう。集落や、小規模遺跡に見られるような用益地の反復利用は、その土地相互を繋ぐ経路もまた反復的に利用され、一定の継承関係をもっていることを示唆している。このような交通網の存在を背景に、土器等の型式情報も伝播していると考えられるならば、この想定される交通経路に沿った地域もまた問題にされなければならないであろう。

初期弥生期

ともあれ、この地域の弥生時代の初期から中期における遺跡は、おおむね小山川流域に沿って小規模な遺跡が山地域まで点々と分布している状況であると推定されるところか

ら、これらの時期に何らかの形で水稲耕作を行っていることを想定するならば、平野部の水田から離れ、丘陵や山地域に通年で居住することは困難である。この山地域の河川流域等で活動した人々においても、低地域の水田区域への移動を伴う農作業への従事を想定しておく必要がある。このような、河川で結ばれる低地域と山地・丘陵におよぶ遺跡の分布状態を総合的に捉えるならば、河川流域を季節的に往還する巡回的な居住形態と交通経路の存在を想定しておくべきであろう(註4)。

2. 山地域の古代遺跡と交通路

塔ノ入遺跡においては、奈良・平安時代と推定される炭焼釜や製鉄にかかわると考えられる遺構等が検出され、また土製の鞆羽口や鉄滓等も検出されているところから、製鉄を伴う集落跡であると推定することができる。

燃料の確保

このような古代集落や製鉄遺跡については、児玉町飯倉地区の山地域においても確認されている。飯倉地区においては、甲竹ノ鼻遺跡(未報告)、金草遺跡、山崎上ノ南遺跡(大熊 1998)等、山地内において小規模な製鉄関連の遺跡が確認され発掘調査が実施されている。これらの遺跡は、本遺跡付近から山道を辿ると比較的近い位置にあることは注意しておくべき点である。これらの山地域の遺跡は、燃料の確保の問題がその占地のひとつの前提であると考えられるとともに、燃料の採取と搬入の利便性によって位置を移しているのであろう。さらに飯倉地内には、軒丸瓦の生産にかかる金草窯跡(高橋 1982)や、須恵器等の生産にかかる山崎上ノ南遺跡等の窯業生産遺跡も検出されている(恋河内 2006)。これらの窯業生産は、鉄生産とともに多量の燃料を必要とするものであり、燃料を求めて山地域の内部に集落等が進出したものと考えられることができる。

ちなみに、この児玉郡地域でも古墳時代後期においては、本庄台地端部に赤坂埴輪窯跡(菅谷 1976)が確認されているほか、平野部内の独立丘の斜面に宥勝寺裏埴輪窯(太田他 2003)や八幡山埴輪窯(柳 1961 ほか)が、また平野部を臨む丘陵部において美里町宇佐久保埴輪窯(山川他 1981)等が位置しており、該期においては山地域ではなく平野部の近傍で窯業生産が行われているようである。少なくとも、古墳時代後期においては、現在まで山地内の窯業生産遺跡は検出されておらず、この間に土地利用形態に変化があったことを窺わせるものである。

古墳時代の山地域

古墳時代後期(鬼高期)においては、このような埴輪窯の設置とともに、集落が丘陵部に進出することや古墳群域の設置に認められるような空闲地の分割と、それぞれの古墳造営主体による排他的な占取が想起し得るところから、従来の共同用益地もまた分割され新たに再編されたことが想起される。このように鬼高期には、集落域周辺の用益地の分割が進行し、個別的な集落による生活域周辺の日常的な用益形態から、計画的な共同用益地へと変化する先駆的な形態を想定すべきであろう。しかし、古墳時代後期においては、山地域への集落の進出は平野部に接する少数遺跡に限定されており、山地域の用益は在地首長的な権威に媒介された極めて小規模なものであったと推定され、未だ個別的な占取の稀薄な山野としての位置を占めていたのであろう。

これに対して、奈良時代前後の窯業生産遺跡は、児玉郡地域においては、日常的な共同用益地として推定しえる平野部を直接臨む区域ではなく、その背後に相当する低位の山地内にこれらの遺跡が位置していることは注意されるべき点である。また、製鉄関連の遺跡

も浅見山Ⅲ遺跡A地区（荒川 1999）のような平地内の丘陵部において認めることができるとはいえ、ごく少数にとどまっており、集落域の近傍に位置する林野等は日常的な共同用益地としての利用が進行していたものと考えてよいであろう。この時期においては、これらの生産遺跡の山地域への進出が顕著であり、急速に森林の伐採を伴う用益形態が山地域に拡大する現象が生じたものと見做すことができる。このような生産遺跡の占地域の拡大と、山地域における用益権の確保には、平野部付近の林野が集落の共同用益地として安定していたことを窺わせるとともに、その用益権の確保については何らかの政治的な背景が存在したものと推定してよいであろう。

白鳳期以降

白鳳期以降（真間期）における大規模集落の出現は、水田地帯を臨む従来の共同用益地を含む生活域に計画的に設営されたと推定されるところから、これらの計画的な集落と表裏を成す計画的な共同用益地の出現を前提とする部分を認めるべきである。もとより、山地域の生産遺跡等も平野部との交通を前提に計画的に設営された集落であり、これらを結ぶ経路とともに山地域の資源を求める経路を伴っていると考えるとよい。また、土師器の流通においても「北武蔵型」等とされる土師器等の所謂「国別編成」から、10世紀中葉前後以降では灰釉陶器や上野国内産と推定される羽釜等が流通する関係へと推移しているようである（註5）。

平安時代の山地域

平安時代には、律令制の変質と平野部の伝統的な權威の崩壊に伴い集落の結合が弛緩することによって、従来集落の営まれなかった地点に集落が進出するようである。上武山地域の遺跡の分布については、詳細な分布調査が実施されていないところから不明な部分が多いが、河内地区に寺山廃寺（鈴木 1982）が造営され、またその近傍に河内下ノ平遺跡（松澤 2005）等が確認されている。これらの遺跡は、古い社会的な関係にかかる共同性の解体に伴う動産の所有を梃子に、「公私共利」であった山林原野が個別的に開墾され分割占取されたことによって生じたものと推定することができる。これらの遺跡は、その位置等から推定するならば、おそらく小山川に沿った経路が古代においても主要な交通経路でありこれを前提に設営された集落であると考えてよいであろう。なお、この寺山廃寺や河内下ノ平遺跡は、縄紋時代の遺跡と同一地点に営まれており、平安時代の遺跡の占地の重なりは、時期を超えて共通する、集落遺跡の占地しえる条件が存在していたものと推定することができる。また、橋ノ入遺跡においても、縄紋時代と古代集落が重なっていることも、やはり現状で想定しえる交通経路を当時の主要な経路として捉えることが可能であり、生業や時代の差異を超えて断続的にあるいは反復的に用いられていることが想起しえるであろう。ともあれ、山野の囲い込みが進行すると、日常的な用益地が脅かされ、再生産のために新しい共同性が出現し、これが平野部においては中世的な村落の出現となって現れるほか、山地域においては、新興の集落の出現となって現れるのであろう。

阿久原牧の記事

児玉郡の山野の開発を考える上では、「阿久原牧」の開発の問題を考えておく必要がある。阿久原牧の具体的な形成過程については不明な点が多い。しかし、「秩父牧」とされる「阿久原牧」について考える上では、『西宮記』の延喜二年（903年）の秩父牧の「宇多院供馬」の記載に注目すべきであろう。また、阿久原牧については、『政治要略』に承平元年（931年）に朱雀院秩父牧馬の駒牽の記事があり、承平三年（933年）にはこの朱雀院秩父牧が勅旨牧に編入されたことが知られている。この秩父牧については、長暦二年（1038年）まで駒牽などの記事が継続的に認められるところから、少なくともこの時期ま

では、勅旨牧としての貢馬が続けられており、この地域の都鄙交通の一端を垣間見ることができる。

阿久原牧の形成

阿久原牧の推定地区である神川町（旧神泉村）上阿久原、下阿久原地内では、近年の発掘調査によって門野遺跡（矢内、2002）や幹沢遺跡をはじめとする平安時代を中心とする複数の集落跡が確認されており、これらの集落は阿久原牧の経営と何らかのつながりを窺わせるものであるといつてよい。今日までの発掘調査は、みな小規模なものではあるが、これらの内には阿久原牧の営まれていたと考えられる9世紀末葉を遡る時期に形成期をもつ集落跡が存在していることは、阿久原牧の形成過程を考える上で極めて重要な点である。これらの集落が、牧の設置時期まで継続的に営まれていると考えられるところから、この時期まで馬の飼養が遡る可能性を考えておくべきであろう。

ともあれ、阿久原牧の比定地の内部に複数の集落跡が併存しているようであり、また地形的にも幹沢川等の沢によって阿久原の平坦地が幾つかに区切られているところから、おそらく複数の集落のそれぞれによる小規模な経営によって馬の飼養が行われていたことも推定することができるであろう。言い換えれば、阿久原牧は、大規模な放牧による単一の経営というよりも、小規模な経営単位の複合がその実態であった可能性が認められる。しかし、具体的な牧の経営については、今後の発掘調査等に待たれる部分が多い。また、神川町（旧神泉村）矢納地区の沢に沿った平坦面に位置する、標高350mの松の平遺跡（矢内2002）においても、集落が阿久原牧の時期に相当する10世紀前後に営まれており、相互になんらかの関係が想起されるとともに、交通路等も整備されていたことを窺わせるものである。ともあれ、この地域における馬の生産は、交通を飛躍的に発達させたものと考えることができるが、具体的な貢馬の経路の実態については明らかではない。

阿久原牧の経路

阿久原牧比定地からの外部への経路は、かつて「秩父道」とも称された先の杉ノ峠越えの経路があり、また「鬼石道」とされる経路は、秩父瀬から「櫓峠」を越えて上稲沢を経て稲聚川流域から本遺跡付近の小山川流域に至る経路と、「大重峠」から上稲沢を経て「櫓峠」からの経路と合流する経路の二つの経路が知られている（註6）。なお、秩父瀬から渡瀬にいたる経路は、かつて「片瀬道」と呼ばれており、近世前期まで遡るという（小野2005）。この「片瀬道」は、享保十七年（1732年）の取り決めによって普請が行われたが、それ以前は神流川の氾濫が起きると馬も通行できないような小道であったようであり、その後も人馬の通行できる程度の小道であった。なお、享保年間においても物流は鬼石町（藤岡市）を通過することが原則であり、この時期までに鬼石町側に物流にかかるある種の利権が生じていると考えられるところから、鬼石を経由する経路が古くから物流の根幹となった経路であり、この「片瀬道」が物流を担う経路であったと考えることは難しいであろう。なお、この「片瀬道」に自動車が行けるようになったのは昭和61年（1986年）以降のことであり、それ以前は鬼石町を経由していたということは注意しておくべき点である。おそらく、阿久原牧からの貢馬は、神流川を越えて鬼石経由で東山道方面へ向かうか、杉ノ峠を越えて太駄から小山川流域を経て児玉ないしは荒川水系に属する秩父方面へと向かう経路が主要な経路であったと考えることができるであろう〔第31図〕。

3. 中世の交通路と板碑の分布

中世の児玉町本泉地区の交通路を考える上では、児玉党「河内氏」の存在や、「太駄郷」の存在に注目しておくべきであろう。児玉党の「河内氏」については不明な点が多いとはいえ、「武蔵七党系図」に、児玉庄太夫家弘の子と記載される庄三郎忠家が「河内」を号していたと考えられるところから、本泉地区の河内地内にその本貫地を推定することができる。また、系図上でこの忠家の孫にあたる小太郎友定が金沢と号し、この金沢が小山川の最上流部に位置する現在の秩父郡皆野町大字金沢に相当するものと推定されるところから、小山川に沿った区域に忠家の一族が進出していた様子を窺うことができるであろう。なお、「太駄郷」についても不明な点が多いが、鎌倉時代末期から南北朝期にかけて安保氏の所領となり、関東管領上杉氏の執事であった長尾顕忠が「太駄郷」を「円覚寺塔頭雲頂庵」に寄進した明応七年（1498年）の文書が残されている。この「太駄郷」については、その範囲等が不明であるが、おおむね今日の本庄市児玉町太駄を中心とした区域に相当するであろう。

鎌倉街道山ノ道

この児玉町太駄の字「八殿谷」と「沢戸入」の境をなす小路は、古道であり鎌倉街道「山ノ道」とも呼称される杉ノ峠へと続く道であった。この古道と小山川流域の経路（秩父新道）との分岐点付近には、高札場（本庄市指定文化財）が設けられていたことが知られている。ちなみに、鎌倉街道「山ノ道」については、詳細に不明な部分が多いとはいえ、小山川水系の沢戸沢から尾根の鞍部に相当する杉ノ峠を経て、神流川水系に属する池尻川支流の沢筋から幹沢川筋に至る、杉ノ峠道の旧道（秩父道）とほぼ一致しているようである（註7）。この「山ノ道」は、皆野町出牛方面から小山川筋の太駄を経て下阿久原に至る経路であり、神流川を渡り神流川筋に沿って鬼石市街から浄法寺、神田、藤岡の本郷方面に至る今日の県道前橋・長瀨線の前身を構成するものである。この「山ノ道」と秩父道（秩父新道）の分岐点である太駄付近は、近世においても秩父郡と児玉郡、あるいは杉ノ峠を経て上州へと結ぶ交通の要衝であったことは注目しておくべき点であろう。

板碑の分布

このように中世の主要な交通路が小山川の谷筋にあったことは、板石塔婆（板碑）の分布がこの川筋に沿った範囲に濃密に分布していることや、他の中世石造物（野口1998）の分布も小山川に沿って分布していることから見做しえることから疑いのないところである。本遺跡の付近にある埼玉県指定の正嘉二年（1258年）銘の一石三連板碑である「元田の板石塔婆」も、おそらくこの経路で秩父郡方面から運ばれたものであろう。

この小山川流域や金屋地区等で多く認められる板碑の中には、小形で、紀年銘がなく、表面の研磨工程が雑であり、種子及び蓮座あるいは二条線の表現が稚拙で不明瞭な資料がしばしば認められる。このような板碑においては、しばしば絹雲母片岩をはじめとする緑泥片岩（緑泥石片岩）以外の石材を用いる場合があることにも注目しておくべきである。これらの板碑は、基本的には「武蔵型板碑」と見做しえるものであるが、このような特徴をもつ板碑の一群については、「武蔵型板碑」のひとつの類型として捉えることができるであろう（註8）。

埼玉県によって実施された板石塔婆の詳細分布調査（埼玉県立歴史資料館1981）以降、小山川流域の本泉地区を中心にこのような板碑が数多く記録されており、この流域が主要な交通経路のひとつであったことを想定することができる。また、板碑の石材の種類に緑泥片岩以外の石材が認められることは、板碑の一元的生産を疑わせるに十分な現象である。

したがって、このような板碑が「秩父山麓」に分布することは、千々和實氏とは異なった推定の必要があり、児玉郡に接する山沿いの区域においても小山川流域にあたる秋山地区を除くと旧那珂郡には板碑自身の分布が稀薄であることにも注目しておくべきであろう。ちなみに、小山川流域においては緑泥片岩の産出はきわめて稀であり、小山川の河床礫も絹雲母片岩を主体とする組成であることは注意しておくべき点である。絹雲母片岩を材料とする板碑生産地については今日明らかではないが、石材の種類や分布から推定するならば、小山川流域にも生産地が存在する可能性を検討しておくべきであろう。

板碑の流通経路

おそらく、ある時期に板碑生産地の拡大が図られ、緑泥片岩の産出の少ない地域での生産が行なわれたものと考えれば、このような生産地の拡散は、消費の増加に伴う工人の増加とともに、より消費地に近い場所での生産が流通に好適であったという点についても積極的に検討しておくべきである。このような板碑については、紀年銘等を欠くものが多いことから、造立主体からの受注生産にかかるものと考えことは難しく、千々和氏推定のとおり既製品として生産されていた可能性が高いであろう。このような既製品の板碑の想定は、受注生産にかかる板碑とは別の、流通という「商業」的側面においても重要な示唆を与えるものである。もとより、これらの板碑は、その年代から児玉党系の在地領主層をその造立主体と考えることは困難であり、このような既製品の板碑の出現と生産地の拡大は、商品生産としての側面を認めることが可能であるところから、上層農民の経済的自立と独自の信仰の獲得によるものと推定しえるであろう。したがって、このような板碑の流通は、在地社会の特定の展開過程を端的に示すものであるとよい。

このようなタイプの板碑の分布域は、独自の経済的な関係網に沿って流通したのとも考えることも検討しておくべきである。このような板碑の分布は、その流通が玉突状に連鎖しながら展開したものと考えことは難しく、生産地からの放射状の交通形態を基礎とし、流通の結節をもつような形態で拡散分布した可能性が高いことが予想される。このような板碑の分布は均質でなく、児玉郡周辺に分布の中心があることは、千々和氏の推定とは別に、児玉周辺に交通と流通の結節点の存在を想定することが可能である。あるいは、鎌倉街道「上道」沿いの小山川（身馴川）の程近くに位置していたと推定される児玉の市庭が、これに関与した可能性も否定できないであろう。また、本泉地区においても高い分布を示すところから、この経路もこれらの板碑の主要な流通経路のひとつに相当しているものと見做すことが可能であろう。

小山川筋の道

なお、元龜二年(1571年)鎮座と伝えられる河内の鎮守金鑽神社や、慶長三年(1598年)鎮座とされる太駄の岩上神社も小山川(身馴川)の谷筋に沿って鎮座し、近世の村々もこの谷筋に沿って営まれているところから、この経路が継続的に交通の幹線であったことを知ることができる。この小山川に沿った経路は、すでに見たように児玉から金屋を経て秩父に向かう幹線経路であり、高低差も少ないところから明治19年に「秩父新道」として整備されるが、その工事中に秩父事件にかかる「困民党」が出牛峠を越えて通過したことが知られている。この道路は、近代において薪炭や絹糸等の運搬の経路となり、また今日においても秩父と児玉を結ぶ幹線であり、県道秩父児玉線として整備されている。

ちなみに、塔ノ入遺跡では、古代の炭焼釜と推定される遺構が確認されているが、山地域においては古代以来連綿と木炭の生産が行われてきたわけではない。本泉地区の炭焼きが近代以降に急激に発達することは、共有林の自給的薪炭生産の崩壊と相関をもつ現象で

ある。木炭の生産は、商業と交通の発達によってこれが促進されたものであり、近代的な流通機構に対応した商品生産としての側面が強いものである。近代化された養蚕業のモデルケースとしての「一派温暖育」を基礎として建設された「競進社模範蚕室」においても、その温暖育に商品としての木炭の利用が前提となっていたことも極めて示唆的である（註9）。このような生産物の流通においても、交通路の整備が近代化の大きな前提となっていたことは忘れてはならない点であろう。

ま と め

交通路は、地形的な条件とともに、生態的な環境や歴史的な土地の多様な用益形態との相関をもっている。しかし、これらの交通路は社会的な条件の変化にもかかわらず、一定の継承性をもっていると推定しえることもまた重要な点である。徒歩が移動の主体であった長い歴史の中においては、おそらく地理的に最適な経路が発達し継承されてきたのであろう。言い換えるならば、既存の経路を前提に、土地の用益形態や社会的関係の変化に応じて新しい経路が分岐し、これらが累積しながら今日へと推移してきたものと思われる。

山地域の交通路

児玉町本泉地区は、山中に位置しているとはいえ、ここでみた本庄市域の山々は、その大半が基本的には「サトヤマ」として捉えることのできるものである。しかし、このような捉え方も歴史的に推移している事態であり、古代においても土地利用形態に推移の過程を予想させるものである。このような土地利用にかかる幹線経路は、時代のそれぞれに小山川の谷筋を主に、そこから分岐する谷筋と尾根道を多様に組み合わせていたと考えることができる。小山川の谷筋が基幹的な経路であったとはいえ、この地域の山地内には、数多くの神社や祠が分布していることも忘れてはならない点である。

本庄市域の山あいは、山地域であるとはいえ、必ずしも生産性に乏しい区域であるとはいえず、歴史の中においては山地域のもつ豊饒で多様な資源の用益形態をもっており、交通路もまた縦横に存在していたのである。これらは、歴史的にそれぞれの多様な用益形態に沿った経路が発達したものと考えることができるが、山地内に有用な土地利用の形態が存在する限り失われることのないものであった。山道もまた、人々の営みとともに代々継承され、また途絶しても時代を超えて再び類似した経路として再生する強靱なものであったと考えられる。われわれが調査しえる遺跡は、すでに相互のつながりが失われ、それぞれが個別に存在しているような見え姿をとるとはいえ、相互の交通によって維持されていたことを考えるならば、交通の累積は遺跡分布の中に現れていると見做すべきであろう。

今後の課題

今日、幹線道路については、次々と整備されているが、山地内の資源の多様な利用形態は急速に失われ、伝統的な山道は消滅しつつある。このような山道は、もちろん林道の整備によって維持されている場合も認められるが、今日では伝統的な山道はハイキング等のリクリエーションによる往来によって維持され整備される傾向も認められるようである。この区域においては、必ずしも行楽の目標地が整備されておらず、このような利用に乏しいところから山道もまた消滅の傾向がある。山地域の有効な活用が山道を維持する前提であろう。山道もまた歴史的な産物であるという立場をとるならば、その記録もまた必要なのかもしれない。

(鈴木徳雄)

註

- (1) 児玉郡地域における縄紋集落の問題については、かつて縄紋中～後期の集落の用益圏と生態的な環境に即して（鈴木 1986）述べたところがある。また、縄紋前期を含めた集落の占地と居住形態に即して（鈴木 1997）述べたところである。また、宮内上ノ原遺跡CD地点および児玉清水遺跡B地点の報文中において触れる予定であるので参照していただきたい。
- (2) これらの諸点については（鈴木 1997）で述べたところである。なお、烏川の低地を望む崖線上でも同様の傾向であり、御手長山古墳（長谷川 1978）の墳丘からも諸磯a式の破片が検出されているとはいえ、遺跡の分布は極めて稀薄である。
- (3) この「杉ノ峠4遺跡」とは、櫻澤重利氏によって命名されたもので、「橋ノ入遺跡、杉ノ峠山頂遺跡、沢戸遺跡、杉ノ峠A遺跡」をさすものである（櫻澤 1997）。このうち橋ノ入遺跡（鈴木他 1986）と「杉ノ峠頂上遺跡」とは別地点であり、異なった遺跡として捉えるべきであるとされ、氏の示された位置図と記述によると別地点であると考えられることができるようである。また、「杉ノ峠頂上遺跡」は、「前期～後期中葉」の遺物が確認され、「加曾利E式」と「堀之内式」が多いとされているが、この遺跡については、その位置から杉ノ嶺遺跡（矢内 2005）と同一の遺跡と考えることができる。また「沢戸遺跡」については、詳細は不明なものの、「加曾利E式」と「堀之内式」が採集されるようであるが、踏査によると明瞭な遺物の分布が確認できず、小規模な遺跡と考えてよいであろう。これらの遺跡に「杉ノ峠A遺跡」を加え、「杉ノ峠四遺跡」として捉えられているものである。なお、ここで櫻澤氏が「堀之内式」とされるものは、発掘調査が実施された橋ノ入遺跡や杉ノ嶺遺跡においても明確な資料は確認されておらず、これに類するものとしては「杉ノ峠頂上遺跡」周辺で称名寺式終末期の破片が採集されたのみである。おそらく、櫻澤氏が「堀之内式」とされたものは、加曾利E式の後半期のものを指しているのであろう。ともあれ、これらの遺跡については、山地域遺跡の詳細分布調査を含めて、今後は更に詳細な検討が必要であるものと思われる。なお、現在までのところ上武山地内においては縄紋後期～晩期では小規模な遺跡が確認されているに過ぎず、弥生時代の遺跡は極めて分布が稀薄である。
- (4) この地域の弥生時代の遺跡の占地については、かつて報文中（鈴木 1997）において灌漑形態や遺跡の形態を中心に述べたところがある。
- (5) 児玉郡における古代の開発と集落については、『児玉町文化財調査報告』、および『児玉町遺跡調査会報告書』等にそれぞれ記してきたところである。また、それらの概要については、既刊の拙文（鈴木 1996・1997・1998）等で要約的に述べたところがあり参照されたい。なお、児玉郡における山野の問題については、「古代児玉郡における山野の問題」（鈴木 1985）として、また丘陵部における土地利用形態の推移に視点を置いて「児玉郡における丘陵部の開発とその地位」（鈴木 2002）あるいは「児玉丘陵における地域社会の形成」（鈴木 2005）として述べたところである。あわせてご参照願いたい。
- (6) この「秩父道」は、鎌倉街道「山ノ道」に相当する現在の主要地方道前橋長瀨線に相当する経路であり、県道児玉秩父線とは太駄で合流する。阿久原地区等における古道については小野英彦氏の論考（小野 2005）に詳しい。なお、「秩父道」と呼ばれる道路は、単一の経路ではなく、地区それぞれで秩父に向かう経路を指している。また、ここで用いる道路等の名称については、近世以来の伝統的名称である。
- (7) 鎌倉街道「山ノ道」は、この付近では＜本郷・神田・浄法寺・鬼石町本町・仲町一神流川一下阿久原・杉ノ峠・太駄・出牛・高松・火燈峠＞の経路を辿るようである。
- (8) これらの板碑の製作過程や類型については、次年度刊行する計画である田端中原遺跡の報文においてやや詳しく触れる予定である。
- (9) 競進社模範蚕室は、埼玉県指定の建造物であり、後の児玉農学校（現在の県立児玉白楊高校）の前身となった競進社蚕業伝習所を設立した木村九蔵によって、一派温暖育を基礎とする氏の養蚕の理念を具体化する建物として明治 27 年（1894）に建設されたものである。

引用・参考文献

- 赤熊 浩一 他 (1988) 『将監塚・古井戸－古墳・歴史時代Ⅱ－』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第71集
- 井上 尚明 他 (1986) 『将監塚・古井戸－古墳・歴史時代Ⅰ－』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第64集
- 大熊 季広 (1998) 「児玉町山崎上ノ南遺跡の調査」『第31回遺跡発掘調査報告会発表要旨』 埼玉考古学会ほか
- 大熊 季広 (1998) 「埼玉・山崎上ノ南遺跡B地点」『木簡研究』20
- 小野 英彦 (2005) 「秩父道と十国街道」『神泉村誌』歴史編 神泉村教育委員会
- 雉岡 恵一 (2005) 「中世」『神泉村誌』歴史編 神泉村教育委員会
- 恋河内昭彦 (1995) 『南共和・新宮遺跡』児玉町調査会報告第6・7集
- 恋河内昭彦 (2000) 『天田遺跡－B地点の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第11集
- 恋河内昭彦 (2001) 「鷲山古墳の第2次墳形確認調査」『児玉郡市文化財担当者会会報』第1号 児玉郡市文化財担当者会
- 埼玉県立歴史資料館編(1981)『埼玉県板石塔婆詳細分布調査報告書』埼玉県教育委員会
- 坂本 和俊 他 (1986) 『埼玉県古式古墳調査報告書』埼玉県県史編さん室
- 櫻澤 重利 (1997) 『歴史以前の神流川溪谷』私家版
- 鈴木 徳雄 他 (1985) 『橋ノ入遺跡Ⅰ』児玉町文化財調査報告書第5集
- 鈴木 徳雄 他 (1986) 『橋ノ入遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書第6集
- 鈴木 徳雄 (1982) 「寺山廃寺」『埼玉県古代寺院跡調査報告書』埼玉県県史編さん室
- 鈴木 徳雄 (1986) 「縄文中期の集落用益圏と生態的居住型」『橋ノ入遺跡Ⅱ』児玉町文化財調査報告書 第6集
- 鈴木 徳雄 (1997) 「古代児玉郡の灌漑と地域圏」『金佐奈C・児玉条里遺跡上田地区』児玉町文化財調査報告書第25集
- 鈴木 徳雄 (1997) 「児玉郡における縄紋集落の占地と居住形態」『将監塚東・平塚・藤塚遺跡』児玉町文化財調査報告書第26集
- 鈴木 徳雄 (1996) 「古代北武蔵の開発と集落」『月刊文化財』11月号 No.398
- 鈴木 徳雄 (1997) 『将監塚東・平塚・藤塚遺跡』児玉町文化財調査報告書第26集
- 鈴木 徳雄 (1997) 「古代北武蔵の土地利用と集落」『日本歴史』9月号第592号
- 鈴木 徳雄 (1998) 「古代北武蔵における灌漑と土地利用」『治水・利水遺跡を考える』第7回 東日本埋蔵文化財研究会
- 鈴木 徳雄 (2002) 「児玉郡における丘陵部の開発とその地位」『塚本山古墳群(第3次調査)－雷電山地区－』児玉町遺跡調査会報告書第12集
- 鈴木 徳雄 (2005) 「児玉丘陵における地域社会の形成」『高柳原遺跡－B・C地点の調査－』児玉町文化財調査報告書第39集
- 立石 盛詞 他 (1983) 『後張Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第26集
- 永井 智則 他 (2005) 『脊戸谷遺跡－宮内古墳群の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第19集
- 野口 泰宣 他 (1998) 『児玉町の中世石造物』児玉町史料調査報告 中世 第3集
- 増田 逸郎 他 (1982) 『後張Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第15集
- 松澤 浩一 (2005) 「河内下ノ平遺跡の発掘調査」『児玉郡市文化財担当者会会報』第5号 児玉郡市文化財担当者会
- 松澤 浩一 (2005) 『宮内上ノ原遺跡－B地点の調査－』児玉町遺跡調査会報告書第18集
- 矢内 勲 (2002) 『門野遺跡・中居遺跡・平西遺跡・松の平遺跡発掘調査報告書』神泉村教育委員会文化財調査報告書第4集
- 矢内 勲 (2005) 「原始の神泉」『神泉村誌』歴史編 神泉村教育委員会



図版 1



1. 塔ノ入遺跡調査風景
(北東より)



2. 塔ノ入遺跡調査風景
(南東より)



3. 塔ノ入遺跡調査風景
(南西より)

図版 2



1. 第1a・b号住居址
(南より)



2. 第1・2号住居址
(北より)



3. 第1a号住居址カマド
(東より)

図版 3



1. 第1b号住居址カマド
(南より)



2. 第3号住居址
(南より)

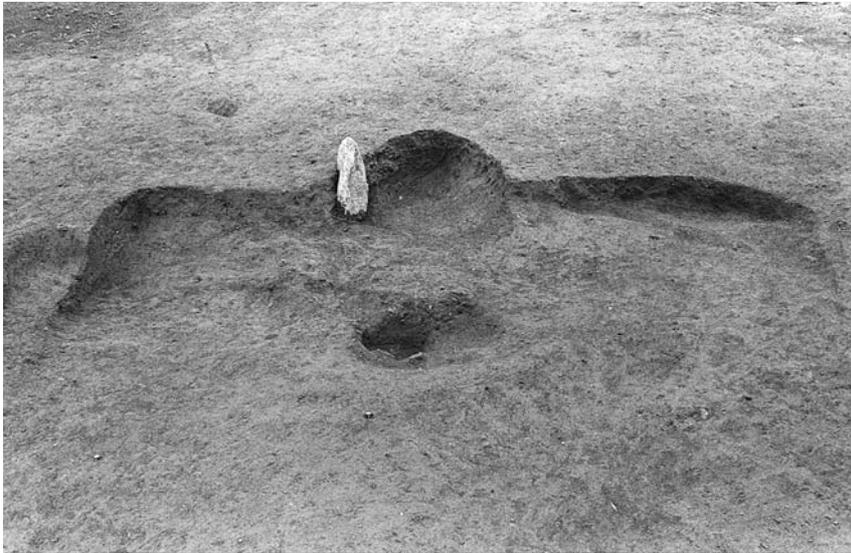


3. 第3a号住居址カマド
(西より)

図版 4



1. 第3b号住居址カマド
(西より)



2. 第6号住居址
(南より)



3. 第6号住居址カマド
(南より)

図版 5



1. 第7・8号住居址
(南東より)



2. 第8号住居址
(南より)



3. 第8号住居址
遺物出土状態

図版 6



1. 第8号住居址カマド
(南より)



2. 第9号住居址
(南より)

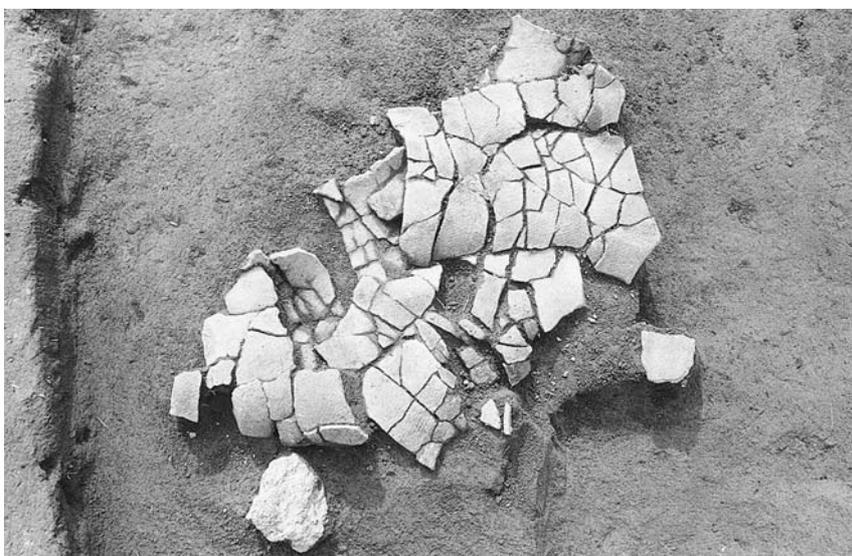


3. 第10号住居址
(西より)

図版 7



1. 第10c号住居址カマド
(南より)



2. 縄紋土器出土状態
(D3グリッド)

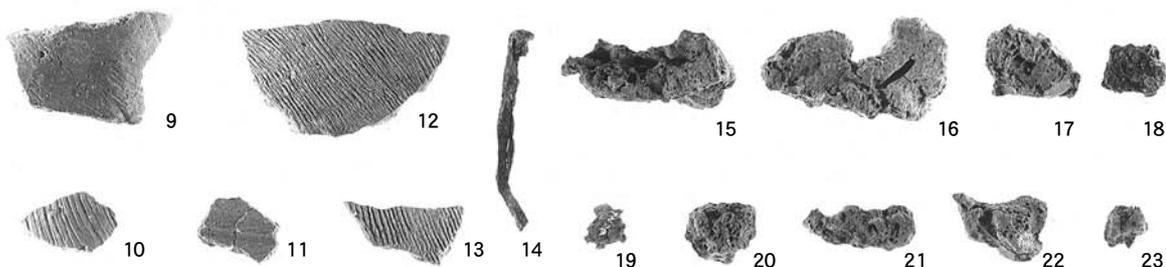
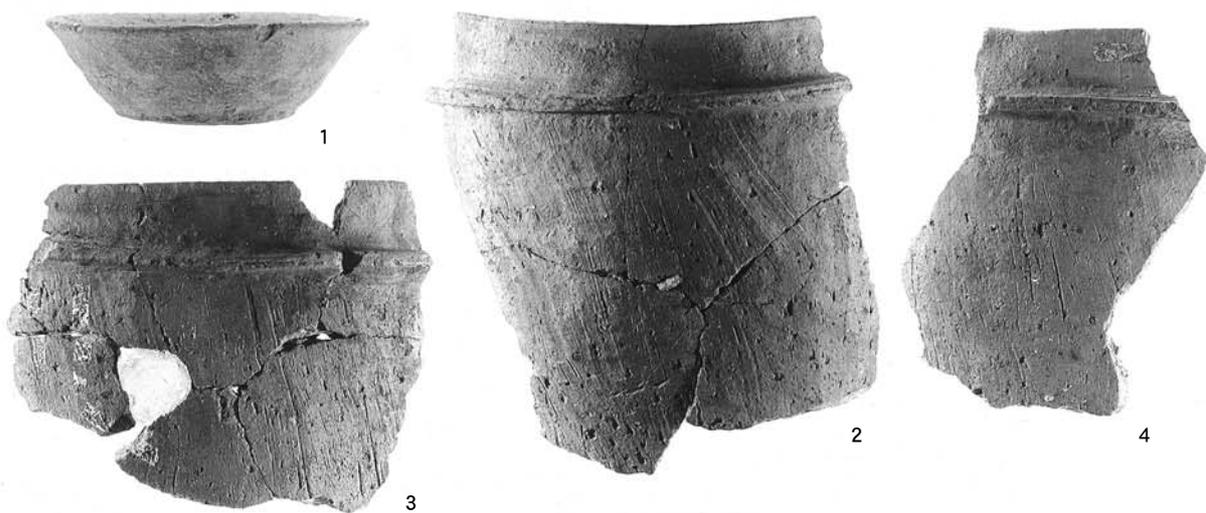


3. 縄紋土器出土状態
(第13号住居址)

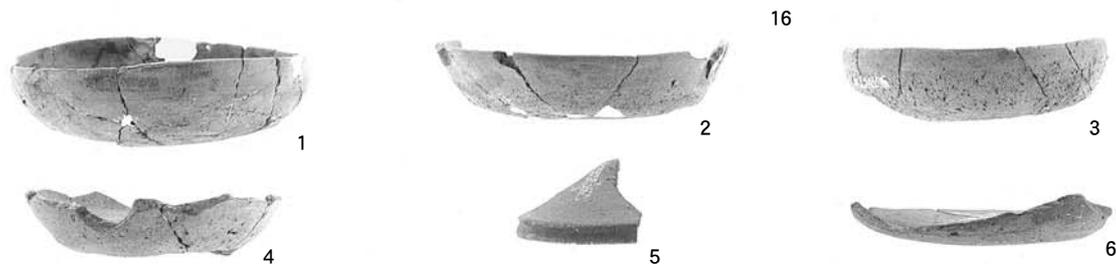
图版 8



第 1 号住居址

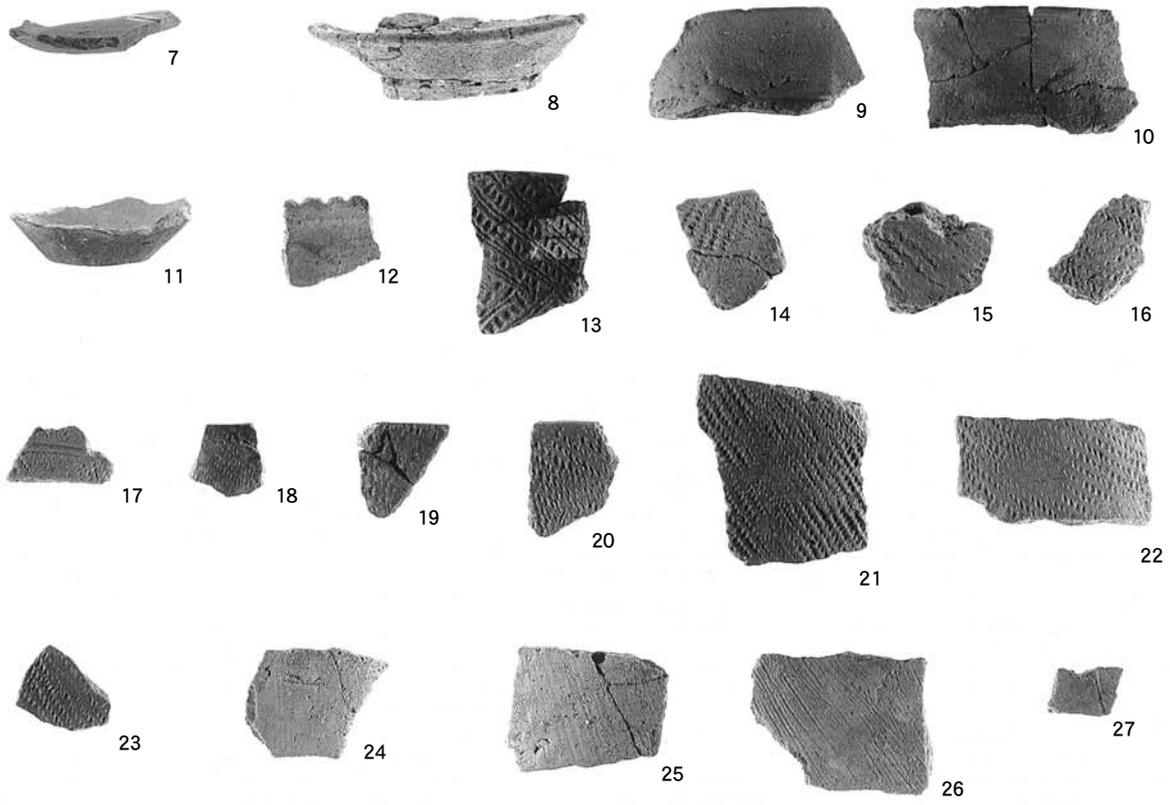


第 2 号住居址

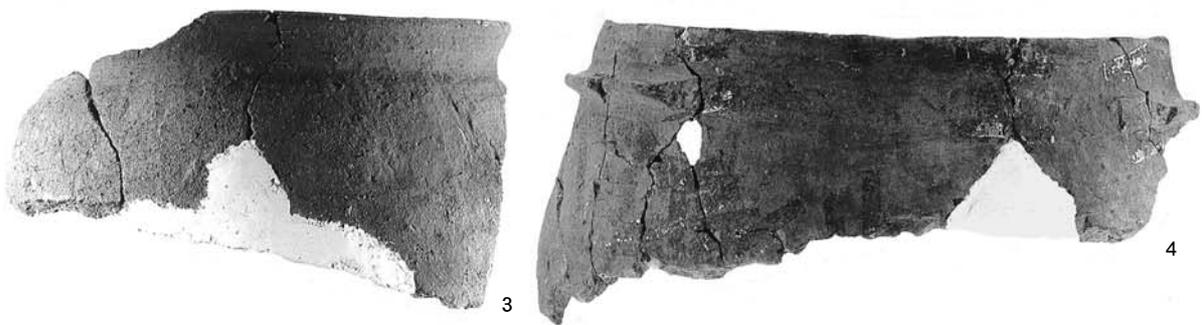
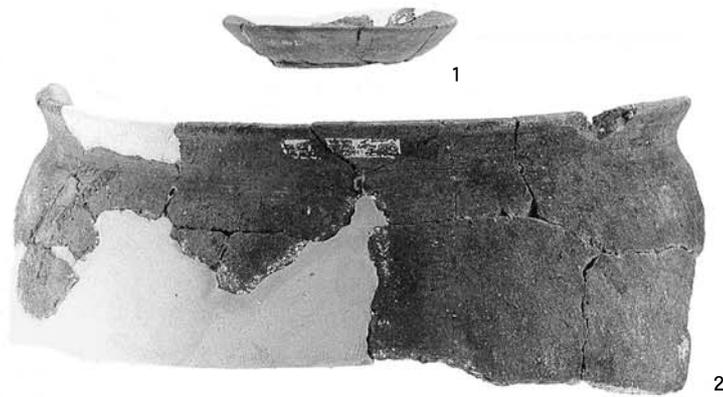


第 3 号住居址(1)

图版 9



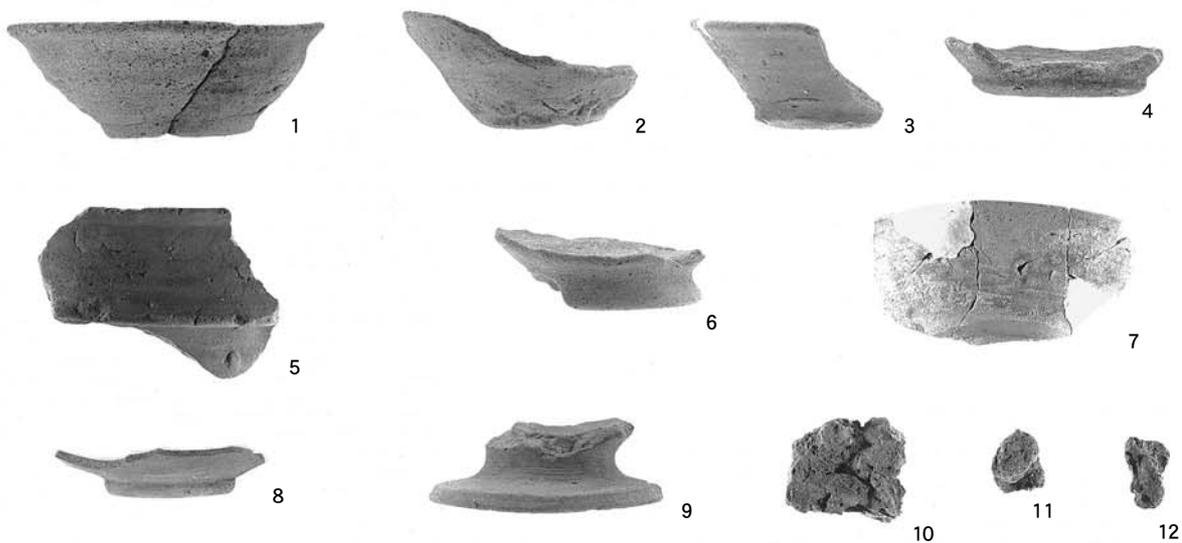
第 3 号住居址(2)



第 6 号住居址(1)



第6号住居址(2)

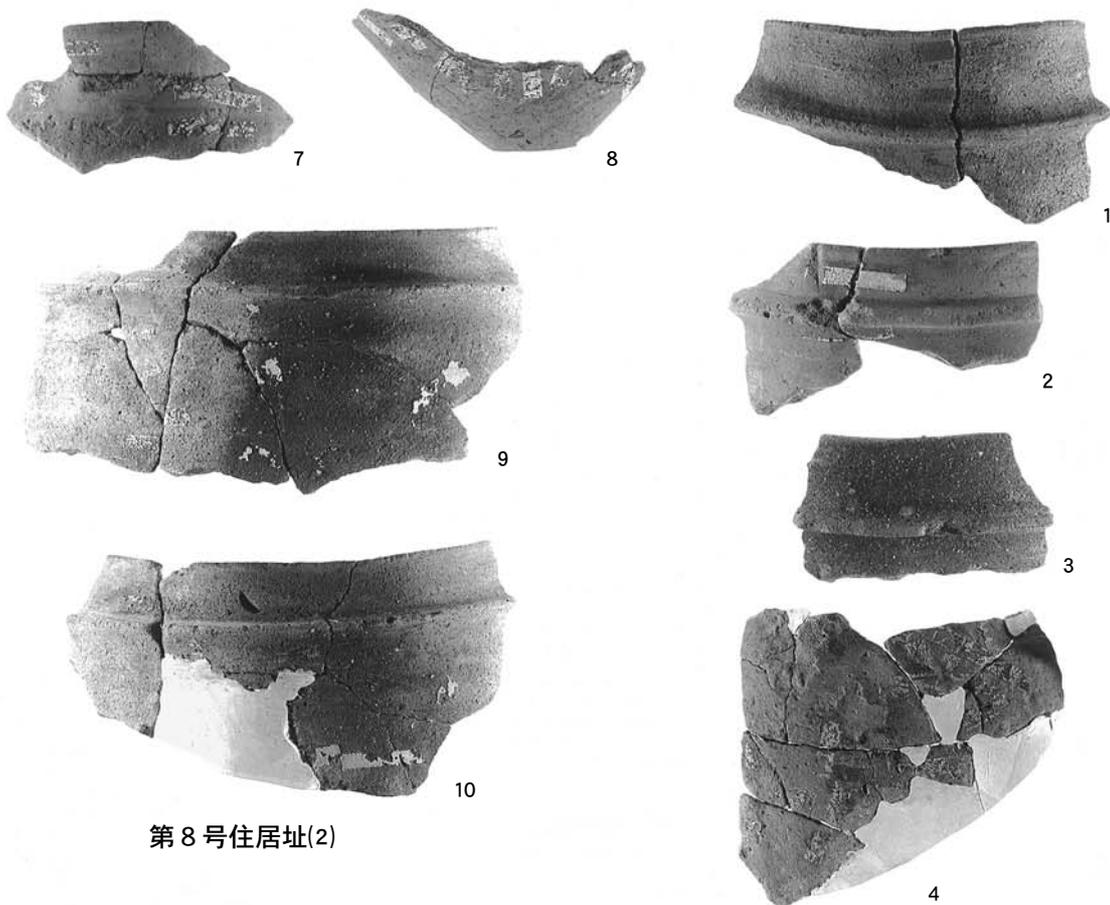


第7号住居址



第8号住居址(1)

图版11



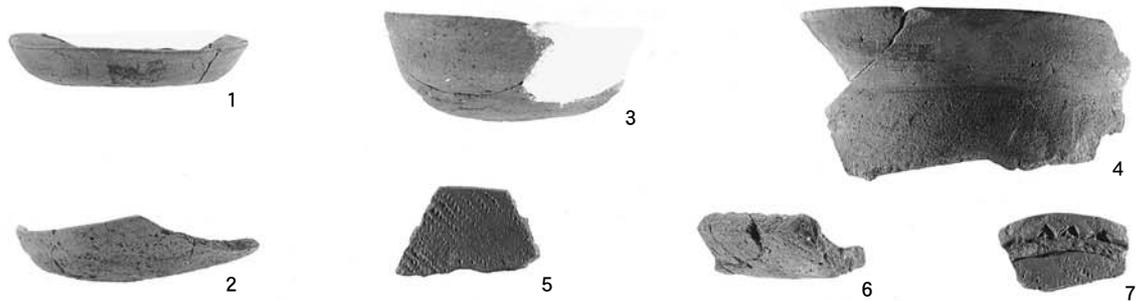
第8号住居址(2)

第9号住居址

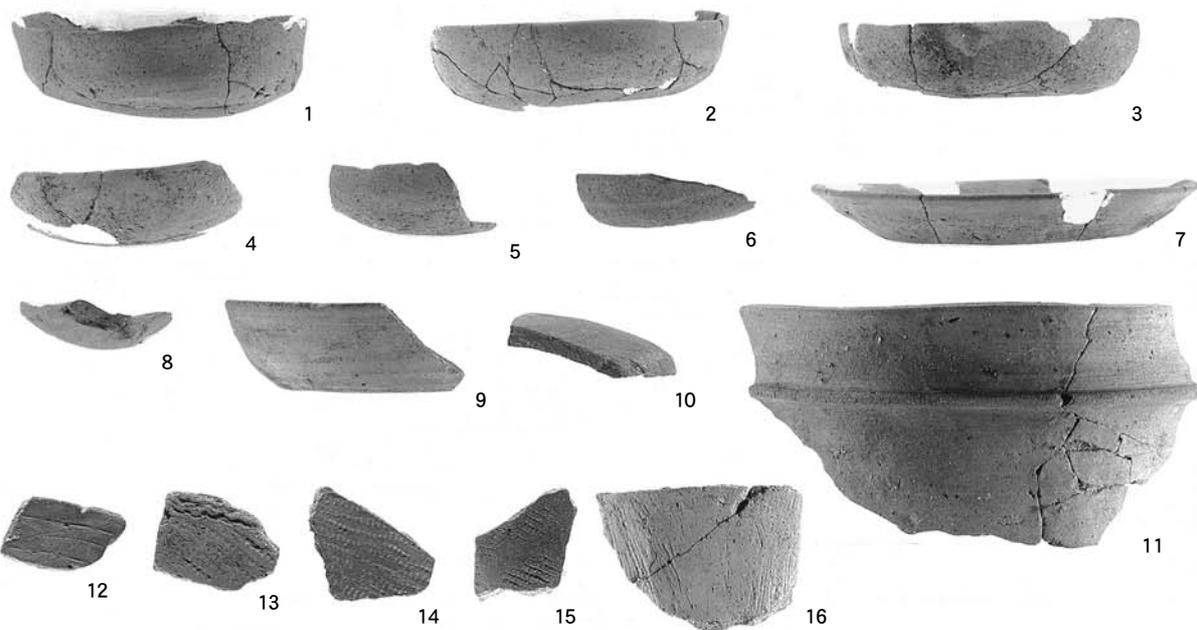


第10号住居址

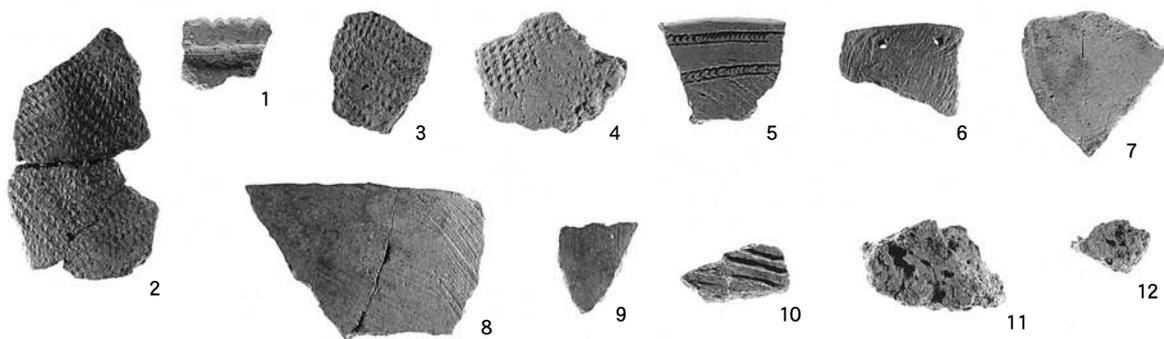
図版12



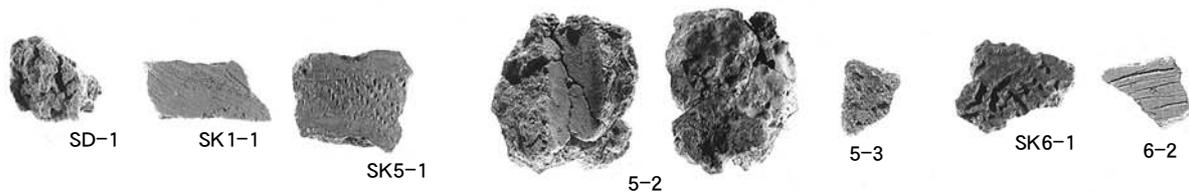
第11号住居址



第12号住居址

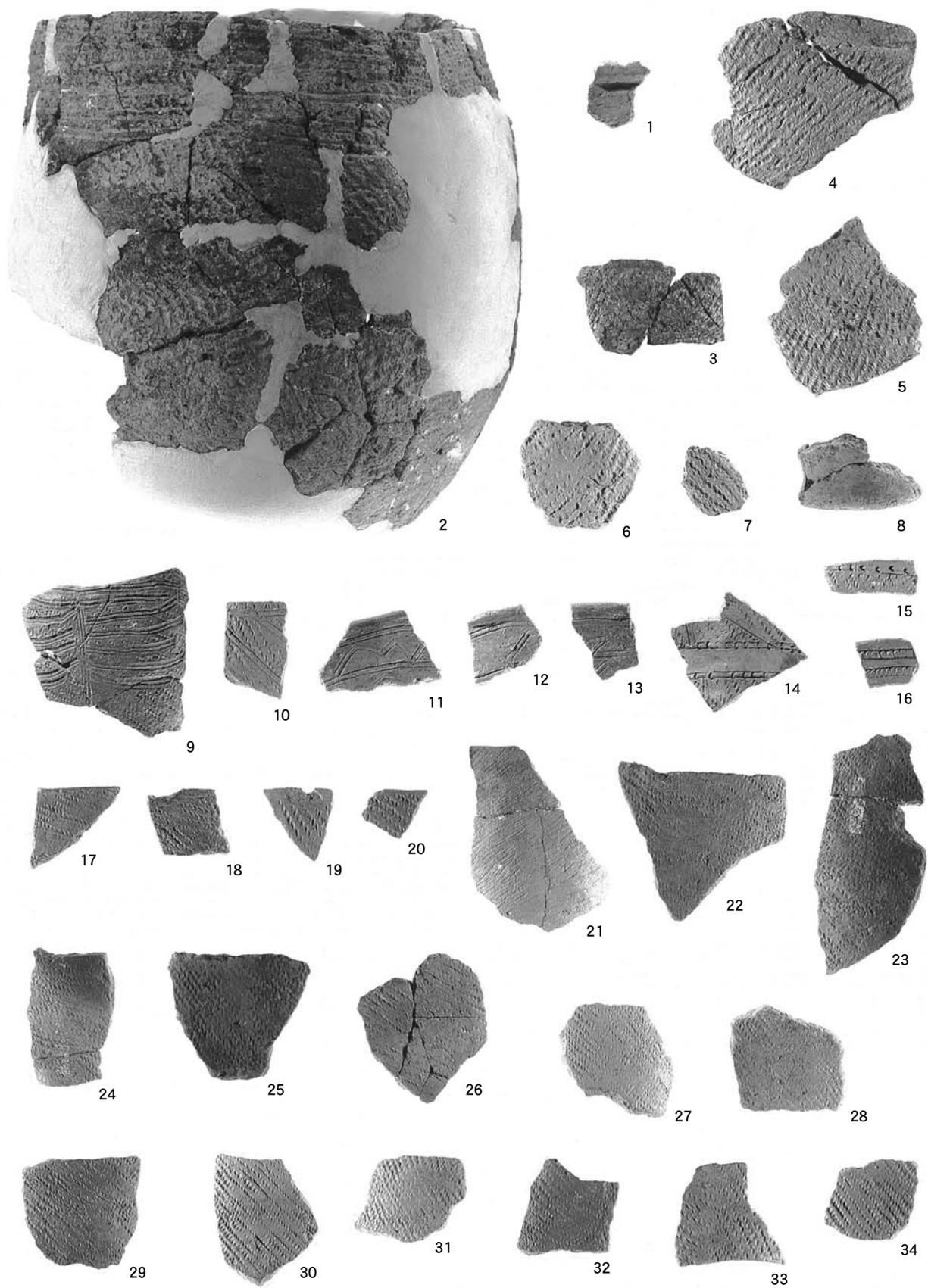


土層捻転址 (S X - 1)



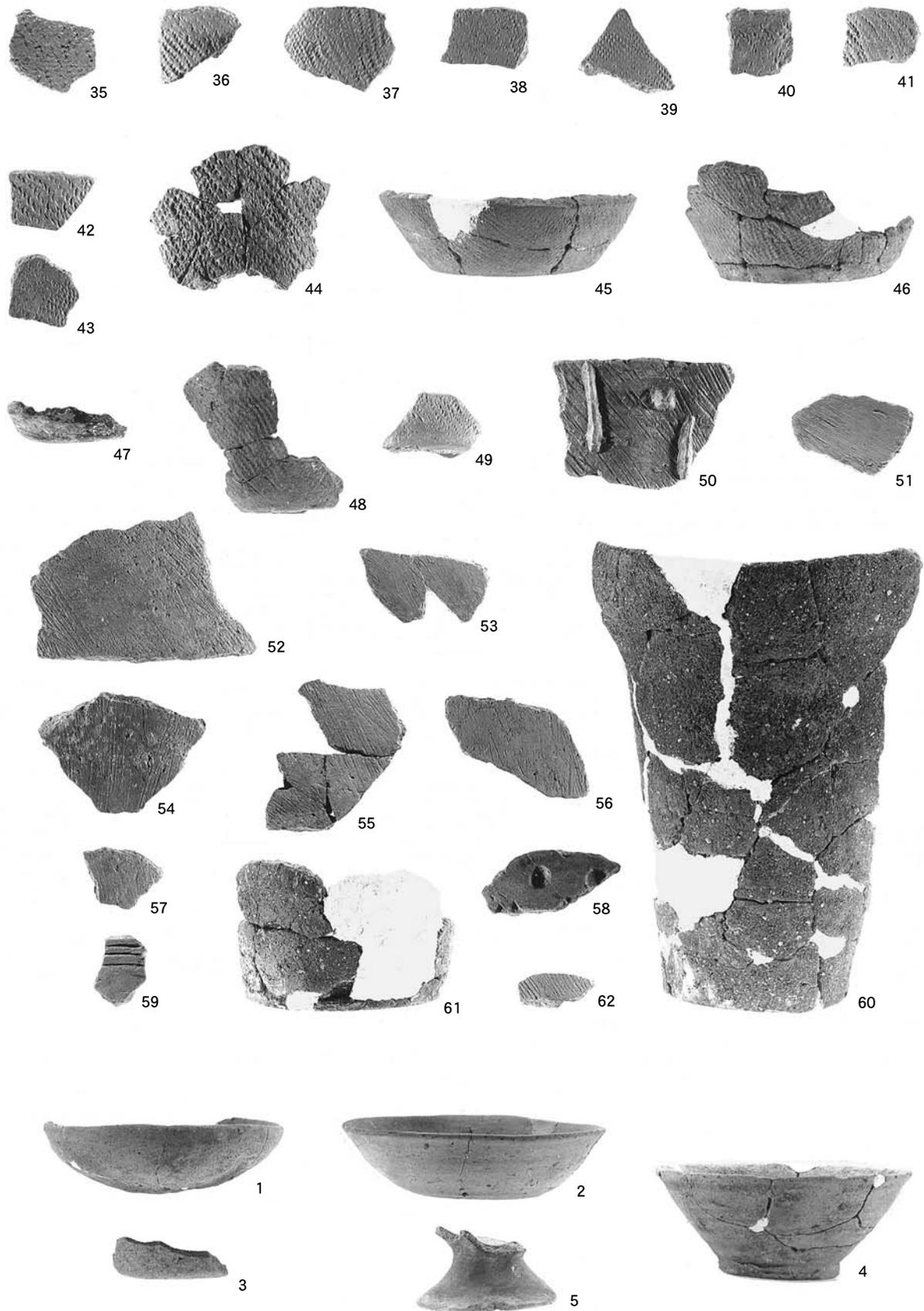
溝状遺構・土壌

塔ノ入遺跡第11・12号住居址他出土遺物



塔ノ入遺跡出土遺物縄紋土器

图版14



塔ノ入遺跡出土遺物縄紋土器他

報告書抄録

フリガナ	トウノイリイセキ							
書名	塔ノ入遺跡							
副書名	上武山地内における古代集落の調査							
シリーズ	本庄市遺跡調査会報告書	巻次	第13集					
編著者	鈴木徳雄 尾内俊彦							
編集機関	本庄市遺跡調査会							
所在地	〒367-8501 埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号 TEL 0495-25-1185							
発行日	西暦2007年(平成19年)3月5日							
フリガナ 所収遺跡	フリガナ 所在地	コード		北緯 (° ' ")	東経 (° ' ")	調査期間	調査 面積	調査 原因
トウノイリ 塔ノ入遺跡	ホンジョウシ コ ダマチョウ タカヤナギ 本庄市児玉町高柳 1004番地1号外	112119	54- 287	36°09'58"	139°05'57"	19870515 ~19870722	1000m ²	岩石 採取
所収遺跡	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
塔ノ入遺跡	集落	縄紋 奈良 平安	竪穴住居址 土壇 炭焼窯	縄紋土器 土師器 須恵器他 羽口		縄紋時代の住居が確認された 鉄生産を伴う山地域の古代 集落の一端が明らかになった		

本庄市遺跡調査会報告書第13集

塔ノ入遺跡

—上武山地内における古代集落の調査—

平成19年3月5日 印刷

平成19年3月5日 発行

発行／本庄市遺跡調査会

埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

(本庄市教育委員会文化財保護課内)

印刷／たつみ印刷株式会社